

戸沢村次世代育成支援行動計画

平成 17 年 3 月

山形県 戸沢村

はじめに

子どもたちの健やかな成長は、家族にとって大きな願いであり、社会にとっても次世代を担う大きな原動力としてきわめて大切なことです。

近年、わが国の子どもをとりまく環境は大きく変わり、また、少子化は一層進行しております。

本村におきましても、合計特殊出生率は、全国及び県平均よりも高いものの少子化傾向が続いており、21世紀を担う子どもたちの健全育成や、わが国の将来の社会経済に大きな影響を与えることが懸念される中で、子どもたちを安心して生み育てることができるようにすることは、地域づくりの基本であり村民の願いでもあります。

そのために戸沢村では、子育て支援を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援の充実に努め、安心して子どもを生み育てることができるよう優しい地域づくりを目指し取り組んでおります。

この度、平成15年7月に制定されました「次世代育成支援対策推進法」により、少子化の歯止め策として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、「戸沢村次世代育成支援行動計画」を策定しました。

この行動計画は、次世代育成支援対策として、地域における子育て支援や、親子の健康の確保、教育環境の整備、また独自の視点としての雇用の場の創出や未婚男女への支援など、平成17年度を初年度とした5か年の施策の目標を定めた計画です。

この計画に基づき、戸沢村に定住し安心して子どもを生み育てることができる社会づくりを目指し、子どもの視点で、よりよい親子関係を築くとともに、地域社会の連携を一層密にした取り組みを推進して参りたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、活発で積極的な委員の皆様のご尽力に対し、また、ニーズ調査にご協力下さいました村民の皆様に心より厚く御礼を申し上げます。

平成17年3月

戸沢村長 渡部 秀勝

目 次

第1章 行動計画の背景・趣旨	1
1. 計画策定の背景	3
(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯	3
(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響	3
2. 計画策定の趣旨	5
3. 計画の期間	5
4. 計画の位置づけ	6
第2章 行動計画の基本的事項	7
1. 基本理念	9
2. 重点的視点	10
3. 基本目標	11
(1) 地域における子育て支援（保育サービスを主に）	11
(2) 地域における子育て支援	11
(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進	11
(4) 母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進	12
(5) 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備	12
(6) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保	12
(7) 子ども等の安全の確保	13
(8) 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進	13
(9) 村内在住の未婚の男女への支援	13
(10) 地域資源を活用した生業（主に農林業）をベースに雇用の場の創出	13
4. 計画の基本体系	14
第3章 子どもと家庭を取り巻く現状	17
1. 人口・世帯の動向	19
(1) 人口の状況	19
(2) 世帯の状況	22
(3) 出生の状況	26
2. 地域の産業・就業構造の動向	27
(1) 産業構造	27
3. 保育サービス等の状況	30
(1) 保育所の状況	30
(2) 特別保育等の状況	31
(3) 認可保育所以外の民間保育施設等の状況	31

(4) 小・中学校の状況.....	32
(5) 児童館等、児童厚生施設の状況.....	32
(6) その他施設の状況.....	32
(7) 母子保健事業の状況.....	33
(8) 児童委員の活動状況.....	34
(9) 手当等の状況.....	34
第4章 行動目標の設定.....	35
1. 具体的推進施策の内容.....	37
(1) 地域における子育て支援（保育サービスを主に）.....	37
(2) 地域における子育て支援.....	38
(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	38
(4) 母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進.....	39
(5) 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備.....	40
(6) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保.....	41
(7) 子ども等の安全の確保.....	41
(8) 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進.....	42
(9) 村内在住の未婚の男女への支援.....	42
(10) 地域資源を活用した生業（主に農林業）をベースに雇用の場の創出.....	43
2. 推進施策の考え方.....	44
(1) 地域における子育て支援（保育サービスを主に）.....	44
(2) 地域における子育て支援.....	47
(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	49
(4) 母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進.....	51
(5) 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備.....	59
(6) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保.....	62
(7) 子ども等の安全の確保.....	65
(8) 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進.....	67
(9) 村内在住の未婚の男女への支援.....	69
(10) 地域資源を活用した生業（主に農林業）をベースに雇用の場の創出.....	70
第5章 行動計画の推進.....	71
1. 推進体制.....	73
(1) 庁内推進体制.....	73
(2) 庁外推進体制.....	73
2. 今後の課題.....	74
(1) 庁内体制づくりにおける課題.....	74
(2) 庁外体制づくりにおける課題.....	74

資料編	75
1. 児童人口推計	77
2. 子育て支援に対する意識・ニーズ	79
(1) 就学前児童・小学生保護者の意識・ニーズ	79
3. 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会の開催状況等	104
(1) 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会の開催状況	104
(2) 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	106
(3) 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	108

第 1 章 行動計画の背景・趣旨

1. 計画策定の背景

(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 平成14年1月 新しい「日本の将来推計人口」の公表
 - ・合計特殊出生率の大幅な低下。平成62年（2050年）における合計特殊出生率の見通し1.61（平成9年推計）から1.39（平成14年推計）へ。
 - ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
 - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。
- 平成14年5月 少子化対策に関する総理大臣の指示
 - ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示。
- 平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
 - ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進。
- 平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議）
次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）
- 平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響

① 経済面

ア. 労働力人口の減少と経済成長への影響

- 労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることにより労働力供給が減少する。
- 貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下は、投資や労働生産の上昇が抑制され、経済成長率の低下等経済活動の制約を強める懸念がある。

イ. 国民の生活水準への影響

- 少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

② 社会面

ア. 家族の変容

- 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

イ. 子どもへの影響

- 子ども数の減少による子ども同士の交流機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

ウ. 地域社会の変容

- 人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になることが懸念される。
- 道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になることが懸念される。

このように少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中、国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制の整備、具体的な施策の推進を目的とした『次世代育成支援対策推進法』が、平成15年7月に制定されました。

この『次世代育成支援対策推進法』では、全国の地方公共団体に、国の示した策定の指針に基づき「地域行動計画」（市町村行動計画）を、平成16年度末までに策定することを義務づけています。

今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力そのものの低下」も大きな要因として指摘されており、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、考えていかなければならない様々な社会的経済的な課題があります。厚生労働省は、少子化の流れを止めるため、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った総合的な取組を推進しています。

戸沢村（以下、本村とする。）としても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

2. 計画策定の趣旨

本村では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制の中で子育て支援事業を展開しています。

この次世代育成支援対策の理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取組を行うことを基本として、住民が未来に希望を持って、また、安心して子どもを生み、育てることができる優しいむらづくりを目指し、「戸沢村次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

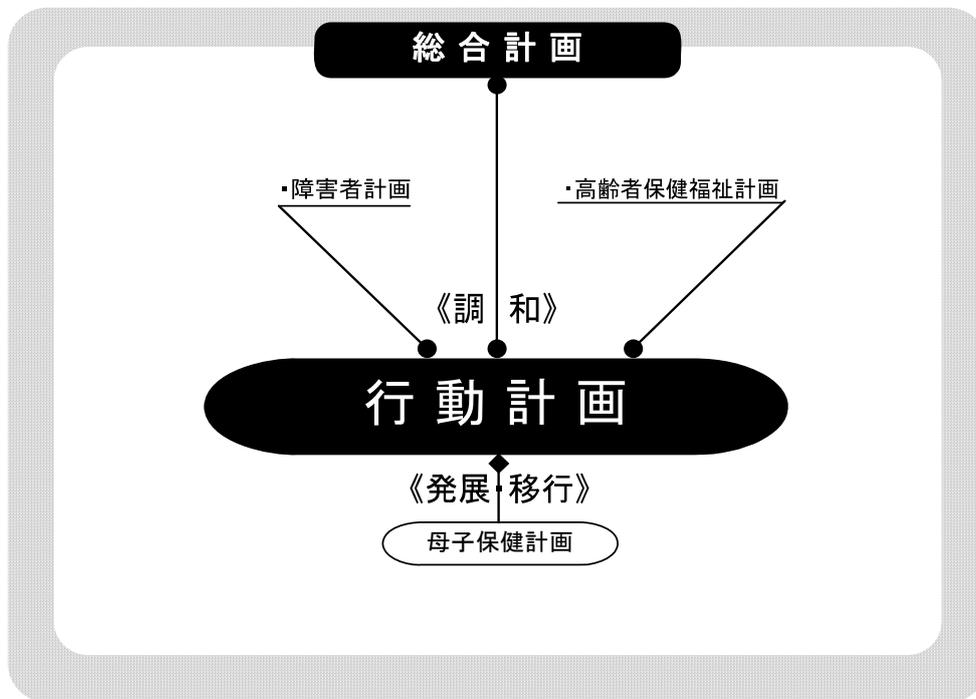
3. 計画の期間

「戸沢村次世代育成支援行動計画」の計画期間は、前期計画として平成17年度から平成21年度の5年間とし、後期計画（平成22年度から平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4. 計画の位置づけ

本計画は、母子保健計画の発展・移行を基本として、村総合計画との整合を図りつつ、関連計画である障害者計画、高齢者保健福祉計画との調和を図ります。

図1-1 本計画と他の計画との関係



第2章 行動計画の基本的事項

1. 基本理念

本村の次世代育成支援対策の目指す方向性として次の基本理念を定めます。

信頼関係づくりを基盤に、生涯学習等の活動を通じた子育て環境、 地域社会を目指します

今、「育まれ、学び、働き、家庭を築き、豊かな人生をおくる」というあたりまえのライフスタイルが、過疎過密の社会現象により、あたりまえでなくなっています。

特に、地元で働くこと、また、パートナーをみつけること、さらに子どもを生み育むことが、非常に困難になってきています。

その阻害要因を取り除き、人間としてあるべき人生を展望しつつ、豊かさの実感できる子育て環境、地域社会を目指します。

2. 重点的視点

今後の次世代育成支援対策の施策検討にあたり、以下の4項目を重点的な視点として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力をばらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点をふまえ積極的に取り組み、本計画の具体化に努めていく必要があります。

〈視点その1〉子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

〈視点その2〉次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

〈視点その3〉すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

〈視点その4〉地域特性の視点

本計画においては、地域の特性を活かすことが重要です。このため、地域特性の視点として以下のような方針を定めます。

自然環境を考慮することや伝統的文化行事など、地域に根ざした関係団体等の活動を十分に活用した子育て支援並びに次世代育成のための推進策を図ります。

3. 基本目標

前項「2. 重点的視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

(1) 地域における子育て支援（保育サービスを主に）

- ・信頼関係と共に子育て支援体制を築くパートナーシップづくり
- ・保育所の統廃合
- ・子育て支援センターの設置（1保育所を指定）
- ・保護者負担の適切化（階層を緩やかに減少させ一律化を目指す）
- ・低年齢児保育は、家庭・地域の活力を最大限の活用
- ・父親の気づきの場を提供
- ・ふれあい体験の受入態勢の整備
- ・保小連携の強化
- ・学習の機会の提供
- ・危機管理マニュアルの策定、訓練の実施

(2) 地域における子育て支援

- ・保育所において地域の人材が活躍できる場の積極的な提供
- ・地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成
- ・ファミリー・サポート・センターの開設
- ・子育て家庭が参加しやすい社会づくり
- ・子育て支援団体の交流の場を提供
- ・各種支援団体の活動を体験できる場の提供
- ・嫁ぎたての女性に対する交流の機会の提供

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・子育てにおける夫婦間の協力体制を築くための支援
- ・子育てカレンダーを充実させ、関連行事の地域社会への定着
- ・職業生活と家庭生活との両立支援のための啓発活動
- ・男女問わず、育児休業・休暇の取得率の向上
- ・0歳児保育・放課後児童クラブ・一時保育の必要性の検討
- ・国レベルの課題への随時要望

(4) 母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進

- ・信頼関係と共に子育て支援体制を築くパートナーシップづくり
- ・妊娠から育児までの支援環境を整える
- ・利用者の視点にたった健診体制の整備
- ・集団接種から個別接種への体制づくり
- ・歯科医でフッ素塗布ができる体制づくり
- ・総合的な相談窓口の設置
- ・母親教室とすくすく広場の充実、子育てグループの育成
- ・母性保護のため、特に産前休暇の取得率の向上と喫煙の影響を広報・啓発
- ・各種事業への父親の参加も促し、参加率の向上を図る
- ・おやつの習慣づくり

(5) 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・地域の持つ資源（人材、施設等）を活かした地域活動の育成
- ・地域の活動拠点を中心とした異年齢交流の推進
- ・地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成
- ・各種団体の主催する行事等の募集及び参加の情報の一元化
- ・保育士の専門性を開放し、テーマ性のある保育の実践
- ・生きる力を育むため、地域社会を挙げ積極的に取り組み、生涯学習社会の展望とその推進体制の整備
- ・PTA等も積極的に取り組み、特に父親の活躍の場としての位置づけ

(6) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保

- ・空き家情報システムの立ち上げを検討
- ・宅地分譲の推進
- ・地域主導による子育てしやすい環境づくりの支援
- ・自治体として子育てしやすい環境づくりの整備
- ・水環境の保全と潤いある居住環境づくり
- ・地域と密着した道路整備の推進
- ・医療機関の体制整備に向け、関係機関とともに要望活動の展開

(7) 子ども等の安全の確保

- ・交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策
- ・不審者の侵入等に備え、危機管理マニュアルの作成とその運用の徹底
- ・危険箇所等の把握と、その対策の速やかな実施
- ・危険箇所等の情報の一元化による総合的な危機管理
- ・地域住民と密着した防災体制の構築

(8) 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進

- ・虐待防止等ネットワークの体制づくりとその定例会の開催
- ・虐待を未然に防ぐ集落環境づくり
- ・障害等を持つ児童の早期発見と家庭への支援

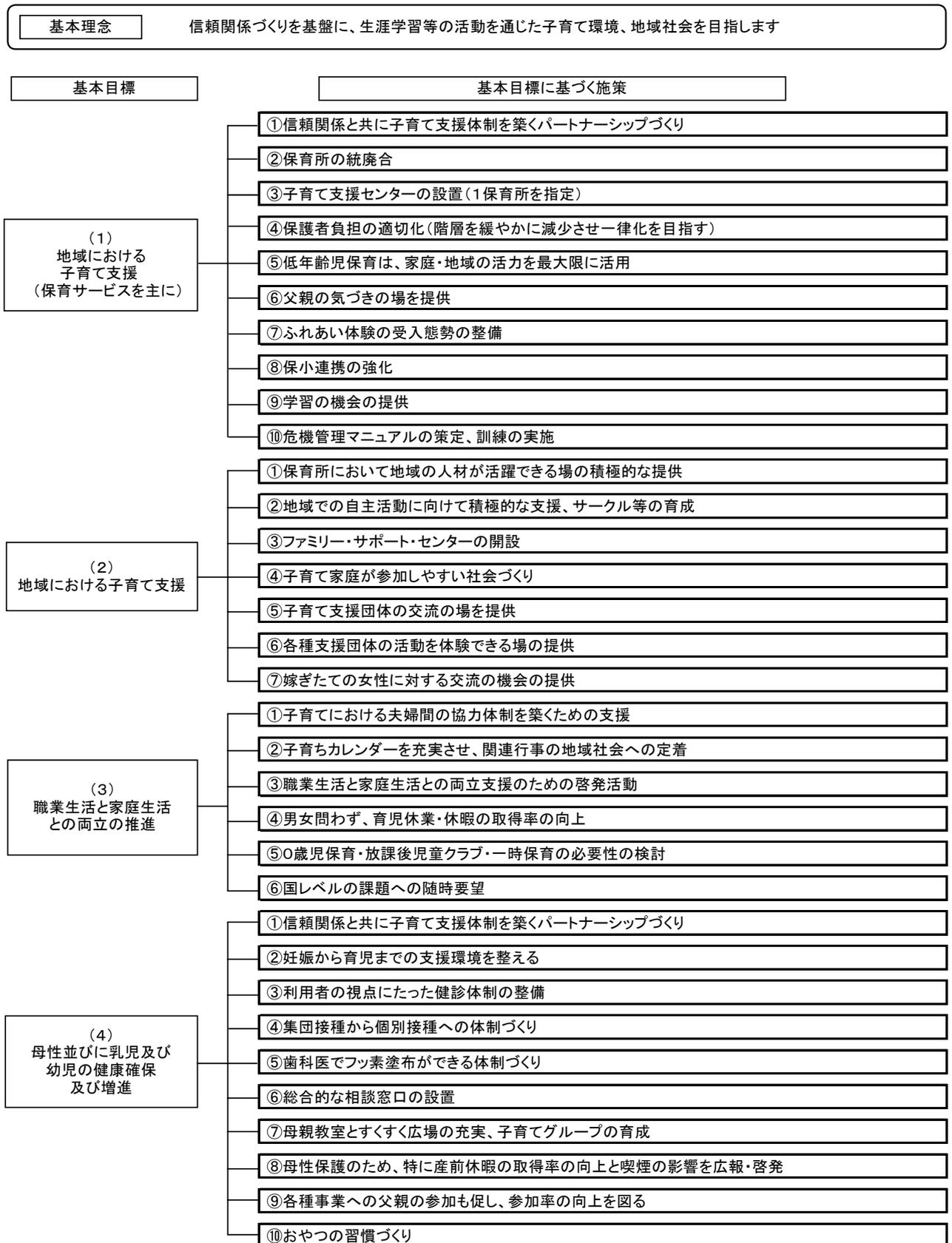
(9) 村内在住の未婚の男女への支援

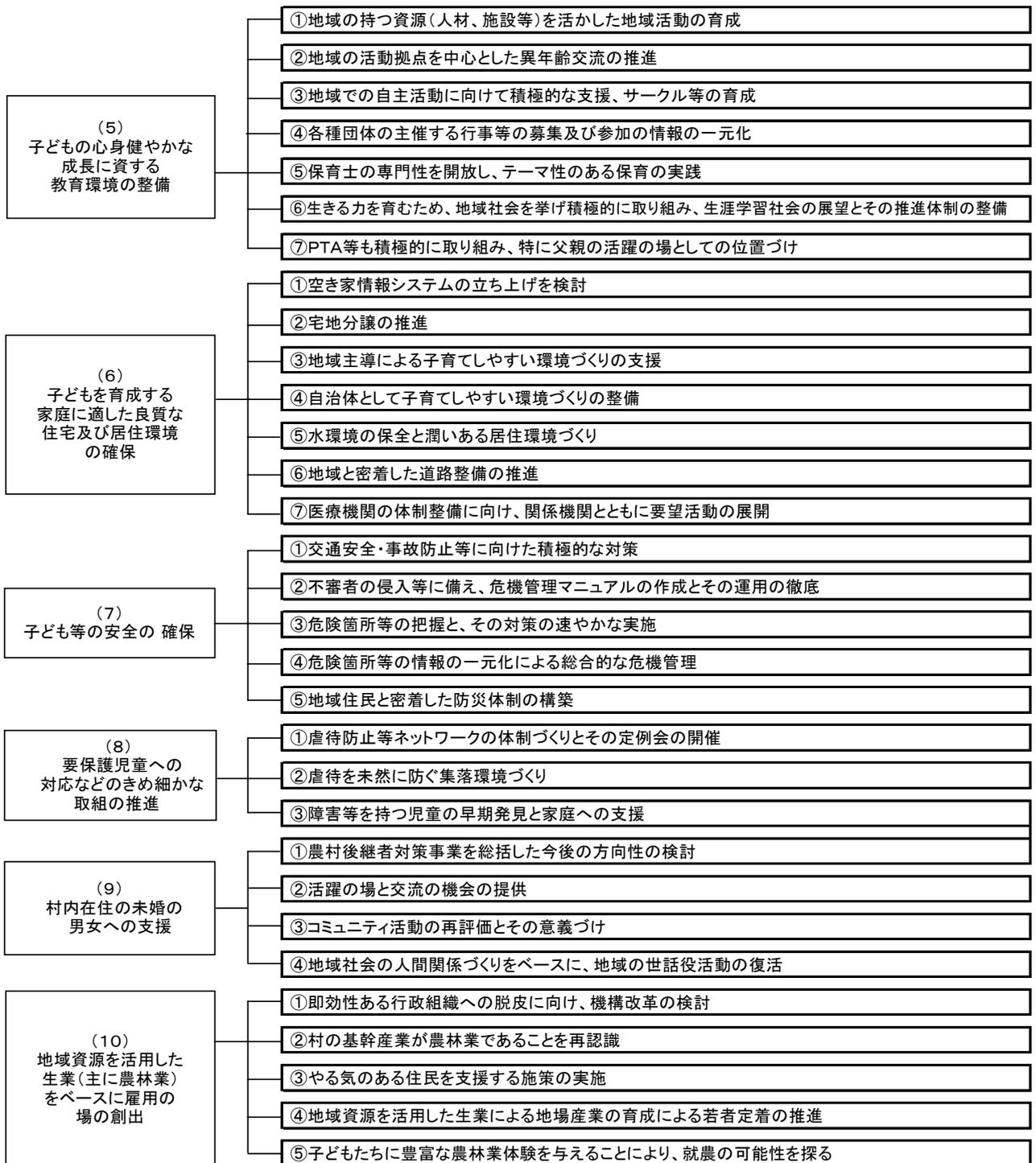
- ・農村後継者対策事業を総括した今後の方向性の検討
- ・活躍の場と交流の機会の提供
- ・コミュニティ活動の再評価とその意義づけ
- ・地域社会の人間関係づくりをベースに、地域の世話役活動の復活

(10) 地域資源を活用した生業（主に農林業）をベースに雇用の場の創出

- ・即効性ある行政組織への脱皮に向け、機構改革の検討
- ・村の基幹産業が農林業であることを再認識
- ・やる気のある住民を支援する施策を実施
- ・地域資源を活用した生業による地場産業の育成による若者定着の推進
- ・子どもたちに豊富な農林業体験を与えることにより、就農の可能性を探る

4. 計画の基本体系





第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

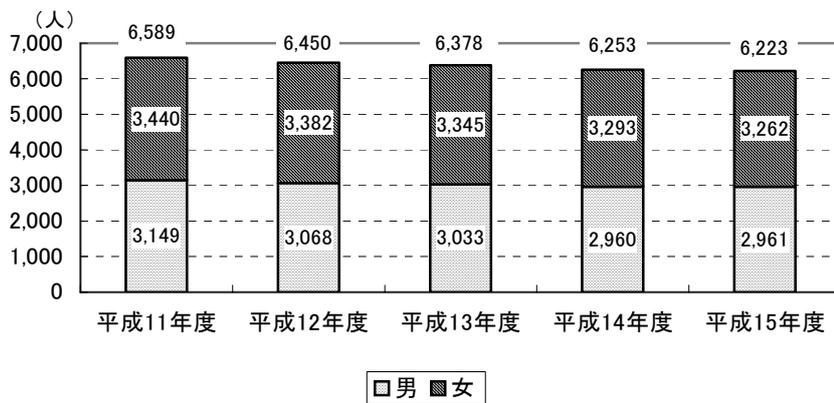
1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の状況

① 人口

平成15年度の本村の人口総数は6,223人で、平成11年度と比較すると366人(5.6%)の減少となっています。対前年の増減率をみると、平成11～12年度-2.1%、平成12～13年度-1.1%、平成13～14年度-2.0%、平成14～15年度-0.5%と年々減少を続けています。

図3-1 人口の推移



各年度10月1日現在

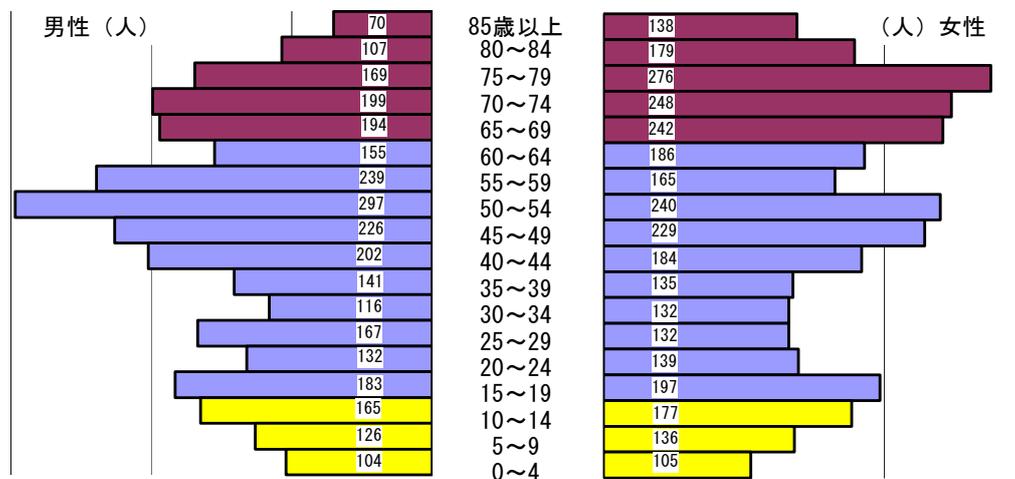
資料:住民基本台帳

② 年齢別・性別人口構成

本村の平成15年度における年齢別人口構成は下図のとおりです。

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の構成比は、それぞれ13.0% : 57.7% : 29.2%となっています。

図3-2 人口ピラミッド



平成15年10月1日現在

資料:住民基本台帳

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

③ 児童人口

本村における平成15年度現在の児童人口は1,109人で、平成11年度と比較すると200人(15.3%)の減少となっています。対前年の増減率をみると平成11～12年度-4.7%、平成12～13年度-3.4%、平成13～14年度-5.3%、平成14～15年度-2.8%と、年々減少を続けています。

表3-1 児童人口の推移

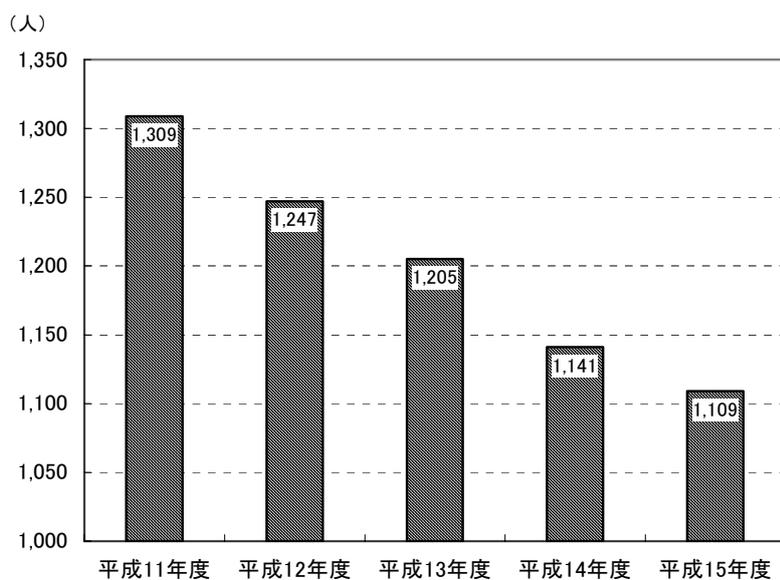
単位:人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
0歳	45	35	47	38	54
1歳	51	46	39	49	36
2歳	56	47	47	38	49
3歳	59	57	48	46	41
4歳	47	60	56	48	45
5歳	61	49	61	53	48
6歳	69	60	50	60	54
7歳	79	67	61	48	59
8歳	74	79	66	60	48
9歳	70	72	80	66	60
10歳	80	70	73	79	66
11歳	88	80	69	73	81
12歳	66	87	82	69	73
13歳	99	66	87	80	70
14歳	95	99	66	87	81
15歳	90	92	95	66	86
16歳	93	89	89	92	66
17歳	87	92	89	89	92
合計	1,309	1,247	1,205	1,141	1,109

各年度10月1日現在

資料:住民基本台帳

図3-3 児童人口の推移



資料:住民基本台帳

④ 外国人登録人口

本村における平成16年度現在の外国人登録人口は47人となっています。平成11年度に比べて14人の増加になっています。

表3-2 外国人登録人口の推移

単位:人

国名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
中国	14	20	19	19	19	25
韓国及び朝鮮	9	11	10	11	11	11
フィリピン	10	10	8	8	8	10
英国	0	0	0	0	0	1
合計	33	41	37	38	38	47

各年度12月末日現在

資料:住民生活課

⑤ 人口動態

本村の平成15年度の自然動態は29人の減、社会動態は38人の減となっており、全体では67人の減となっています。

表3-3 人口動態の推移

単位:人

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成11年度	46	54	-8	105	215	-110
平成12年度	37	58	-21	127	190	-63
平成13年度	48	82	-34	133	203	-70
平成14年度	48	77	-29	109	169	-60
平成15年度	44	73	-29	118	156	-38

各年度10月1日現在

資料:住民基本台帳

⑥ 昼夜間人口

本村の平成12年度における昼夜間人口は、昼間人口5,438人、夜間人口6,450人で昼夜間比率は84.3と100を下回っており流出超過となっています。

表3-4 昼夜間人口の推移

単位:人

	昼間人口	夜間人口	昼夜間比率
平成2年度	6,426	7,248	88.7
平成7年度	5,847	6,959	84.0
平成12年度	5,438	6,450	84.3

資料:国勢調査

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

⑦ 死亡時期別人数

本村における平成15年度の乳児死亡、新生児死亡、周産期死亡は該当なし、死産数は1人(胎)となっています。

表3-5 死亡時期別人数の推移

	乳児死亡			新生児死亡			周産期死亡			死産		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	後期死産	生後1週未満	総数	自然	人工
平成11年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
平成12年度	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3
平成13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
平成14年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
平成15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

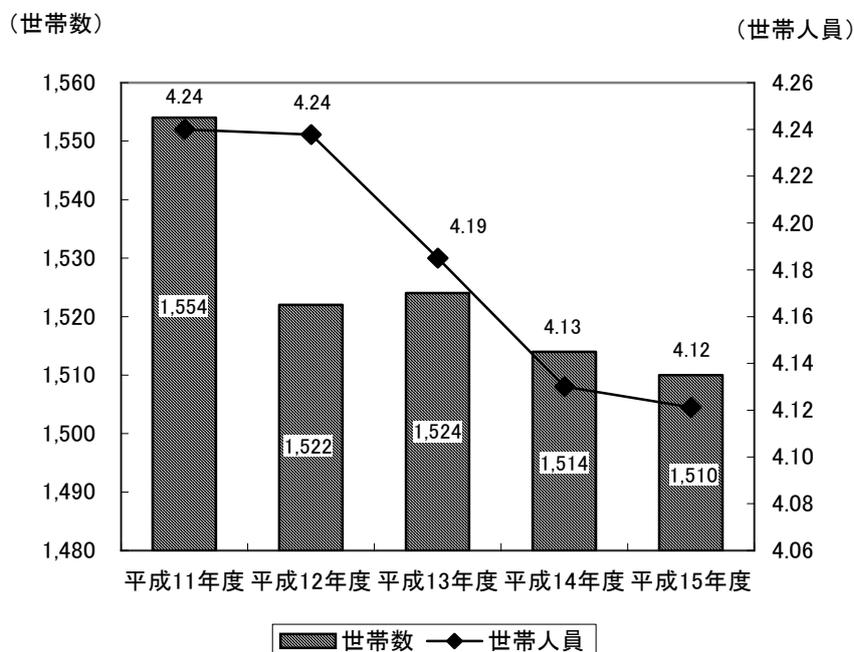
資料:山形県医務福祉課

(2) 世帯の状況

① 世帯数及び世帯人員

平成15年度の本村の世帯数は1,510世帯で、平成11年度の世帯数と比較すると44世帯(2.8%)の減少となっています。世帯人員は平成15年度で4.12人となっており、平成11年度と比べ0.12人(2.8%)の減少となっています。

図3-4 世帯数及び世帯人員の推移

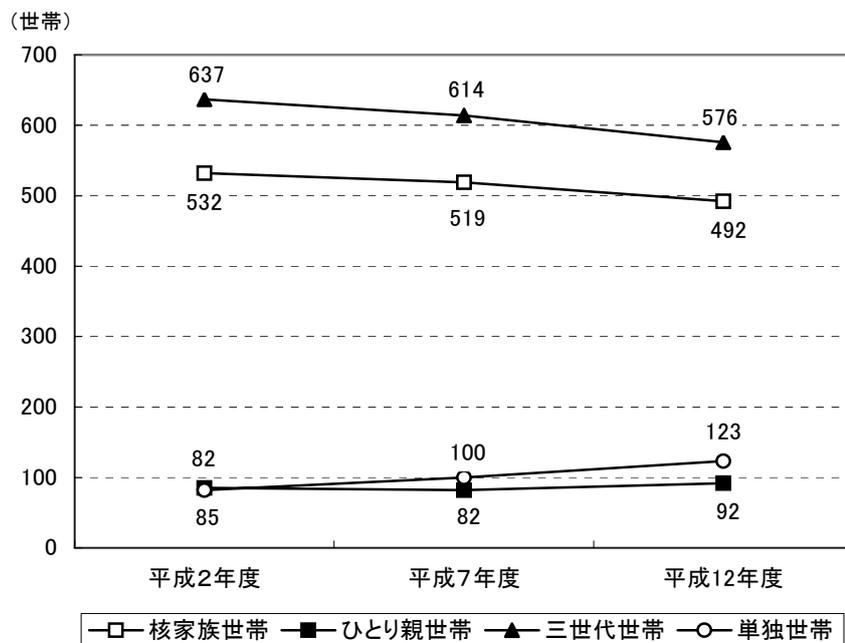


資料:住民基本台帳

② 世帯構成

平成12年度の国勢調査における世帯構成は三世代世帯が576世帯で最も多く、次いで核家族世帯の492世帯となっています。平成2年度からの推移をみると、三世代世帯と核家族世帯が減少しており、それ以外の世帯については増加しています。

図3-5 世帯構成の推移



資料: 国勢調査

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

表3-6 家族人員別世帯数・世帯人員・親族人員

単位:世帯、人

	総数	親族人員が1人	2	3	4	5	6	7人以上	
平成2年度	世帯数	1,606	82	236	247	243	242	279	277
	世帯人員	7,168	82	472	743	972	1,211	1,675	2,013
	親族人員	7,163	82	472	741	972	1,210	1,674	2,012
	6歳未満の親族のいる世帯数	366	0	0	11	24	79	108	144
	6歳未満の親族のいる世帯人員	2,222	0	0	33	96	396	649	1,048
	6歳未満の親族人員	517	0	0	11	30	95	153	228
	18歳未満の親族のいる世帯数	835	0	2	34	91	178	255	275
	18歳未満の親族のいる世帯人員	4,890	0	4	102	364	891	1,531	1,998
	18歳未満の親族人員	1,728	0	2	38	134	312	523	719
平成7年度	世帯数	1,583	101	245	242	219	258	284	234
	世帯人員	6,881	102	490	727	878	1,280	1,704	1,700
	親族人員	6,876	101	490	726	876	1,280	1,704	1,699
	6歳未満の親族のいる世帯数	287	0	0	9	24	54	95	105
	6歳未満の親族のいる世帯人員	1,742	0	0	27	96	270	570	779
	6歳未満の親族人員	394	0	0	9	29	68	126	162
	18歳未満の親族のいる世帯数	774	0	1	27	68	186	263	229
	18歳未満の親族のいる世帯人員	4,528	0	2	81	272	930	1,578	1,665
	18歳未満の親族人員	1,517	0	1	29	98	319	508	562
平成12年度	世帯数	1,520	123	262	229	217	270	229	190
	世帯人員	6,321	123	525	688	868	1,350	1,374	1,393
	親族人員	6,319	123	524	687	868	1,350	1,374	1,393
	6歳未満の親族のいる世帯数	227	0	1	3	24	50	64	85
	6歳未満の親族のいる世帯人員	1,386	0	2	9	96	250	384	645
	6歳未満の親族人員	294	0	1	3	29	57	87	117
	18歳未満の親族のいる世帯数	657	0	5	20	68	184	199	181
	18歳未満の親族のいる世帯人員	3,784	0	10	60	272	920	1,194	1,328
	18歳未満の親族人員	1,238	0	5	24	93	292	388	436

資料:国勢調査

③ 婚姻、離婚件数

本村における平成15年度の婚姻件数は19件、離婚件数は10件となっています。

表3-7 婚姻、離婚件数の推移

単位:件

	婚姻		離婚	
	件数	率 (人口千対)	件数	率 (人口千対)
平成11年度	22	3.30	8	1.19
平成12年度	37	5.80	10	1.56
平成13年度	26	4.10	10	1.57
平成14年度	31	5.00	7	1.12
平成15年度	19	3.05	10	1.61

資料:住民生活課

④ 未婚者数の状況

本村における15歳以上の未婚者数は1,078人（未婚率19.7%）であり、年齢層別の状況は下表のとおりです。

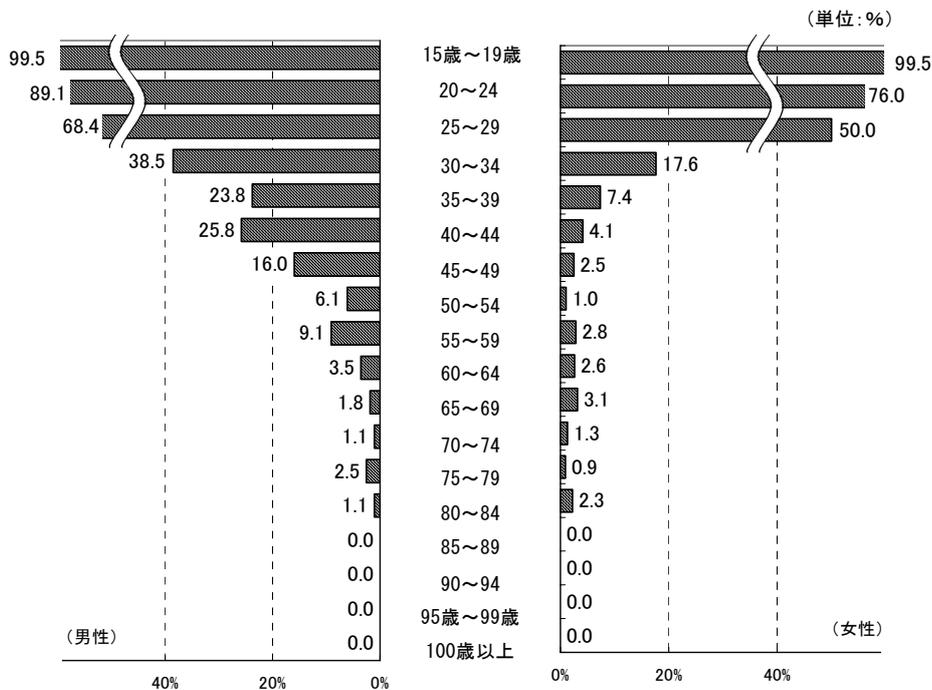
表3-8 未婚者数の状況

単位：人、%

	男			女			合計		
	総数	未婚	未婚率	総数	未婚	未婚率	総数	未婚	未婚率
総数	2,606	647	24.8%	2,876	431	15.0%	5,482	1,078	19.7%
15～19	191	190	99.5%	191	190	99.5%	382	380	99.5%
20～24	137	122	89.1%	129	98	76.0%	266	220	82.7%
25～29	136	93	68.4%	116	58	50.0%	252	151	59.9%
30～34	122	47	38.5%	142	25	17.6%	264	72	27.3%
35～39	189	45	23.8%	204	15	7.4%	393	60	15.3%
40～44	217	56	25.8%	218	9	4.1%	435	65	14.9%
45～49	288	46	16.0%	244	6	2.5%	532	52	9.8%
50～54	263	16	6.1%	195	2	1.0%	458	18	3.9%
55～59	154	14	9.1%	177	5	2.8%	331	19	5.7%
60～64	198	7	3.5%	230	6	2.6%	428	13	3.0%
65～69	218	4	1.8%	255	8	3.1%	473	12	2.5%
70～74	189	2	1.1%	302	4	1.3%	491	6	1.2%
75～79	158	4	2.5%	219	2	0.9%	377	6	1.6%
80～84	94	1	1.1%	133	3	2.3%	227	4	1.8%
85～89	42	-	0.0%	95	-	0.0%	137	-	0.0%
90～94	9	-	0.0%	21	-	0.0%	30	-	0.0%
95～99	1	-	0.0%	5	-	0.0%	6	-	0.0%
100歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：平成12年国勢調査

図3-6 男女別5歳階級別未婚率の状況

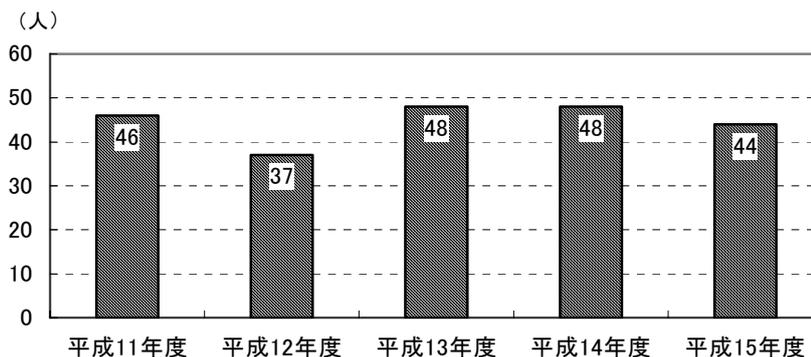


(3) 出生の状況

① 出生数

本村における平成15年度の出生数は44人となっています。平成11年度～15年度における対前年増減数をみると平成11～12年度では9人の減、平成12～13年度では11人の増、平成13～14年度では同数、平成14～15年度では4人の減となっています。

図3-7 出生数の推移



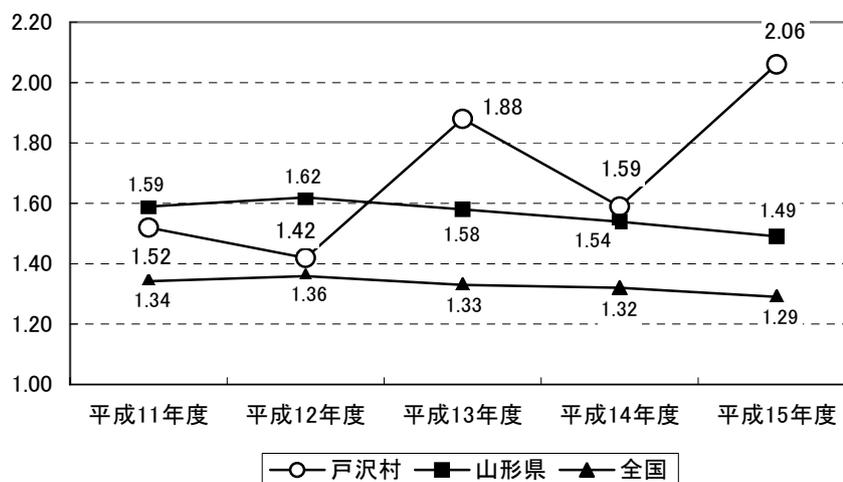
資料:住民基本台帳

② 合計特殊出生率

本村の平成15年度の合計特殊出生率は2.06となっています。平成11年度～15年度における対前年増減数をみると平成11～12年度では0.10の減、平成12～13年度では0.46の増、平成13～14年度では0.29の減、平成14～15年度では0.47の増となっており、増減にばらつきがあるものの上昇傾向をみせています。

山形県の合計特殊出生率は、全国平均に比べが高くなっており、本村においてはさらに高い傾向がみられます。

図3-8 合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省

2. 地域の産業・就業構造の動向

(1) 産業構造

① 就業人口

平成12年度における就業者の産業分類別の構成比をみると、第一次産業16.3%、第二次産業44.8%、第三次産業38.9%となっています。

昭和55年度以降の推移をみると、第一次産業から第三次産業への就業者の移行が進んでいます。

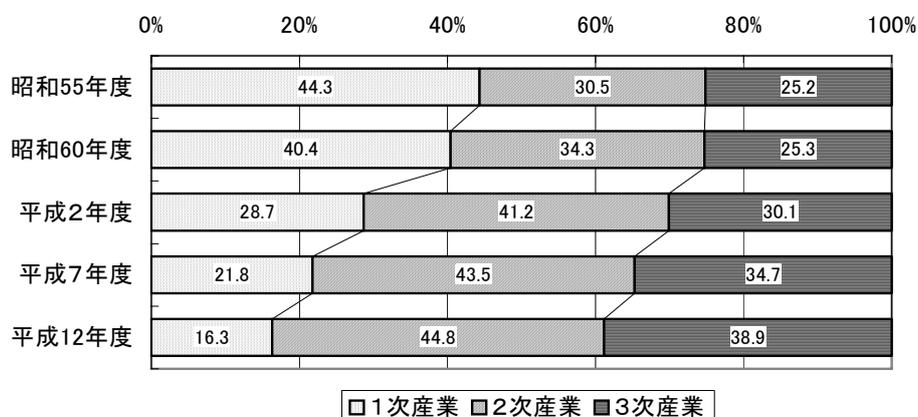
表3-9 就業者数（15歳以上）の推移

単位：人

	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度
	総数	総数	総数	総数	総数
総数	3,779	3,702	3,533	3,337	3,067
一次産業	1,526	1,406	949	680	472
農業	149	90	65	46	28
林業・狩猟業	0	0	0	1	1
漁業・水産養殖業	0	0	0	1	1
小計	1,675	1,496	1,014	727	501
二次産業	7	7	6	2	1
鉱業	540	372	394	563	593
建設業	606	891	1,056	886	780
製造業	1,153	1,270	1,456	1,451	1,374
小計	7	7	6	2	1
三次産業	333	335	335	352	370
卸売業・小売業	19	17	22	29	31
金融・保険・不動産業	165	131	169	183	157
運輸・通信業	12	4	9	9	14
電気・ガス・水道・熱供給業	327	324	409	454	498
サービス業	95	124	118	132	121
公務	0	1	1	0	1
その他	951	936	1,063	1,159	1,192
小計					

資料：国勢調査

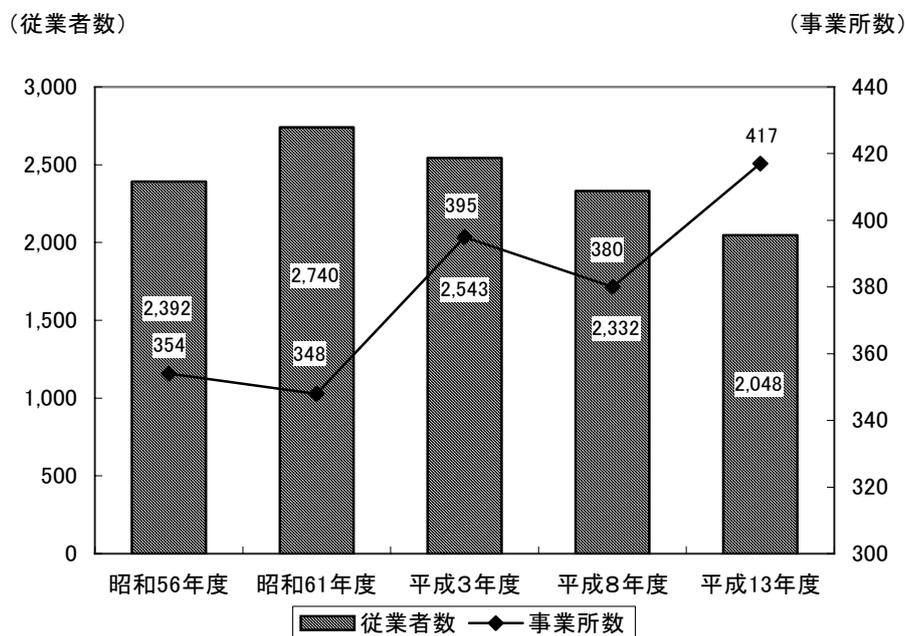
図3-9 就業者数の構成比の推移



資料：国勢調査

また、平成13年度における事業所数は417事業所、従業者数は2,048人となっています。

図3-10 事業所数及び従業者数の推移



資料: 事業所統計調査

② 工業の状況

平成15年度における従業者数は367人、事業所数は22事業所、製造品出荷額等は4,261百万円となっています。

平成11年度に比べて従業者数、製造品出荷額等ともに減少しています。

表3-10 工業の推移 (従業員4人以上の事業所)

	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	製造品出荷額等 (百万円)
平成11年度	470	19	5,044
平成12年度	476	21	4,922
平成13年度	442	22	4,973
平成14年度	335	18	4,390
平成15年度	367	22	4,261

資料: 工業統計調査

③ 商業の状況

平成14年度における従業者数は222人、商店数は83店、年間商品販売額は2,570百万円となっています。

表3-11 商業の推移

	従業者数 (人)	商店数 (店)	年間商品販売額 (百万円)
平成3年度	279	89	3,604
平成6年度	209	80	3,395
平成9年度	207	81	3,113
平成11年度	240	94	3,630
平成14年度	222	83	2,570

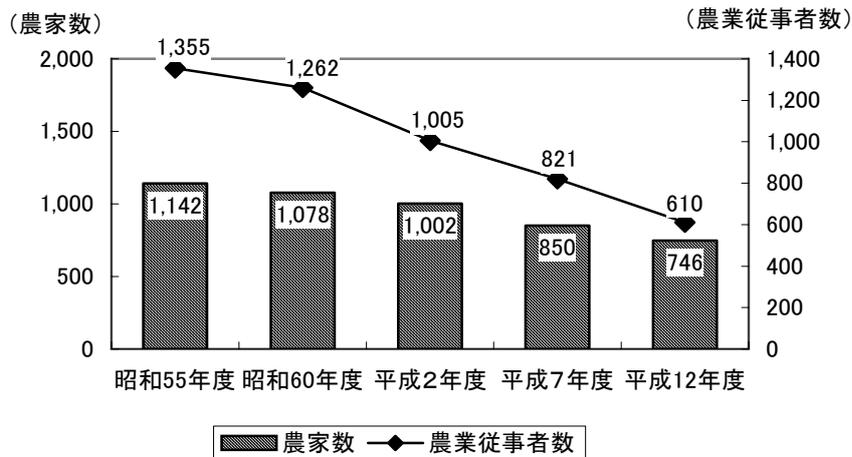
資料: 商業統計調査

④ 農業の状況

ア. 農家数及び農業従事者数

平成12年度における農家数は746戸、農業従事者数は610人となっています。
昭和55年度以降、農家数、農業従事者数ともに減少傾向にあります。

図3-11 農家数及び農業従事者数の推移



各年度2月1日現在

資料: 農業センサス

イ. 経営耕地面積

平成12年度における経営耕地面積は1,370.0haとなっています。

表3-12 経営耕地面積の推移

単位: ha

	総面積	田	畑	樹園地
昭和55年度	1,334.4	1,164.1	145.6	24.7
昭和60年度	1,444.2	1,272.1	146.2	25.9
平成2年度	1,392.0	1,245.0	132.0	15.0
平成7年度	1,367.0	1,235.0	119.0	13.0
平成12年度	1,370.0	1,246.0	117.0	7.0

資料: 農業センサス

3. 保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

① 保育所の概要

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

平成15年現在、本村には公立2園（児童数91人）があり、稼働率86.7%となっています。また、保育士は18人です。

なお、平成15年度における待機児童はいません。

表3-13 保育所の概要

単位:箇所、人、%

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立	箇所数	2	2	2	2	2
	定員数	105	105	105	105	105
	児童数	96	100	103	99	91
	稼働率	91.4	95.2	98.1	94.3	86.7
保育士数		17	18	18	19	18

資料:健康福祉課

② 保育料

平成17年度における保育料は下表のとおりです。

表3-14 保育料

単位:円

階層	定 義	月額保育料	
		3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯	0	0
2	村民税非課税世帯	8,000	6,000
	同母子世帯	4,000	3,000
3	村民税課税世帯	14,500	12,500
	同母子世帯	13,000	11,200
4	所得税課税世帯 40,000円未満	17,000	14,000
5	40,000円以上 140,000円未満	22,000	18,000
6	140,000円以上 370,000円未満	25,000	21,000
7	370,000円以上	30,000	25,000

平成17年度以降

(2) 特別保育等の状況

① 就学前児童の保育所入所率

就学前児童の居場所は下表のとおりです。「保育所」60.2%、「その他」39.8%となっています。

表3-15 就学前児童の居場所

単位:人、%

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳以上		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
保育所	0	0.0	7	15.9	12	26.7	45	95.7	86	100.0	150	60.2
その他	27	100.0	37	84.1	33	73.3	2	4.3	0	0.0	99	39.8
全体	27	100.0	44	100.0	45	100.0	47	100.0	86	100.0	249	100.0

資料:健康福祉課

② 延長保育

平成15年度より実施され、実施箇所数は4か所で、定員数24人、利用児童数は13人となっています。

表3-16 延長保育利用状況

単位:箇所、人

	平成15年度
実施箇所数	4
定員数	24
利用児童数	13

資料:健康福祉課

(3) 認可保育所以外の民間保育施設等の状況

① 認可保育所以外の民間保育施設

平成15年度の認可保育所以外の民間保育施設数は2か所で、定員数110人、利用児童数47人となっています。平成11年度以降、利用児童数は減少傾向にあります。

表3-17 認可保育所以外の民間保育施設利用状況

単位:箇所、人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
箇所数	2	2	2	2	2
定員数	110	110	110	110	110
利用児童数	59	57	49	47	47

資料:健康福祉課

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

(4) 小・中学校の状況

本村には小学校が4か所、中学校が2か所設置されています。

表3-18 小・中学校の状況

単位:人

小学校		中学校	
小学校名	学童数	中学校名	生徒数
戸沢小学校	156	戸沢中学校	195
古口小学校	77		
神田小学校	60		
角川小学校	58	角川中学校	29

(5) 児童館等、児童厚生施設の状況

平成15年度において、児童館は4か所設置されており、利用人数は1,285人となっています。
平成13年度以降、利用人数は減少傾向にあります。

表3-19 児童館の利用状況

単位:箇所、人

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
箇所数	4	4	4
利用人数	3,980	2,897	1,285
小学生未満	1,880	1,180	1,150
保護者	2,100	1,717	135
1館1日平均利用者数	18	12	6

資料:健康福祉課

(6) その他施設の状況

① 都市公園・その他の公園

本村の公園（都市公園・その他の公園）は21か所（運動公園1か所、農村公園1か所、児童遊園15か所）となっています。

(7) 母子保健事業の状況

① 乳幼児健康診査

平成15年度における乳幼児健康診査の受診状況は下表のとおり、いずれも100%となっています。

表3-20 乳幼児健康診査の受診状況の推移

単位:人

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1歳6か月児健診	受診対象者数	44	47	40	46	44
	受診者数	44	47	40	46	44
	受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3歳児健診	受診対象者数	55	60	46	41	43
	受診者数	55	59	46	41	43
	受診率	100.0%	98.3%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:健康福祉課

② 乳幼児歯科診査

平成15年度における乳幼児歯科診査の受診状況は、1歳6か月児健診が2.13%、3歳児健診が4.48%となっています。

表3-21 乳幼児歯科診査の受診状況

単位:人

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1歳6か月児健診	有病率(%)	9.09	4.26	15.00	2.20	4.70
	1人平均むし歯数	0.18	0.11	0.43	0.10	0.10
	受診率	2.0%	2.6%	2.9%	4.5%	2.1%
3歳児健診	有病率(%)	50.91	57.63	56.50	48.80	55.80
	1人平均むし歯数	2.95	2.71	2.87	2.10	2.50
	受診率	5.8%	4.7%	5.1%	4.3%	4.5%

資料:健康福祉課

③ 児童虐待相談件数

本村の平成15年度における児童虐待に関する相談件数は0件となっています。全国において平成11年度以降、相談件数は増加傾向にあります。

表3-22 児童虐待相談件数の推移

単位:件

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
戸沢村	0	0	0	1	0
山形県	91	168	166	147	121
全国	11,631	17,725	23,274	23,738	26,573

資料:厚生労働省

(8) 児童委員の活動状況

本村における児童委員数は下表のとおりです。

表3-23 民生児童委員及び主任児童委員人数

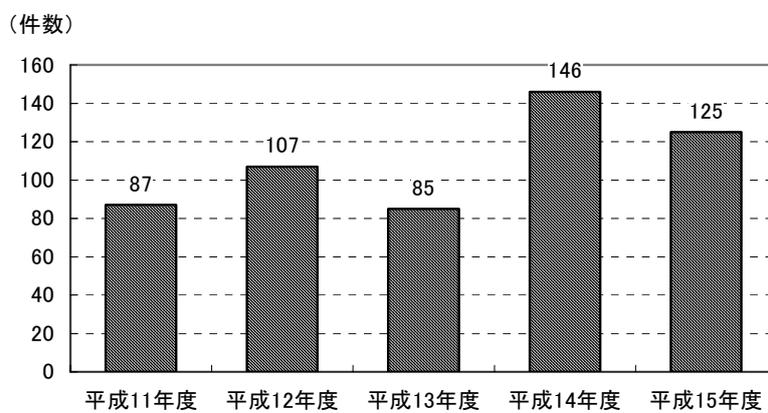
単位:人

主任 児童委員	民生児童委員		
	北部地区	中部地区	南部地区
2	10	7	7

資料:健康福祉課

また、相談件数は、平成15年度において125件となっています。

図3-12 相談指導件数



資料:健康福祉課

(9) 手当等の状況

① 児童扶養手当

平成15年度における児童扶養手当受給者数は31人です。

表3-24 児童扶養手当受給者数の推移
(障害手当のみの受給者を除く)

単位:人

平成13年度	平成14年度	平成15年度
21	22	31

資料:健康福祉課

② 特別児童扶養手当

平成15年度における特別児童扶養手当受給者数は9人です。

表3-25 特別児童扶養手当受給者数の推移

単位:人

平成13年度	平成14年度	平成15年度
10	9	9

資料:健康福祉課

第4章 行動目標の設定

1. 具体的推進施策の内容

(1) 地域における子育て支援（保育サービスを主に）

目 標	3世代同居率の高さや地域性を最大限活用した保育サービスを構築する
------------	---

目標を達成するための施策（目標値）		計 画 年 次					備 考	
		前 期						後期 H22~ H26
		H17	H18	H19	H20	H21		
①	信頼関係と共に子育て支援体制を築くパートナーシップづくり	—————→						
②	保育所の統廃合	—————→					通常、低年齢児、早朝・延長等保育の充実、土曜は休所	
③	子育て支援センターの設置	—————→					地域の子育て家庭をも含む 情報提供・助言・指導等	
④	保護者負担の適切化	—————→					階層を緩やかに減少させ一律化を目指す	
⑤	低年齢児保育は、家庭・地域の活力を最大限の活用	—————→						
⑥	父親の気づきの場を提供	—————→						
⑦	ふれあい体験の受入態勢の整備	—————→						
⑧	保小連携の強化	—————→						
⑨	学習の機会の提供	—————→						
⑩	危機管理マニュアルの策定、訓練の実施	—————→						

第4章 行動目標の設定

(2) 地域における子育て支援

目 標	地域の人材等による子育て支援により、豊かさの実感できる地域社会を目指す
------------	--

目標を達成するための施策（目標値）	計 画 年 次						備 考
	前 期					後期	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22～ H26	
① 保育所において地域の人材が活躍できる場の積極的な提供	—————→						
② 地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成	—————→						
③ ファミリー・サポート・センターの開設	—————→						会員相互の扶助制度、土曜・休日・一時保育等
④ 子育て家庭が参加しやすい社会づくり	—————→						
⑤ 子育て支援団体の交流の場を提供	—————→						
⑥ 各種支援団体の活動を体験できる場の提供	—————→						
⑦ 嫁ぎたての女性に対する交流の機会の提供	—————→						

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

目 標	夫婦間の協力体制、企業への啓発活動の支援
------------	-----------------------------

目標を達成するための施策（目標値）	計 画 年 次						備 考
	前 期					後期	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22～ H26	
① 子育てにおける夫婦間の協力体制を築くための支援	—————→						
② 子育てカレンダーを充実させ、関連行事の地域社会への定着	—————→						
③ 職業生活と家庭生活との両立支援のための啓発活動	—————→						
④ 男女問わず、育児休業・休暇の取得率の向上	—————→						
⑤ 0歳児保育・放課後児童クラブ・一時保育の必要性の検討	—————→						
⑥ 国レベルの課題への随時要望	—————→						

(4) 母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進

目 標	信頼関係を基礎に、妊娠から育児までの支援環境を整える
------------	----------------------------

目標を達成するための施策（目標値）	計 画 年 次						備 考
	前 期					後期	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22～ H26	
① 信頼関係と共に子育て支援体制を築くパートナーシップづくり	—————→						
② 妊娠から育児までの支援環境を整える	—————→						
③ 利用者の視点にたった健診体制の整備	—————→						
④ 集団接種から個別接種への体制づくり	—————→						
⑤ 歯科医でフッ素塗布ができる体制づくり	—————→						
⑥ 総合的な相談窓口の設置	—————→						
⑦ 母親教室とすくすく広場の充実、子育てグループの育成	—————→						
⑧ 母性保護のため、特に産前休暇の取得率の向上と喫煙の影響を広報・啓発	—————→						
⑨ 各種事業への父親の参加も促し、参加率の向上を図る	—————→						
⑩ おやつ習慣づくり	—————→						

第4章 行動目標の設定

(5) 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

目 標	地域・企業・行政の総参加による生涯学習社会を展望する
------------	-----------------------------------

目標を達成するための施策（目標値）		計 画 年 次					備 考	
		前 期						後期
		H17	H18	H19	H20	H21		H22～ H26
①	地域の持つ資源（人材、施設等）を活かした地域活動の育成	—————→						
②	地域の活動拠点を中心とした異年齢交流の推進	—————→						
③	地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成	—————→						
④	各種団体の主催する行事等の募集及び参加の情報の一元化	—————→						
⑤	保育士の専門性を開放し、テーマ性のある保育の実践	—————→						
⑥	生きる力を育むため、地域社会を挙げ積極的に取り組み、生涯学習社会の展望とその推進体制の整備	—————→						
⑦	P T A 等も積極的に取り組み、特に父親の活躍の場としての位置づけ	—————→						

(6) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保

目 標	定住環境を整備し、住みたくなる自治体づくりを目指す
------------	----------------------------------

目標を達成するための施策（目標値）		計 画 年 次						備 考
		前 期					後期	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22～ H26	
①	空き家情報システムの立ち上げを検討	—————→						
②	宅地分譲の推進	—————→						
③	地域主導による子育てしやすい環境づくりの支援	—————→						
④	自治体として子育てしやすい環境づくりの整備	—————→						
⑤	水環境の保全と潤いある居住環境づくり	—————→						
⑥	地域と密着した道路整備の推進	—————→						
⑦	医療機関の体制整備に向け、関係機関とともに要望活動の展開	—————→						

(7) 子ども等の安全の確保

目 標	危機管理に対する啓発を行うと共に、そのマニュアルの策定・運用を図る
------------	--

目標を達成するための施策（目標値）		計 画 年 次						備 考
		前 期					後期	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22～ H26	
①	交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策	—————→						
②	不審者の侵入等に備え、危機管理マニュアルの作成その運用の徹底	—————→						
③	危険箇所等の把握と、その対策の速やかな実施	—————→						
④	危険箇所等の情報の一元化による総合的な危機管理	—————→						
⑤	地域住民と密着した防災体制の構築	—————→						

第4章 行動目標の設定

(8) 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進

目 標	情報交換の場の設定と障害等を持つ児童の早期発見と支援
------------	-----------------------------------

目標を達成するための施策（目標値）		計 画 年 次					備 考	
		前 期						後期 H22～ H26
		H17	H18	H19	H20	H21		
①	虐待防止等ネットワークの体制づくりとその定例会の開催	—————→						
②	虐待を未然に防ぐ集落環境づくり	—————→						
③	障害等を持つ児童の早期発見と家庭への支援	—————→						

(9) 村内在住の未婚の男女への支援

目 標	行政の地域活性化事業による支援と コミュニティ再生による世話役活動の復活
------------	---

目標を達成するための施策（目標値）		計 画 年 次					備 考	
		前 期						後期 H22～ H26
		H17	H18	H19	H20	H21		
①	農村後継者対策事業を総括した今後の方向性の検討	—————→						
②	活躍の場と交流の機会の提供	—————→						
③	コミュニティ活動の再評価とその意義づけ	—————→						
④	地域社会の人間関係づくりをベースに、地域の世話役活動の復活	—————→						

(10) 地域資源を活用した生業（主に農林業）をベースに雇用の場の創出

目 標	地域の資源を活用した生業により、2世代、3世代の親子と一緒に暮らせる地域社会づくりを目指す
------------	---

目標を達成するための施策（目標値）		計 画 年 次					備 考	
		前 期						後期 H22 ～H26
		H17	H18	H19	H20	H21		
①	即効性ある行政組織への脱皮に向け、機構改革を検討する	—————→						
②	村の基幹産業が農林業であることを再認識	—————→						
③	やる気のある住民を支援する施策の実施	—————→						
④	地域資源を活用した生業による地場産業の育成による若者定着の推進	—————→						
⑤	子どもたちに豊富な農林業体験を与えることにより、就農の可能性を探る	—————→						

2. 推進施策の考え方

(1) 地域における子育て支援（保育サービスを主に）

目 標	3世代同居率の高さや地域性を最大限活用した保育サービスを構築する
------------	---

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策① 信頼関係と共に子育て支援体制を築くパートナーシップづくり		
<p>ニーズ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の病気時に仕事を休む困難度高い約80% 平日の行事等が多い 休み・半日保育が多い 服薬の必要性がある程、充分回復していない状態にあるが登所させたい 保育する側される側の二極化 向上心を感じない 行事の内容薄い たよりや連絡帳で子供の日常を知らせて欲しい 		<p>信頼関係づくり、相互理解が大切</p> <p>保育への参加、パートナーシップづくり</p> <p>保護者</p> <p>子育て中の母親</p> <p>元気な高齢者(子育て経験者)</p> <p>各種グループ</p>
		<p>行事の持ち方等を検討するとともに、保育士・保護者の相互理解の場の設定が必要、子育てサークルへの発展を目指す</p> <p>学習の場、気づきの場の提供</p> <p>放課後児童クラブの必要性</p>
施策⑩ 危機管理マニュアルの策定、訓練の実施		
<p>安全管理の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者等、セキュリティの問題 事故発生時の対応の問題 遊具に危険な箇所あり 		<p>警察官の立寄り</p> <p>隣接する住民との関係づくり</p> <p>不審者侵入時の通報、及び防御システムの構築</p> <p>修繕費の確保、適正な管理と迅速な対応</p>
		<p>危機管理マニュアルの策定、その運用、訓練の実施</p>

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)								
施策④ 保護者負担の適切化(階層を緩やかに減少させ一律化を目指す)										
<p>補助金関係 平成15年度をもって、保育所運営費の国・県負担金の廃止、一般財源化された</p> <p>地方交付税への算入</p> <p>所得譲与税の新設</p> <p>平成16年度で、へき地保育事業費補助金の廃止</p> <p>次世代育成交付金の新設</p>	<p>自治体の負担がより一層大きくなり、今の体制では多様な保育サービスを実施することは困難である</p> <p>適切な保護者負担(保育料)を目指し検討が必要</p> <p>これまでの不公平感を是正するため17年度費用徴収制度の一本化、将来的には一律の保育料を目指す</p> <p>施設の統廃合と通常・低年齢児・早朝延長等保育の充実</p>	<p>適切な保護者負担、及び保育料の一律化を推進する</p> <p>自立する自治体を目指し、統廃合への理解を住民に求める</p>								
施策⑤ 低年齢児保育は、家庭・地域の活力を最大限の活用										
施策⑥ 父親の気づきの場を提供										
<p>保育内容 通常保育(8時30分から16時) 低年齢児保育(戸沢・古口は1歳児より、角川・神田は2歳児より)</p> <p>早朝保育(7時30分から8時30分) 延長保育(16時から18時30分) 早朝・延長保育は、現在のサービスで概ね満足感有り(ニーズ調査)</p> <p>村保育指導計画により統一したサービスを提供 年度途中、受け入れ可</p> <p>土曜は、第1、第3、第5のみ半日実施</p> <p>多動児等、児童相談所の支援を受けている児童7名 参観保育(母親、父親、祖父母、運動会、お遊戯会等)を実施</p>	<p>保育サービスとして実施するものと、住民組織によって実施するもの(土曜・休日・一時保育)の棲み分けが必要</p> <p>子育てへの参加を誘導するための気づきの場として、意識的に位置付ける</p>	<p>通常保育サービスは保育所で維持 低年齢児保育は、保護者を第一に在宅等の祖父母、地域の活力を最大限活用する方向で検討する</p> <p>子育て支援サービスは子育て支援センターで提供 多様な保育サービスはサポートセンターで提供</p> <p>相互サービスを利用するケース(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="1590 1021 2016 1165"> <tr> <td>保護者が病気の時</td> <td>48.1</td> </tr> <tr> <td>一時的に外出するとき</td> <td>45.6</td> </tr> <tr> <td>保育所等の開始前、終</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>急な残業のとき</td> <td>18.8</td> </tr> </table> <p>特に、父親の気づきの場として、講師の選定、ワークショップの体験等創意工夫を凝らす 教育委員会との連携を図る</p>	保護者が病気の時	48.1	一時的に外出するとき	45.6	保育所等の開始前、終	29.4	急な残業のとき	18.8
保護者が病気の時	48.1									
一時的に外出するとき	45.6									
保育所等の開始前、終	29.4									
急な残業のとき	18.8									

現状(住民・地域のニーズ)	課題	目標値の考え方(根拠)																																																																												
施策③ 子育て支援センターの設置																																																																														
子育て支援機能 保育所において、地域の子育て家庭に対する相談・助言等の支援機能については、次年度入所予定者に限って実施されてきた 園庭開放92%が利用意向有り	特に、保育所入所までの期間において、他の母子との交流の機会が少なく、その機会の提供が求められている	子育て支援センターの設立を推進する 入所児童のための保育所に加え、地域の保育所としての子育て家庭への支援機能を意識的に果たす 定期的に保育所を開放し子育て家庭との信頼関係を築き、要望に応じていく 情報提供は、子育てカレンダー、広報紙を主に、ホームページ、携帯サイト等、各種媒体を活用する																																																																												
施策⑦ ふれあい体験の受入態勢の整備																																																																														
ふれあい体験 少子化により幼児とふれあう機会の減少	幼児とのふれあいの場の提供(小中高生等)	関係機関との連携により、その機会を提供する																																																																												
施策⑧ 保小連携の強化																																																																														
学校との連携 保小連携を実施している	一人ひとりの児童の健全育成にとって、学校のめざすものと保育所のめざすものが連動することによりその効果は相乗効果をもたらす	共通したテーマを持ち、そのための保小連携をより強化し、保育所での教育機能を高める																																																																												
施策② 保育所の統廃合																																																																														
施策⑨ 学習の機会の提供																																																																														
低年齢児保育(0・1・2歳児) <table border="1" data-bbox="264 906 734 1038"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度実績</th> <th>17年度実績</th> <th>(単位:人、%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>19</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 保育サービス等の利用希望(平日) <table border="1" data-bbox="264 1086 770 1241"> <thead> <tr> <th></th> <th>人</th> <th>%</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満児</td> <td>8</td> <td>50.0</td> <td rowspan="5">回答した保護者の約半数が利用希望</td> </tr> <tr> <td>1歳未満児</td> <td>7</td> <td>36.8</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>11</td> <td>47.8</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>15</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3歳未満児の保育実態 <table border="1" data-bbox="264 1289 770 1457"> <thead> <tr> <th></th> <th>6ヶ月未満</th> <th>6ヶ月から1歳未満</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>親戚・知人</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>認証保育施設等</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>32</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table>		16年度実績	17年度実績	(単位:人、%)	0歳	0	0		1歳	2	7	15.9	2歳	9	12	26.7	計	11	19			人	%		6ヶ月未満児	8	50.0	回答した保護者の約半数が利用希望	1歳未満児	7	36.8	1歳児	11	47.8	2歳児	15	60.0	計	41			6ヶ月未満	6ヶ月から1歳未満	1歳	2歳	計	保護者	12	14	17	19	62	親戚・知人	2	6	3	10	21	保育所	3	2	1	2	8	認証保育施設等	2	2	1	1	6	計	19	24	22	32	97	児童福祉施設最低基準 乳児(満1歳に満たない者) おおむね3人に1人以上 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人以上 満4歳以上の幼児 おおむね30人に1人以上 以上から、低年齢児保育を充実させるには現在の4施設ではむずかしい	統廃合を前提とした、低年齢児の保育の推進と学習機会の提供 3歳までは母親(祖父母)の元での子育てを理想とするが、共働き家庭や就労を希望する保護者・祖父母も多く、その支援策として低年齢児保育は今後も推進する。併せて、そうした親への学習の機会を提供する必要性とその意味は大きく(気づきの場の提供)、場の提供については教育委員会との連携を強化する
	16年度実績	17年度実績	(単位:人、%)																																																																											
0歳	0	0																																																																												
1歳	2	7	15.9																																																																											
2歳	9	12	26.7																																																																											
計	11	19																																																																												
	人	%																																																																												
6ヶ月未満児	8	50.0	回答した保護者の約半数が利用希望																																																																											
1歳未満児	7	36.8																																																																												
1歳児	11	47.8																																																																												
2歳児	15	60.0																																																																												
計	41																																																																													
	6ヶ月未満	6ヶ月から1歳未満	1歳	2歳	計																																																																									
保護者	12	14	17	19	62																																																																									
親戚・知人	2	6	3	10	21																																																																									
保育所	3	2	1	2	8																																																																									
認証保育施設等	2	2	1	1	6																																																																									
計	19	24	22	32	97																																																																									

(2) 地域における子育て支援

目 標	地域の人材等による子育て支援により、豊かさの実感できる地域社会を目指す
-----	-------------------------------------

現 状 (住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策① 保育所において地域の人材が活躍できる場の積極的な提供		
施策② 地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成		
施策③ ファミリー・サポート・センターの開設		
<p>地域の人材 古口地区の乙夜塾は、農耕文化の伝承に努め、門松づくり、雪中田植え、田んぼの学校等四季を通じて活動している 元気な高齢者や子育て経験者が地域にたくさんいる</p> <p>4小学校区で地域の学校づくりが展開されており、活躍する人材が数多くいる</p> <p>児童館の利用意向55%</p> <p>古口母親クラブの活動に対して、「参加したい」、「居住地区にもほしい」等が数多くあった。</p> <p>戸沢地区で、自主的活動にむけた具体的動き有り 戸沢・本郷は各保育所と併設、独立した入口有り。いつでも使用可能(保育時間外) 名高児童館は単独、部落会との業務委託契約。いつでも使用可能</p>	<p>子育て支援や保育への参加が求められている。実際、ニーズ調査で「地域の人材を活用した保育」に積極的な意見多数</p> <p>児童館の活用 戸沢(向名高) 本郷(本郷) 名高(名高) ※他の集落は公民館等を活用 ※上記地区の母親等のグループ育成と関係有り</p>	<p>元気な高齢者や子育て経験者が保育所の保育に参加し、経験をつむことにより地域で自主的に活動を展開する 自主的活動には積極的に支援し、サークルやグループ化を図る</p> <p>提供する人、される人の出会い仕組みづくりとしてファミリーサポートセンターの開設を目指す</p> <p>財政的支援は今後課題が大きいが、場の提供やノウハウの提供を中心とする</p>
施策④ 子育て家庭が参加しやすい社会づくり		
<p>各種行事の体制 各種行事において子育て家庭が参加出来る体制がない</p>	<p>各種団体への呼びかけ</p>	<p>各種行事等を開催する場合、子連れが参加しやすい体制づくりを行う(保育サービス等)</p>

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)																					
施策⑦ 嫁ぎたての女性に対する交流の機会の提供																							
<p>嫁いだ女性の交流の場は減少している かつては、嫁いだ地域の先輩若妻が直接声をかけ会への参加を誘い、交流し地域への社会参加が始まった。そうした機能が各集落の若妻会が担っていた。しかし現在は若妻会は壊滅状態、嫁いだ女性は交流や社会参加の機会を失っている 特に、他国や他県、他市町村から嫁いできた場合、孤立感にさいなまれる場合も少なくない</p>	<p>嫁いだばかりの交流の機会として、夫の友人関係、親戚関係、自治体や集落の行事等の機会で、社会参加の機会が少ないのが現状である。妊娠後は母子健康手帳交付時の母親教室等での交流から、出産後は健診時の機会等徐々に増え、保育所を経て小学校でピークを迎える。こうした流れを振り返っても、嫁いだから妊娠出産等までの期間は交流の機会が絶対的に少なく、機会の提供が求められている</p>	<p>本人の社会参加の姿勢も問われるが、そうした機会を提供する必要性もある。例えば、行政としては村と人を知ってもらう意味から、村内の名所めぐりとパーティ等をセットにしたイベント等を設定する。その後は、自主性に任せる。また、地域でも同様の場の設定を積極的に行う。こうした取り組みにより、その後控える妊娠・出産・育児等の一連の子育てが豊かな人間関係の中で行われることつながる</p>																					
施策⑤ 子育て支援団体の交流の場を提供																							
施策⑥ 各種支援団体の活動を体験できる場の提供																							
<table border="0"> <tr> <td>自主活動</td> <td>就学前 保護者</td> <td>小学生 保護者 (単位:%)</td> </tr> <tr> <td>している</td> <td>3.8</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>機会があれば参加したい</td> <td>48.1</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>支援してほしいこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動場所の提供</td> <td>62.7</td> <td>61.3</td> </tr> <tr> <td>活動資金の助成</td> <td>39.8</td> <td>51.4</td> </tr> <tr> <td>情報発信等に関する支援</td> <td>37.3</td> <td>36.9</td> </tr> </table>	自主活動	就学前 保護者	小学生 保護者 (単位:%)	している	3.8	8.8	機会があれば参加したい	48.1	35.6	支援してほしいこと			活動場所の提供	62.7	61.3	活動資金の助成	39.8	51.4	情報発信等に関する支援	37.3	36.9	<p>ひとつのきっかけがあれば、行動に結びつく</p>	<p>そのきっかけとして、既存団体の活動状況を知る機会、体験できる機会等を提供する必要がある。また、参加しやすいイベント仕立てやワークショップ形式もよい</p>
自主活動	就学前 保護者	小学生 保護者 (単位:%)																					
している	3.8	8.8																					
機会があれば参加したい	48.1	35.6																					
支援してほしいこと																							
活動場所の提供	62.7	61.3																					
活動資金の助成	39.8	51.4																					
情報発信等に関する支援	37.3	36.9																					

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

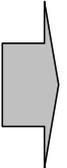
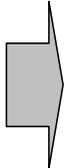
目 標	夫婦間の協力体制、企業への啓発活動の支援
-----	----------------------

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)																																	
施策① 子育てにおける夫婦間の協力体制を築くための支援																																			
家庭 男親の子育てへの参加度合い 「問、主な保護者」で1. 3%の答え <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リフレッシュの希望の有無</td> <td style="text-align: center;">ある</td> <td style="text-align: right;">33.1</td> </tr> <tr> <td>希望回数</td> <td style="text-align: center;">月1回</td> <td style="text-align: right;">64.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月2回</td> <td style="text-align: right;">24.5</td> </tr> <tr> <td>希望時間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2時間以下</td> <td></td> <td style="text-align: right;">11.3</td> </tr> <tr> <td>4時間以下</td> <td></td> <td style="text-align: right;">17.0</td> </tr> <tr> <td>6時間以下</td> <td></td> <td style="text-align: right;">35.8</td> </tr> <tr> <td>8時間以下</td> <td></td> <td style="text-align: right;">17.0</td> </tr> <tr> <td>10時間以下</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">81.1</td> </tr> </table>		%		リフレッシュの希望の有無	ある	33.1	希望回数	月1回	64.2		月2回	24.5	希望時間			2時間以下		11.3	4時間以下		17.0	6時間以下		35.8	8時間以下		17.0	10時間以下		3.8			81.1	夫婦間の話し合い・協力が必要 経験して初めて分かるでは、遅い 男親も気づくときがある。それがいつくるか	夫婦間の協力体制の支援 気づきの場の機会の提供 妻へのリフレッシュ休暇等 一時保育の導入 サポートセンターでのサービス
	%																																		
リフレッシュの希望の有無	ある	33.1																																	
希望回数	月1回	64.2																																	
	月2回	24.5																																	
希望時間																																			
2時間以下		11.3																																	
4時間以下		17.0																																	
6時間以下		35.8																																	
8時間以下		17.0																																	
10時間以下		3.8																																	
		81.1																																	

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)																					
施策② 子育てカレンダーを充実させ、関連行事の地域社会への定着																							
施策③ 職業生活と家庭生活との両立支援のための啓発活動																							
施策④ 男女問わず、育児休業・休暇の取得率の向上																							
施策⑤ 0歳児保育・放課後児童クラブ・一時保育の必要性の検討																							
施策⑥ 国レベルの課題への随時要望																							
<p>仕事 仕事を休むことの困難度 % 非常に困難 26.3 どちらかといえば困難 52.6</p> <p>健診、保育所、学校等の行事への参加がしにくい実態</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就学前保護者</th> <th>小学生保護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両立する上で大変なこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子どもとの時間が少ない</td> <td>34.4</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>特にない</td> <td>26.9</td> <td>33.2</td> </tr> <tr> <td>急な残業</td> <td>25.0</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>病気のとき面倒見る人がいない</td> <td>11.3</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>職場の理解が得られない</td> <td>8.1</td> <td>11.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>育児休暇の取得 母親 ある 21.9 16.8 父親 ある 4.4 2.0</p> <p>産前休暇の時間が6週未満の割合が大きい(H15. 7人) 育児休業、育児時間等の取得状況、復職、再就職のしやすさ等の統計不明</p> <p>評価 出産等により休暇を取得することで評価が下がるのが現実にある</p>		就学前保護者	小学生保護者	両立する上で大変なこと			子どもとの時間が少ない	34.4	27.6	特にない	26.9	33.2	急な残業	25.0	23.2	病気のとき面倒見る人がいない	11.3	16.4	職場の理解が得られない	8.1	11.6	<p>雇用環境の向上 国の姿勢 特別事業主(自治体)・一般事業主(従業員301人以上)行動計画の策定 村内、及び地区内において一般事業主に該当する企業無し</p> <p>企業・職場の仲間の子育てへの理解・支援</p> <p>企業への働きかけが必要</p>	<p>労働環境整備の啓蒙 保育サービスの充実(ゼロ歳児保育・放課後児童クラブの必要性については今後も検討していく)</p> <p>現行のカレンダーを情報面で充実させ、子育て情報の普及を図る</p> <p>国レベルでの課題等については、随時要望していく</p> <p>商工会等と連携し、雇用主、従業員、地域住民を対象に啓蒙活動を行う</p> <p>男女問わない、育児休業・休暇の取得率の向上のため広報活動を行う</p>
	就学前保護者	小学生保護者																					
両立する上で大変なこと																							
子どもとの時間が少ない	34.4	27.6																					
特にない	26.9	33.2																					
急な残業	25.0	23.2																					
病気のとき面倒見る人がいない	11.3	16.4																					
職場の理解が得られない	8.1	11.6																					

(4) 母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進

目 標	信頼関係を基礎に、妊娠から育児までの支援環境を整える
------------	-----------------------------------

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策① 信頼関係と共に子育て支援体制を築くパートナーシップづくり		
施策② 妊娠から育児までの支援環境を整える		
<p>信頼される保健師が求められている(一方的な対応ではなく、相手の立場になった対応) 子ども、保護者の視点に立ったサービスを求めている(時間帯、所要時間、個別の指導)</p>	<p>母子健康手帳交付、母親教室、家庭訪問、乳幼児健診等、妊娠期からの継続した支援体制の中で信頼関係を深め、育児不安の解消や虐待予防に努める必要がある</p>	<p>健康で安心して妊娠・出産できるよう支援するとともにそのための環境を整える</p>
施策⑥ 総合的な相談窓口の設置		
施策⑦ 母親教室とすくすく広場の充実、子育てグループの育成		
施策⑧ 母性保護のため、特に産前休暇の取得率の向上と喫煙の影響を広報・啓発		
<p>妊娠期、出産期 戸沢村での妊娠届出件数は、平成15年度28件。転入転出もあるがここ数年30件前後、出生もそれに伴い、30人前後と少なくなっている</p> <p>母子健康手帳交付は月2回、同日母親教室を実施している(平成15年度母親教室受講者25人、受講率89%)</p> <p>妊婦一般健康診査の受診率100%、検査結果で妊娠後半期に貧血、高血圧、蛋白尿、浮腫等で要治療となっている割合59%</p>		<p>妊娠中の食事・栄養のバランス、体重管理等妊娠中毒症や貧血を予防するうえで必要な知識を周知していく必要がある</p>
		<p>母子健康手帳交付と同日に母親教室を行うことにより受講率を高める(現状89%今後100%)</p> <p>母親教室で妊娠期に必要な知識、情報を提供し貧血や妊娠中毒症を予防する。母親教室の内容を充実する</p> <p>すくすく広場を子どもや親のみならず妊婦へも周知し、交流や情報交換の場へ広げていく</p>

現状(住民・地域のニーズ)	課題	目標値の考え方(根拠)
<p>母親教室のアンケート結果から(平成15年度)(単位:人)</p> <p>早流産に既往のある妊婦 0</p> <p>貧血の既往のある妊婦 0</p> <p>産前休暇が6週間未満の妊婦 7</p> <p>産後休暇が8週間未満の妊婦 0</p> <p>(単位:%)</p> <p>妊娠中も喫煙している妊婦 3.8</p> <p>妊娠してから喫煙をやめた妊婦 7.7</p> <p>喫煙しない妊婦 88.5</p> <p>ストレス解消の場のない妊婦 21.4</p> <p>好き嫌いのある妊婦 42.9</p> <p>心配事がある妊婦 7.1</p> <p>核家族 17.9</p> <p>不妊で悩んでいる人の現状把握ができていない</p>	<p>早産の予防</p> <p>妊婦自身が企業に申請して取得する産前休暇ほか労働基準法で定められている権利の取得ができるようにしていく必要がある</p> <p>喫煙が胎児や周囲の人に及ぼす害について周知する必要がある。胎児及び出産後の児の身体発育への悪影響(学童期での知能への悪影響)</p> <p>すくすく広場への参加 妊産婦が気軽に相談できる場や情報交換できる場が必要である</p> <p>妊婦健康診査の結果が悪く要治療となった妊婦に対して個別に訪問指導等対応していく必要がある。また医療機関から情報をもらうことも必要である</p> <p>乳幼児突然死症候群の危険性について</p> <p>不妊で悩んでいる人が相談できる体制が必要である</p>	<p>国県と連携すると共に、自治体として独自にできること、地区や村内企業への働きかけ等を実施する</p> <p>すくすく広場の広報とその内容の充実 子育てグループへの育成</p> <p>不妊で悩んでいる人が相談できるよう、広報誌等で相談場所専門機関を紹介する</p>
<p>施策③ 利用者の視点にたった健診体制の整備</p>		
<p>施策⑥ 総合的な相談窓口の設置</p>		
<p>新生児期、乳幼児期</p> <p>現在第一子を対象として家庭訪問しているが、出産後実家に里帰りしている場合が多く、新生児期の早期訪問は難しいことが多い</p> <p>出生届けの際、新生児出生連絡票を提出してもらい、母親の妊娠中の状況、出産時の状況を確認し情報を得ている</p> <p>三世同居率が高く、戸沢村では家庭内の育児方針が統一できずストレスがたまり育児不安になるケース、祖母に頼りっきりになるケースもある</p>	<p>出生届けの際、家族から妊婦や新生児の情報を得て、自宅にいつごろ戻ってくるか把握する必要がある</p> <p>家庭訪問の際に、妊婦や児だけでなく家族にも同席してもらい今の育児、昔の育児の共通点、相違点を話し、共通認識を深めていく必要がある</p>	<p>新生児、乳幼児訪問の充実を図る。初産、経産に関わらず出生した全数に対し訪問する(産後うつ、虐待予防)</p>

現状(住民・地域のニーズ)

定住外国人花嫁と家族との間で文化の違いによる育児上の問題が生じるケースもある

乳幼児健診以外で気軽に相談できる場所がほしいという声がある(子どもだけでなく母親自身も不安なことが多く相談できる場がほしい)

乳幼児健診時の問診をみると、起床時間、就寝時間がおそく全体的に生活時間の乱れが多い傾向にある(親の生活時間が全体的に遅くなっている傾向が見られる)

ベビーフードの使用が多く乳幼児の食事や栄養について知識が不足している傾向がある

核家族の場合だけでなく、祖父母と同居していても日中は母親が子どもを見るというケースが増えている

LD、ADHD等の障害を持つ子どもが出てきている

乳幼児健診の受診率は90から100%である。平成15年度1歳6ヶ月児健診、3歳児健診は100%

家庭内の事故により乳幼児がけがしたり死亡するケースがある

乳幼児健診等の体制

乳児検診(3から4月児・9から10月児)	年6回
1歳6ヶ月児健診	年4回
3歳児健診	年4回
1歳児歯科検診	年4回
2歳児歯科検診	年4回
フッ素塗布	年8回

課題

外国籍定住対策の現在のサービスはどうか

乳幼児をもつ親等が健診以外で相談できる場が必要である

産後うつや虐待予防の観点から、初産婦だけでなく全産婦に対して訪問していく必要がある

保育所(子育て支援センター)との連携が必要

健診や訪問時に子どもの基本的な生活リズム、食事、栄養のバランス等、生活習慣について話し、保護者や家族の意識を高めていく必要がある

乳幼児期の事故防止について、保護者・家族が意識を高めていく必要がある

時間帯の設定、所要時間、応対等について、各種要望有り

目標値の考え方(根拠)

相談事業の充実を図る。定期的な相談日を設置し、広報やカレンダーで周知する

保健師サイド、保育所サイドとの連携を図り、棲み分けを図る(例えば、主に0歳児は保健師、1歳児以上は保育所等)

乳幼児健診の充実を図る。乳幼児健診を実施することにより子どもの心身の発達、発育を確認し異常の早期発見、早期治療に結びつける。母親の心身のケアができる体制づくりをする。乳幼児健診の場を活用した知識の普及に努める

チェックリストの作成、配布等

利用者の視点にたった健診のあり方を検討要

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策⑦ 母親教室とすくすく広場の充実、子育てグループの育成		
<p>乳児健診 1歳児2歳児歯科検診時に「絵本の読み聞かせ」をしている(NPO子育てネットワークバルボンさんに依頼)</p> <p>乳幼児期の親と子のコミュニケーションの方法として絵本を取り入れたり手遊びをしたりしている すくすく広場1ヶ月1回、午後1時から4時</p> <p>保健センターの2階を開放し、親と子、またその家族が自由に使用し、交流・情報交換する場を確保している</p> <p>健診会場で紹介したり、子育てカレンダーに乗せたりしているが、まだ5組前後と参加者が少ない</p> <p>村全体の出生数が少ないため、母親同士が交流し情報交換できる場、サークル育成を求める声がある</p>	<p>バルボンさんに続く、地元の団体の養成(「らびっ」と)や各学区毎に団体ができている</p> <p>すくすく広場のPRについて、保育所等関係機関との連携が必要である</p> <p>場の提供等、その支援の用意はある</p>	<p>集落単位、旧村単位等、ケースバイケースに応じて支援していく</p>
施策⑨ 各種事業への父親の参加も促し、参加率の向上を図る		
<p>心のおっぱい1・2・3 年1回教育委員会と合同で実施 対象 妊婦及び1歳から2歳児を持つ親</p> <p>母親のみならず父親と子ども、妊婦とその夫も含み子とのふれあいの大切さ、コミュニケーションのとり方、などを絵本、手遊び、を通じて体験してもらおうセミナー、交流の場にもなっている</p> <p>食生活改善推進委員の方から手作りおやつが提供され、試食しながら自己紹介、意見交換を行っている</p>	<p>ニーズ調査の間「主な保護者」で、父の占める割合が1.3%の結果から、父の気づきの場として、回数や内容、曜日や時間の設定等創意工夫をしていくべき。フォーラム等のワークショップとしての企画としても意義がある</p>	

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策⑤ 歯科医でフッ素塗布ができる体制づくり		
施策⑩ おやつの習慣づくり		
<p>乳幼児期を通したむし歯予防活動 歯科検診の体制</p> <p>1歳児歯科検診 年4回 歯科検診でのフッ素塗布は無料</p> <p>1歳6ヶ月児健診 年4回 2歳児歯科検診 年4回 3歳児歯科検診 年4回</p> <p>※希望者を対象としたフッ素塗布 年8回 一人1回500円</p> <p>3歳児健診以降就学前まで希望者は500円でフッ素塗布できるようにしている</p> <p>歯科検診以外に希望制のフッ素塗布を実施している。受診者が固定化している</p> <p>1歳児歯科検診から3ヶ月ごとにフッ素塗布できる体制となっている</p> <p>健診会場で歯科衛生士による集団指導及びフッ素塗布時に個別指導を行っている</p> <p>子どもと同時に母親の歯科検診を実施している</p> <p>1歳児から継続して記入する歯科検診票を使用し経過を見ながら指導している</p> <p>3歳児健診から1年後も口腔の状態が良好でむし歯のない幼児と母親を表彰している(良い歯の子の表彰)</p> <p>保育所では年1回歯科衛生士による歯磨き指導を行っている(各種参観と一緒に)</p>	<p>歯科医との連携(歯科検診以外のフッ素塗布は個人が予約をとって定期的に歯科医院を受診する体制作りが必要である)</p>	<p>年齢に応じた歯科指導</p> <p>健診時のフッ素塗布の継続</p> <p>フッ素配合の歯磨き剤、ジェル、洗口剤等をお願いすることで健診で紹介したものがすぐに購入できるようにする</p> <p>母親教室での知識の普及</p> <p>講話内容(おやつに与え方、生活習慣、ブラッシングの仕方等)の充実</p> <p>情報交換することで健診時の統一性のあるものにする</p> <p>親の歯科検診を同時に行い、親自身が口腔管理に対する意識を高められるようにする</p> <p>フッ素塗布受診券を配布し、各自定期的に歯科医院でフッ素塗布できるようにする(村内歯科医院に委託)</p> <p>定期検診することで口腔管理に対する意識を高める</p> <p>フッ素塗布受診券配布年齢を6歳までとし学童期における虫歯予防にも結びつける</p> <p>3歳児歯科検診以降の虫歯罹患率を減少させる 保育所での歯科検診・歯科指導の充実 保護者及び祖父母への知識普及の場として活用する</p>

現状(住民・地域のニーズ)

むし歯罹患率は、平成15年度では1歳6ヶ月児が4.7%、3歳児が55.8%となっており、3歳では半数以上の子どもが虫歯になっている。

3歳児健診以降、小学校に入学するまでの間に、むし歯が増加している

平成15年度では3歳児健診でむし歯のなかった幼児は22人だったが、1年後の『良い歯の子』表彰対象となったのは11人と半数であった

『良い歯の子』に表彰された児は小学校1年生になっても表彰される率が多い

歯科検診以外に希望制のフッ素塗布を実施している。受診者が固定化している

フッ素塗布の回数が多いとむし歯の本数が少ないという傾向が見られる。平成15年度3歳児健診で虫歯のない子の6割はフッ素塗布を行っている(回数4回以上8回以下)

おやつ時間が決まっていない児童の割合は5割と多い

時間に関係なくおやつを与えるという地域性がある

おやつとの与え方として「子どもが要求したとき」、「子どもをなだめるとき」と答える人が5割弱いる。

乳歯は妊娠中胎児期に作られること、虫歯菌は大人から赤ちゃんに感染することを知っている人は少ない

課題

幼児期の虫歯罹患を減少させる必要がある

虫歯予防は正しい生活習慣が基本でありフッ素だけで予防できるものではない。家庭・地域が一体となり、乳幼児期から虫歯予防し歯を大切にしていくという意識を高めていく必要がある

3歳児歯科健診から就学前までの期間に継続してフッ素塗布できる体制作りが必要である

目標値の考え方(根拠)

歯科検診の充実を図る

「良い歯の子の表彰」を継続する

大人が子どもに時間や健康を考慮せずにおやつを与える習慣を改善する

保健連絡員研修での知識の普及
→地域に広めてゆく

各地区での健康相談時に保健師が伝える

現状(住民・地域のニーズ)	課題	目標値の考え方(根拠)
施策④ 集団接種から個別接種への体制づくり		
<p>予防接種 伝染の恐れのある疾病の発生及びまんえんを予防するために予防接種を行う</p> <p>集団接種で行っているので、当日体調が悪いと接種スケジュールが遅れてしまう。そのことが接種漏れにつながる</p> <p>集団接種から個別接種にしてほしいという保護者の要望がある</p> <p>法改正により、必ず受けるという義務から保護者の責任において行う努力義務となったため、親の意識が接種率に影響する</p> <p>親が仕事をしていると予防接種に子どもをつれてくるのは祖父母ということも多く、子どもの体調や接種内容を十分に把握していない場合がある</p>	<p>保護者が予防接種の内容や注意事項を十分理解した上で子どもに接種させるという意識が必要である</p> <p>接種漏れのないように周知していく必要がある</p> <p>保護者が子どもの体調をみながらスムーズに予防接種を受けられる体制が必要である。</p>	<p>保護者が予防接種について正しい理解をし接種できるようにする</p> <p>パンフレットの配布 母親教室、乳幼児健診で予防接種の注意事項や接種スケジュールについて説明する</p> <p>接種漏れのないようにする 乳幼児健診時に問診票や母子健康手帳を確認する</p> <p>就学健診時に予防接種の接種歴をとり(教育委員会との連携)未接種者への接種勧奨する 予防接種習慣のPRをする 集団接種日の日程掲載</p> <p>集団接種から個別接種への体制を整えていく</p> <p>安全対策の徹底、事故防止に努める</p> <p>予防接種の事故防止マニュアルでのチェック、問診票、母子健康手帳による確認を徹底する</p>

現状(住民・地域のニーズ)

(単位:%)

	就学前 保護者	小学生 保護者
利用意向		
母親学級	25.0	12.8
保健センター	32.5	22.8
家庭教育に関する学級・講座	21.9	20.0
つどいの広場	41.9	26.0
教育相談	21.3	20.4
家庭児童相談室	21.3	15.6
子育てに関する不安や負担		
非常に感じる	7.5(12人)	8.8(22人)
どちらかといえば感じる	41.9(67人)	44.0(110人)
子育てをする上での不安や悩み		
出費がかさむ	33.1	38.4
自由な時間が取れない	20.0	14.0
特にない	35.0	38.8
子育てに関して悩んでいること気になること		
病気や発育、発達	40.0	23.2
子どもとの時間が取れない	33.8	36.8
食事や栄養	32.5	23.2
子どもをしかりすぎに感じる	29.4	31.6
手を挙げたりする	9.4(15人)	6.4(16人)
子どもの教育	27.5	42.8
友達づきあい	18.1	31.2
その相談相手は		
配偶者	75.6	65.6
親族(配偶者以外)	63.8	58.4
知人友人	40.0	50.4
職場の人	43.1	40.8
保育所等の保護者仲間	30.6	25.6
保育士等	15.6	20.8
保健センター	2.5	1.2



課 題

少なからず親が通る道であるが、虐待等の恐れはないか危惧される

小学校以上から悩みが始まる



目標値の考え方(根拠)

保健師、保育士、学校、地域等を含む虐待防止ネットワークで随時情報交換を行い、未然に防ぐことが必要である(要保護児童で取り上げる)

(5) 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

目 標	地域・企業・行政の総参加による生涯学習社会を展望する
------------	-----------------------------------

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)									
施策① 地域の持つ資源(人材、施設等)を活かした地域活動の育成											
<p>児童館の活用</p> <p>古口 古口母親クラブに委託・年間開放・対象は主に小学生児童・ここ数年対象を広げる試みをしている</p> <p>本郷 角川保育所の一部</p> <p>名高 名高部落会に委託、子ども育成会活動に利用</p> <p>戸沢 戸沢保育所の一部</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td>母親の活動参加意向約半数</td> <td>就学前 保護者</td> <td>小学生 保護者</td> </tr> <tr> <td>自主活動 している</td> <td>3.8</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>機会があれば参加したい</td> <td>48.1</td> <td>35.6</td> </tr> </table>	母親の活動参加意向約半数	就学前 保護者	小学生 保護者	自主活動 している	3.8	8.8	機会があれば参加したい	48.1	35.6	<p>「利用したい」、「居住地区にもほしい」との多数意見あり、また「自主的活動したい」の意見も半数あり、古口地区の活動が他の地区に普及する可能性が大きい</p>	<p>児童館や公民館等、地域にある施設を活用して、地域の人材のもつ能力を活用した多様な活動形態を模索する</p>
母親の活動参加意向約半数	就学前 保護者	小学生 保護者									
自主活動 している	3.8	8.8									
機会があれば参加したい	48.1	35.6									
施策② 地域の活動拠点を中心とした異年齢交流の推進											
<p>児童(満18歳に満たない者)</p> <p>乳児(満1歳に満たない者)</p> <p>幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者)</p> <p>少年(小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者)</p>	<p>児童館はその名のとおりに児童のための施設であり、満18歳未満の者の健全育成のための施設であるが、実質は小学生未満の施設となっている。そこで異年齢交流ができるよう対象を広げる必要性がある</p>	<p>異年齢による多様な活動を体験する場とし、社会性はじめ児童の健全育成を図ることができる</p>									
施策③ 地域での自主活動に向けて積極的な支援、サークル等の育成											
<p>人的資源</p> <p>古口母親クラブ</p> <p>読み聞かせグループラビット外4団体</p> <p>乙夜塾外元気な高齢者の皆さん</p> <p>角川里の自然学校外3団体</p> <p>その他地域活動実践者</p>	<p>今ある人材等を生かした居場所づくり</p>	<p>交流から相互の活動に広がり生まれ、質・内容共に進化する可能性大</p> <p>公と民との役割分担、公は場の提供等の支援、民はマンパワーの発揮</p> <p>より多くの人材育成のためにも交流の場が必要</p> <p>少子化等により「近くに遊び仲間がない」、また「遊び場がない」などの意見もあり、地域の枠を超えた施策が必要であり、既存の団体による地域の人材育成等が必要である</p>									

現状(住民・地域のニーズ)	課題	目標値の考え方(根拠)
施策④ 各種団体の主催する行事等の募集及び参加の情報の一元化		
<p>募集関係 地域活動が活発であり、年間多数の行事が開催されている。その募集告知も、各団体が独自に行っている</p>	<p>子育て家庭が参加しやすいよう、子育てカレンダーに各種地域活動についても掲載していくことが必要。また、さらに情報提供する体制を整備することによりより多くの方が参加しやすくなる</p>	<p>生涯学習の推進体制が整備されることにより、主催者側、参加者側の利便性が向上し、地域活動の活性化につながるため、次のような情報提供システムを構築する 年間スケジュールは子育てカレンダー 詳細は、ホームページ等に掲載(主催者等が自由に書き込め、参加申込みでき、その報告等もできるページ分のメモリーを確保する)</p>
施策⑤ 保育士の専門性を開放し、テーマ性のある保育の実践		
<p>保育所 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するという保育所における保育の考え方(保育指針)のもと、その提供を図ってきた</p>	<p>これまでの入所児童の保育所から、地域の子育て家庭の支援をも視野に入れ、保育士の持つ専門性を開放していく 指針を強く意識し、その提供を図る</p>	<p>当面、平成17年度は夏・秋・冬の3回とし、次年度以降その回数を増やし、月1回程度を目標に開催する テーマとして「伝承遊び」を設定し、平成19年の発表を目指す</p>
施策⑥ 生きる力を育むため、地域社会を挙げ積極的に取り組み、生涯学習社会の展望とその推進体制の整備		
<p>総合学習 地域の学校づくりを通じて急速な広がりを見せている豊かな自然、文化、歴史に学び、地域社会の豊かさを実感し理解を深めている 地域との連携を深め、多様な体験活動を展開している 平成17年2月、学習指導要領の見直し(ゆとり教育からの転換)が表明される</p>	<p>地域の活性化に大きく貢献しているとともに、生涯学習社会にむけて歩んでいる</p>	<p>生涯学習推進体制を整備する</p>

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)																																
施策⑦ P T A等も積極的に取り組み、特に父親の活動の場としての位置づけ																																		
<p>PTA その活動には、学年委員会活動や育成会活動があり、父兄の得意分野や趣味趣向による企画で各種体験学習を実施している</p> <p>子どもの地域活動やグループ活動への参加状況 (単位:%)</p> <table border="0"> <tr> <td>参加したことがある</td> <td>68.4</td> </tr> <tr> <td>今後は参加させたい</td> <td>16.0</td> </tr> </table> <p>参加させたい地域活動(小学生)</p> <table border="0"> <tr> <td>スポーツ活動</td> <td>65.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スポーツ少年団、クラブチーム等の活動は活発、学区内ではチーム編成できず、それを越えたチームができています</td> </tr> <tr> <td>文化・音楽活動</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スポーツ活動は活発であるが、文化活動が物足りない等の声がある</td> </tr> <tr> <td colspan="2">太鼓のサークルが数多く誕生し、独自で発表会等を行っている</td> </tr> <tr> <td>キャンプ等の野外活動</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域の学校等が活発に展開されている</td> </tr> <tr> <td>社会福祉活動</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">知的障害施設、特別養護老人ホーム等が地域内にあり、地域との交流が活発に行われている</td> </tr> <tr> <td>国際交流活動</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日韓児童交流等も行っており、このほど協会が全国表彰を受けた</td> </tr> <tr> <td>青少年団体活動</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>社会貢献活動</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域社会の元気な分野(スポーツ、太鼓、地元学等)への趣向が強く感じられる</td> </tr> </table>	参加したことがある	68.4	今後は参加させたい	16.0	スポーツ活動	65.4	スポーツ少年団、クラブチーム等の活動は活発、学区内ではチーム編成できず、それを越えたチームができています		文化・音楽活動	29.9	スポーツ活動は活発であるが、文化活動が物足りない等の声がある		太鼓のサークルが数多く誕生し、独自で発表会等を行っている		キャンプ等の野外活動	45.0	地域の学校等が活発に展開されている		社会福祉活動	26.1	知的障害施設、特別養護老人ホーム等が地域内にあり、地域との交流が活発に行われている		国際交流活動	13.3	日韓児童交流等も行っており、このほど協会が全国表彰を受けた		青少年団体活動	31.8	社会貢献活動	29.9	地域社会の元気な分野(スポーツ、太鼓、地元学等)への趣向が強く感じられる		<p>その一部に、学習意欲を駆り立てるもの、また教育的内容を盛り込むことにより、レクリエーションに学習(教育)機能が付加される。その際、教育委員会や学校の方針等に沿った情報提供が行われればより充実したものになる</p> <p>受け皿は十分整備されている</p> <p>活動の場が数多く準備されている</p> <p>地域総合型スポーツクラブへの移行</p> <p>文化・音楽活動での選択肢の豊富化が必要／村芸術文化協会でのこ入れ</p>	<p>体験に基づいた知識が得られる共に、そうした機会が保護者の主体性によって随時提供されることは、親にとっても子にとっても貴重な機会である</p> <p>児童・父兄の自主性を基本に、支援体制の整備を図る</p>
参加したことがある	68.4																																	
今後は参加させたい	16.0																																	
スポーツ活動	65.4																																	
スポーツ少年団、クラブチーム等の活動は活発、学区内ではチーム編成できず、それを越えたチームができています																																		
文化・音楽活動	29.9																																	
スポーツ活動は活発であるが、文化活動が物足りない等の声がある																																		
太鼓のサークルが数多く誕生し、独自で発表会等を行っている																																		
キャンプ等の野外活動	45.0																																	
地域の学校等が活発に展開されている																																		
社会福祉活動	26.1																																	
知的障害施設、特別養護老人ホーム等が地域内にあり、地域との交流が活発に行われている																																		
国際交流活動	13.3																																	
日韓児童交流等も行っており、このほど協会が全国表彰を受けた																																		
青少年団体活動	31.8																																	
社会貢献活動	29.9																																	
地域社会の元気な分野(スポーツ、太鼓、地元学等)への趣向が強く感じられる																																		

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)																																																																									
施策③ 地域主導による子育てしやすい環境づくりの支援																																																																											
施策④ 自治体として子育てしやすい環境づくりの整備																																																																											
施策⑦ 医療機関の体制整備に向け、関係機関とともに要望活動の展開																																																																											
<p>児童福祉施設等</p> <table border="0"> <tr> <td>児童遊園</td> <td>12</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所園庭</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校グラウンド</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊び場</td> <td>不明</td> <td></td> </tr> </table> <p>児童館を利用しない理由 (単位:%)</p> <table border="0"> <tr> <td>存在を知らない</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>事業内容を知らない</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>利用したいが近くにない</td> <td>29.8</td> </tr> </table> <p>(単位:%)</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">近くの遊び場について感じていること</td> <td>就学前</td> <td>小学生</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>雨の日に遊ぶ場所がない</td> <td>63.1</td> <td>55.2</td> </tr> <tr> <td>近くに遊び場がない</td> <td>35.0</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>遊具等が充実していない</td> <td>27.5</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td>遊び仲間がない</td> <td>23.1</td> <td>19.2</td> </tr> <tr> <td>十分な広さがない</td> <td>18.8</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>遊具等の設備が古くて危険</td> <td>18.8</td> <td>17.6</td> </tr> </table> <p>※記述式の回答で遊具等は不用、ただ安全な広場が必要との声有り</p> <p>充実してほしい子育て支援(複数回答) (単位:%)</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>就学前</td> <td>小学生</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>子連れで楽しむ場の増設</td> <td>60.6</td> <td>43.2</td> </tr> <tr> <td>保育所等の費用の軽減</td> <td>58.1</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>医療機関の体制整備</td> <td>36.9</td> <td>37.2</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>親子が集まれる場や機会</td> <td>27.5</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>企業への改善の働きかけ</td> <td>18.1</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>育児相談や情報入手の場</td> <td>17.5</td> <td>19.2</td> </tr> <tr> <td>育児を学べる機会の提供</td> <td>13.8</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>住宅面の配慮</td> <td>5.0</td> <td>4.4</td> </tr> </table>	児童遊園	12	箇所	児童館	4		保育所園庭	4		学校グラウンド	6		遊び場	不明		存在を知らない	15.4	事業内容を知らない	13	利用したいが近くにない	29.8	近くの遊び場について感じていること	就学前	小学生	保護者	保護者	雨の日に遊ぶ場所がない	63.1	55.2	近くに遊び場がない	35.0	26.8	遊具等が充実していない	27.5	25.6	遊び仲間がない	23.1	19.2	十分な広さがない	18.8	23.6	遊具等の設備が古くて危険	18.8	17.6		就学前	小学生	保護者	保護者	子連れで楽しむ場の増設	60.6	43.2	保育所等の費用の軽減	58.1	22.4	医療機関の体制整備	36.9	37.2	親子が集まれる場や機会	27.5	26.8	企業への改善の働きかけ	18.1	20.8	育児相談や情報入手の場	17.5	19.2	育児を学べる機会の提供	13.8	11.2	住宅面の配慮	5.0	4.4	<p>住居から児童の足で行ける範囲に広場がないケースがある</p> <p>その意向をどう活かすか</p> <p>雨の日の遊び場 近くに遊び場と仲間がいない</p> <p>危険部の修繕、撤去が必要 児童遊園は地元集落対応</p> <p>場としてどこが適当か</p> <p>意味するところは?(中央診療所、歯科医はあるが、新庄まで行かなくてはならないこと?) 集いのものとしては すくすく広場(保健センター)月1回 地域の子育て家庭への支援の場(保育所)で実施</p>	<p>遊具等は必要とせず、広場のみを要望するケースもあり、地域主導(遊休地の所有者と地区会が賃貸借契約を結ぶ等)により実現可能な場合もある</p> <p>近くの公民館や公共施設で活用できないか、活用が図れるよう、地区会と地域住民が調整を図る</p> <p>児童福祉施設等の遊具の点検等を実施し、修繕計画の策定・予算要求と、その獲得に向け尽力が必要。また、緊急を要する場合はケースバイケースで対応する</p> <p>児童遊園に係る整備方針として、「林や森の造成を行い、創造性のある遊びができるよう環境づくり」を整備する</p> <p>若者総合施設でいいのか、検討要かつ、何を充実させるのか</p> <p>信頼関係づくり 保育所開放として、地域の子育て家庭支援の場として平成17年度より取り組む。当初は季節に1回程度とし、目標を月1回程度とする</p>
児童遊園	12	箇所																																																																									
児童館	4																																																																										
保育所園庭	4																																																																										
学校グラウンド	6																																																																										
遊び場	不明																																																																										
存在を知らない	15.4																																																																										
事業内容を知らない	13																																																																										
利用したいが近くにない	29.8																																																																										
近くの遊び場について感じていること	就学前	小学生																																																																									
	保護者	保護者																																																																									
雨の日に遊ぶ場所がない	63.1	55.2																																																																									
近くに遊び場がない	35.0	26.8																																																																									
遊具等が充実していない	27.5	25.6																																																																									
遊び仲間がない	23.1	19.2																																																																									
十分な広さがない	18.8	23.6																																																																									
遊具等の設備が古くて危険	18.8	17.6																																																																									
	就学前	小学生																																																																									
	保護者	保護者																																																																									
子連れで楽しむ場の増設	60.6	43.2																																																																									
保育所等の費用の軽減	58.1	22.4																																																																									
医療機関の体制整備	36.9	37.2																																																																									
親子が集まれる場や機会	27.5	26.8																																																																									
企業への改善の働きかけ	18.1	20.8																																																																									
育児相談や情報入手の場	17.5	19.2																																																																									
育児を学べる機会の提供	13.8	11.2																																																																									
住宅面の配慮	5.0	4.4																																																																									

現状(住民・地域のニーズ) (単位:%)	課題	目標値の考え方(根拠)																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就学前 保護者</th> <th>小学生 保護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく利用する公共施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>—</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>—</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>—</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>若者総合施設</td> <td>—</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>小中学校の体育館等</td> <td>—</td> <td>40.4</td> </tr> <tr> <td>児童遊園</td> <td>—</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>交流の場として望ましいところ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊びやしつけの場</td> <td>—</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td>放課後等の自主活動の場</td> <td>—</td> <td>58.0</td> </tr> <tr> <td>土日の活動や遊びの場</td> <td>—</td> <td>56.0</td> </tr> <tr> <td>悩みを相談できる場</td> <td>—</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>外出時に困ること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小さい子どもとの食事</td> <td>32.5</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>トイレの非配慮</td> <td>22.5</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>子どもを遊ばせる場所</td> <td>19.4</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>暗いとおりや見通しの悪さ</td> <td>14.4</td> <td>25.2</td> </tr> </tbody> </table>		就学前 保護者	小学生 保護者	よく利用する公共施設			児童館	—	11.2	公民館	—	15.2	中央公民館	—	27.6	若者総合施設	—	1.6	小中学校の体育館等	—	40.4	児童遊園	—	22.8	交流の場として望ましいところ			遊びやしつけの場	—	37.2	放課後等の自主活動の場	—	58.0	土日の活動や遊びの場	—	56.0	悩みを相談できる場	—	27.2	外出時に困ること			小さい子どもとの食事	32.5	13.2	トイレの非配慮	22.5	7.6	子どもを遊ばせる場所	19.4	17.2	暗いとおりや見通しの悪さ	14.4	25.2	<p>若者総合施設は日常ではない</p>	
	就学前 保護者	小学生 保護者																																																						
よく利用する公共施設																																																								
児童館	—	11.2																																																						
公民館	—	15.2																																																						
中央公民館	—	27.6																																																						
若者総合施設	—	1.6																																																						
小中学校の体育館等	—	40.4																																																						
児童遊園	—	22.8																																																						
交流の場として望ましいところ																																																								
遊びやしつけの場	—	37.2																																																						
放課後等の自主活動の場	—	58.0																																																						
土日の活動や遊びの場	—	56.0																																																						
悩みを相談できる場	—	27.2																																																						
外出時に困ること																																																								
小さい子どもとの食事	32.5	13.2																																																						
トイレの非配慮	22.5	7.6																																																						
子どもを遊ばせる場所	19.4	17.2																																																						
暗いとおりや見通しの悪さ	14.4	25.2																																																						
施策⑤ 水環境の保全と潤いある居住環境づくり																																																								
<p>生活排水処理 供用区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 名高地区農業集落排水処理 古口地区公共下水道処理 神田地区農業集落排水処理 他集落は、合併処理浄化槽 		<p>自然景観に配慮すべきことは勿論であり、継続して生活廃水処理施設の整備等を行い、快適な生活環境を確保し、公共的水域の水質保全などに努めなければならない</p>																																																						
施策⑥ 地域と密着した道路整備の推進																																																								
<p>道路交通環境</p> <p>県道新庄戸沢線古口大橋自歩道橋が整備済 村道津谷中学校線の整備完了 歩道の整備状況</p> <p>道路構造令の見直し等により、歩道幅員が2.5mから3.5mの基準となった</p>	<p>施策事業に取り組むための財源確保 整備の必要性、経済効果等の十分な検討 用地協力等の地域の事業に対する全面的な協力体制</p>	<p>住民が安全で安心して利用できる道づくり</p> <p>比較的交通量も多く、通学児童生徒もあり、地域と密着した道路整備として、H17から村道の改良を行う</p>																																																						

(7) 子ども等の安全の確保

目 標	危機管理に対する啓発を行うとともに、そのマニュアルの策定・運用を図る
------------	---

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)									
施策① 交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策											
<p>交通安全</p> <p>交通量の多い、国県道が通学路になっており、道路の横断等危険箇所も多いため、交通安全団体、学校、PTA等と連携し、子どもたちの登下校の安全確保を図っている</p> <p>指導員による交通安全教室の開催(歩行者としての約束・注意点、自転車の乗り方)</p> <p>80回(保育所・小学校・高齢者)</p> <p>延べ2500人の参加</p> <p>指導者講習会4回</p> <p>交通安全母の会会員、交通安全協会役員、安全運転管理者等の指導者講習会等の実施</p> <p>チャイルドシート着用率 (単位:%)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td style="text-align: center;">県内</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td style="text-align: center;">51.7</td> <td style="text-align: center;">68.0</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td style="text-align: center;">47.4</td> <td style="text-align: center;">28.0</td> </tr> </table>		全国	県内	平成15年度	51.7	68.0	平成16年度	47.4	28.0	<p>100回、延べ3000人を目指す</p>	<p>高価な商品であり、リサイクルの仕組みづくりが着用率アップにつながる</p> <p>着用率100%を目指し、保護者の子どもに対する安全保護の意識高揚を図る</p>
	全国	県内									
平成15年度	51.7	68.0									
平成16年度	47.4	28.0									
施策③ 危険箇所等の把握と、その対策の速やかな実施											
施策④ 危険箇所等の情報の一元化による総合的な危機管理											
<p>幼児バスの運行には、添乗員を1名同乗させている。(乗車年齢は2歳以上)</p> <p>安全な道路環境の整備を図っている</p> <p>通学路の歩道率向上に努めている</p> <p>家庭、地域、児童遊園等の危険箇所</p> <p>PTA等で、夏休み等で危険箇所の点検を実施</p> <p>遊具等に危険箇所あり</p> <p>乳幼児期の事故が家庭内で起きている</p>	<p>乗降車時の補助を行っているが、運行時の安全対策には課題が残る</p> <p>古口大橋自歩道橋が完成し、安全性が飛躍的に向上した</p>	<p>急停車時等の有事における対応のため、添乗員研修の必要性、また運行管理者の危機管理も必要</p> <p>通学路の完全歩道化が求められる</p> <p>個別の各機関による点検・広報活動が行われているが、その情報の一元化が課題</p> <p>その情報を活用した地域コミュニティによる眼が必要</p>									

現状(住民・地域のニーズ)	課題	目標値の考え方(根拠)
施策② 不審者の侵入等に備え、危機管理マニュアルの作成とその運用の徹底		
<p>防犯</p> <p>年間不審者等による声かけ数件有り</p> <p>国道47号・JR陸羽西線が東西に貫通し、不特定多数の人々が往来する。また、行路困窮者扶助費310円を請求する人が年間150人程度いる。</p> <p>子どもが集団生活を営む保育所・学校等では対策を講じてはいるが、不審者が侵入した際の安全対策は万全とはいえない</p> <p>登下校時間帯はPTA等のボランティア活動により立哨等を行っている</p> <p>防犯灯の設置は、各集落、PTA等からの要望に基づき設置している</p> <p>防犯防災座談会の開催 「こども110番」を設置(村内33箇所)</p>	<p>全国各地で、不特定多数かつ無作為の犯罪が多発していることを考慮すると、不審者等に対する危機管理マニュアルの必要性がある</p> <p>保育所は、子どもと保育士(女性のみ)であることから、有事の際のマニュアルが必要である</p> <p>毎日登下校の立哨を行うことは困難</p>	<p>危機管理マニュアルの策定・運用の徹底を図る</p> <p>地域コミュニティの育成</p>
施策⑤ 地域住民と密着した防災体制の構築		
<p>消防</p> <p>春季演習、操法大会、秋季演習を実施している</p> <p>地区単位で防災訓練を実施している</p> <p>保育所・学校で避難訓練を実施している</p> <p>防火座談会を実施している</p>	<p>予防消防の実践</p> <p>児童からの高齢者まで、防災思想の普及・啓蒙</p>	<p>隔離された環境で訓練を行うのではなく、地域住民の身近なところで訓練を実施する</p> <p>地区単位から集落単位での訓練の実施</p> <p>成人した際の防災思想の向上にむけて、就学前児童を対象とした子ども火消し隊等の結成</p>

(8) 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進

目 標	情報交換の場の設定と障害等を持つ児童の早期発見と支援
-----	----------------------------

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策① 虐待防止等ネットワークの体制づくりとその定例会の開催		
<p>村児童虐待防止連絡会議</p> <p>平成13年11月設置。児童への虐待防止、及び早期発見並びに早期対応を図るため、情報の交換、共有化、連携、啓発活動について、年1回定例会を開催、必要に応じ個別ケース検討会を開催し協議する これまでの児童虐待報告は平成13年の1件のみ</p> <p>児童虐待防止法の改正が平成16年11月改正(平成17年4月施行)</p> <p>「児童虐待を受けた児童を発見した者」から「虐待を受けたと認められる児童を発見した者」に強化する</p> <p>児童福祉法の一部改正案 虐待を受けるなどしている子どもやその保護者の状況を把握し、支援内容を協議するため、市町村に関係機関でつくる地域協議会を設置できるようにする</p> <p>民生児童委員が月1回定例会を開催し、虐待等の情報交換を行っている</p>	<p>定例会は年1回と規定されているが、体制が整わず開催も困難な状況</p>	<p>事務局を担当する部局への人的配置は必要 年1回の定例会をまず開催する 現状の把握(全国の事例検証含む) 情報交換から予備軍の抽出(関心を持つ) 平成17年4月より「通報義務」が生じる関係部署の自覚の育成 定例会(全体の場合)でなくとも構成メンバーそれぞれの部署で話題にすることが重要</p>

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策② 虐待を未然に防ぐ集落環境づくり		
<p>世帯の現状 (単位:%)</p> <p>4人以下 10.0</p> <p>4人以上 90.0</p> <p>祖母のいる家庭 84.4</p> <p>祖父のいる家庭 75.6</p> <p>母子家庭 若年離婚が多く、母子家庭が多くなっている (24、34頁参照) 児童扶養手当が国県市町村より支給されている 医療費の減免有り</p> <p>父子家庭 現状つかめていない 支援なし</p> <p>人間関係希薄で特に母子、父子家庭にとって孤立しやすい</p>	<p>三世帯同居が圧倒的に多いが、残り10%が核・母子・父子の家庭にあたり、虐待等が危惧される環境にある</p> <p>祖父母等と同居していない場合、特に支援が必要</p> <p>祖父母等と同居していない場合、特に支援が必要</p> <p>各種地域行事等を通じた人間関係づくり</p>	<p>予備軍の抽出</p> <p>保育サービスを中心に支援 地域社会からの孤立を防ぐ集落づくり</p> <p>保育サービスを中心に支援 地域社会からの孤立を防ぐ集落づくり</p> <p>近隣住人の交流(人間関係)により、未然に防ぐ体制づくり</p>
施策③ 障害等を持つ児童の早期発見と家庭への支援		
<p>少子化の中、障害等を持つ児童が多くなっている</p>	<p>早期発見への体制と親への支援体制</p> <p>健診での早期発見、保育所等での観察、親への指導 保護者が子どもの発育を受けとめるよう関わる必要がある なかなか受け止められないケースもある 幼児期、学童期に身近に親同士が集まれる場がない 就学期にならないと参加しづらい</p>	<p>家庭への支援体制</p> <p>家庭への援助 特別児童扶養手当による援助</p> <p>障害児保育・特殊学級などを実施 手をつなぐ親の会の支援を行う 養護学校への相談等</p>

(9) 村内在住の未婚の男女への支援

目 標	行政の地域活性化事業による支援とコミュニティー再生による世話役活動の復活
-----	--------------------------------------

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)
施策① 農村後継者対策事業を総括した今後の方向性の検討		
施策② 活躍の場と交流の機会の提供		
<p>村内在住における結婚しない男女の実情 26頁参照、特に30～49歳の未婚男性は194名</p> <p>農業従事者に関わらず、結婚しない男女の職種は拡大している</p> <p>個性、こだわり、哲学の欠如</p> <p>不利といわれる農業後継者であっても哲学のある人には、パートナーが見つかる</p>	<p>これまで施策として、農村後継者対策事業を実施。国内外(主に国外、フィリピン、韓国、中国等)において展開し、30組を超える国際結婚が成立している。当初は出会いの場の設定にも行政として関わっていたが、現在は国際結婚に関する定住対策事業のみ実施している。端的に、30人が嫁ぎ、60人余りの子どもが誕生、約100人が定住していることになる。現在は休止状態</p> <p>また、国際結婚をプラス思考で捕らえ、国際交流の拠点として日韓友好の村である高麗館を建設、地域づくりの目玉とした。こうした定住対策事業をはじめとする国際交流活動が認められ、平成16年度国際交流基金地域交流賞に輝いた。</p>	<p>休止状態にある農村後継者対策事業を総括し、いま行政として何をやるべきかの共通認識を形成し、速やかに実施する</p> <p>行政として、地域活性化事業等の活躍の場を提供し、そのなかで自らが活躍することにより、交流等で訪れた人との出会いの中で伴侶となるべき人との出会いがあり、過疎の村の自立への道がある</p> <p>以前、行われていた直接出会いの場を設定する等のやり方は疑問が残る</p>
施策③ コミュニティ活動の再評価とその意義づけ		
施策④ 地域社会の人間関係づくりをベースに、地域の世話役活動の復活		
<p>地域の世話やきが不在 人間関係が希薄</p>	<p>通学合宿では、もらい湯や食事の準備等を通して地域の方々との関わりが非常に多く、子どもを通じて父兄と高齢者をはじめとする地域の方々との関わりが生まれている。こうした取り組みが地域の人間関係づくりに大きな役割を果たしており、地域の行事等の意義を改めて感じるとともに、その継続した実施が求められる</p>	<p>公と民との役割分担のもと、公の役割は支援的分野にとどめ、民のマンパワーに期待すべき</p>

(10) 地域資源を活用した生業（主に農林業）をベースに雇用の場の創出

目 標	地域の資源を活用した生業により、2世代、3世代の親子と一緒に暮らせる地域社会づくりを目指す
------------	--

現状(住民・地域のニーズ)	課 題	目標値の考え方(根拠)		
施策① 即効性ある行政組織への脱皮に向け、機構改革の検討				
施策③ やる気のある住民を支援する施策の実施				
<p>人口の減少 第3章(19頁参照) H12国勢調査によると 人口509名の減少 年少年齢人口2.4%の減少 少子化 生産年齢人口2.6%の減少 高齢年齢人口5.0%の増加 高齢化</p> <p>人口動態調査によると 自然的動態マイナス(死亡が出生を上回る) 社会的動態マイナス(転出が転入を上回る)</p>	<p>雇用の場ができるには長い年月が必要であり、また一挙に進むことは考えにくいことから、長期的なスパンでの事業実施が求められる</p> <p>戸沢村の基幹産業は農業であることを再認識し、農産物の生産から販売ルートまでイメージした一貫したてこ入れが必要である</p> <p>今盛んに地域で展開されている「地域の学校づくり」の運動とうまく連動した起業が求められる</p>	<p>現状を十分認識した上で、いち早くその施策を実施できる行政機構に改めることが急務</p> <p>行政主導ではなく、やる気のある住民主導の施策を実施</p>		
施策② 村の基幹産業が農林業であることを再認識				
施策④ 地域資源を活用した生業による地場産業の育成による若者定着の推進				
施策⑤ 子どもたちに豊富な農林業体験を与えることにより、就農の可能性を探る				
<p>中学・高校を卒業すると、仙台及び首都圏に流出</p> <p>新庄最上圏内で吸収できない、また魅力ある産業が少ない</p> <p>こうした構造のため、地元若者が少なく、出生数の低下、高齢化の原因になっている</p> <p>親世代、子世代と一緒に暮らすことが難しくなっている</p> <p>仙台・首都圏へ流出するという構造を改革し、子ども達と一緒に生活ができることを望んでいる</p> <p>「地域の学校づくり」を通して、児童・生徒が農業を体験する機会が数多くある。同時に、地域の良さにふれる機会が数多く存在し、ふるさとを誇りに感じている</p>	➡	<p>出稼ぎの必要のない、地域の資源を活用した生業により、二世代、三世代の親子と一緒に暮らせる地域社会づくりを目指す</p> <p>その体験を通して、農業への関心を呼び起こす</p>	➡	<p>雇用の場を創出する方向性は、誘致企業に重点をおくのではなく、地場のものやこれまでのノウハウを生かすことが大切である</p> <p>基幹産業はなんといっても農業である。そして、いま米作りや野菜作りに熱意を持つ農家が増えている。魅力ある農業のヴィジョンを示し農業後継者の育成を目指す</p> <p>体験する機会を通して、する側される側の交流を通して、意欲の相乗効果をもたらし、村挙げての取り組みに広がる</p> <p>地域の学校づくりの運動を支援し、その延長線上に地場産業を育成する</p>

第5章 行動計画の推進

1. 推進体制

「戸沢村次世代育成支援行動計画」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、情報公開していきます。

また、同時に後期5か年の行動計画策定も視野に入れ、幅広く住民の意見を聴取していきます。

(1) 庁内推進体制

施策	事業	実施時期		担当課
		前期	後期	
① 庁内推進体制の整備 次世代育成支援行動計画の進捗状況については年度毎に正確に把握し、計画を総合的に推進する庁内連絡会議を設置します。	庁内連絡会議の設置	実施	継続	健康福祉課
② 行動計画進捗状況の公表等 行動計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	行動計画進捗状況の公表等	実施	継続	健康福祉課

(2) 庁外推進体制

施策	事業	実施時期		関連団体等
		前期	後期	
① 住民参加の推進体制の整備	懇談会の設置	実施	継続	協議会構成団体ほか、子育て支援団体等

2. 今後の課題

(1) 庁内体制づくりにおける課題

これまでも本村では、国・県等による様々な少子化対策が講じられてきた中で、子育て支援体制の充実を図ってきました。今後、庁内連絡会議を設置するとともに、継続した協議を実施し、進捗状況の確認、定期的な公表、そして住民・関係団体からのご意見を聴取しつつ、施策・事業への反映の検討を行い、施策の実現に向け推進するための各課が連携した庁内体制づくりが必要です。

(2) 庁外体制づくりにおける課題

次世代育成支援対策をより効果的に推進するため、全ての住民に関わる問題として、住民をはじめ、子育て支援関係団体等に対し、計画の周知を図り、また、基本理念のもと、子育てを地域社会全体で支援のあり方について、住民の理解を深めていきます。

このため、今後とも村広報への掲載や村ホームページへの掲載により、計画のより具体的な施策を周知し、住民をはじめ、子育て支援関係団体等を主体とした「運動づくり」の促進が必要となります。そのなかで、各担当係への文書・電話の受付や村ホームページ掲示板への書き込み、懇談会の開催等の支援を行い、計画の見直しに向けた意見交換の場やご意見を受ける窓口機能の明確化を図り、地域社会が一体となった体制づくりを後押しをしていくことが重要な課題となります。

資料編

1. 児童人口推計

■推計方法■

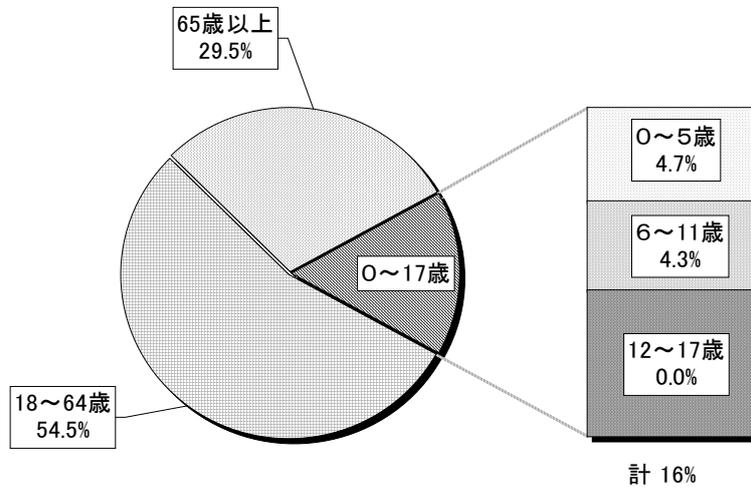
- 住民基本台帳（平成12年～平成15年の各10月1日時点）の実績値を使用し、センサス変化率法を用い推計しました。
- 0～17歳の児童の平成17～21年度における年齢別推計人口は次のとおりです。

表(資料)-1 年齢別児童人口推計

年度齢	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	児童人口	構成比								
合計	1,041人	16.8%	1,017人	16.7%	974人	16.2%	935人	15.9%	907人	15.7%
0歳	44	0.7	42	0.7	41	0.7	40	0.7	40	0.7
1歳	46	0.7	46	0.8	44	0.7	43	0.7	42	0.7
2歳	52	0.8	48	0.8	48	0.8	46	0.8	45	0.8
3歳	52	0.8	53	0.9	49	0.8	49	0.8	47	0.8
4歳	39	0.6	50	0.8	51	0.8	47	0.8	47	0.8
5歳	41	0.7	37	0.6	47	0.8	48	0.8	44	0.8
小計	274	4.4	276	4.5	280	4.7	273	4.6	265	4.6
6歳	39	0.6	40	0.7	36	0.6	46	0.8	47	0.8
7歳	42	0.7	38	0.6	39	0.6	35	0.6	44	0.8
8歳	63	1.0	42	0.7	38	0.6	39	0.7	35	0.6
9歳	49	0.8	62	1.0	41	0.7	37	0.6	38	0.7
10歳	60	1.0	50	0.8	64	1.1	42	0.7	38	0.7
11歳	57	0.9	60	1.0	50	0.8	64	1.1	42	0.7
小計	310	5.0	292	4.8	268	4.5	263	4.5	244	4.2
12歳	76	1.2	59	1.0	61	1.0	51	0.9	66	1.1
13歳	85	1.4	77	1.3	60	1.0	62	1.1	52	0.9
14歳	67	1.1	84	1.4	76	1.3	59	1.0	61	1.1
15歳	78	1.3	67	1.1	84	1.4	76	1.3	59	1.0
16歳	84	1.4	78	1.3	67	1.1	84	1.4	76	1.3
17歳	67	1.1	84	1.4	78	1.3	67	1.1	84	1.5
小計	457	7.4	449	7.4	426	7.1	399	6.8	398	6.9

*構成比は、端数処理の関係で小計の数値が合わない場合があります。

図(資料)-1 平成 21 年度推計値における人口構成



2. 子育て支援に対する意識・ニーズ

(1) 就学前児童・小学生保護者の意識・ニーズ

■実施概要■

- 就学前児童用、小学校児童用の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により、平成16年3月に調査を実施しました。
- 就学前児童用については、村内に在住する0歳～5歳の就学前の子どもを持つ保護者を調査対象とし、調査票の配布・回収は、保育所に入所している子どもを持つ保護者には施設を通して行ない、入所していない子どもを持つ保護者には郵送方式としました。
- 小学校児童用については、村内に在住する小学校1年生～6年生の子どもを持つ保護者を調査対象とし、調査票の配布・回収はすべて小学校を通して行いました。
- 配布数・回答数は次のとおりです。

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	214	160	74.8%
小学校児童用	267	250	93.6%

■抜 粋■

～①保育サービス～

保育サービスの利用希望（「利用したい」）	
平日	55.9 %
土曜日	33.2 %
日曜日・祝日	6.3 %
保育サービスを利用したい主な理由	現在就労中（50.0%）
平日の保育状況	
「家庭で保護者がみている」	53.1 %
「保育所」	48.8 %

～②放課後児童クラブ～

放課後児童クラブの利用希望（「利用したい」）		
	平日	19.8 %
	土曜日	22.8 %
放課後児童クラブの利用状況（「利用している」）		
	平日	7.8 %
	土曜日	3.4 %

～③子育て支援サービス～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
認知状況 「知らない」	ファミリー・サポート・センター (83.8%)	ファミリー・サポート・センター (85.2%)
利用状況 「利用したことがない」	ファミリー・サポート・センター 家庭児童相談室 (90.0%)	家庭児童相談室 (88.4%)
利用意向 「利用したい」	保育所や幼稚園の園庭等開放 (57.5%)	保育所や幼稚園の園庭等開放 児童館 (31.6%)

～④子育てについて～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
不安感・負担感 を感じる	49.4 %	52.8 %
最も悩んでいること	病気や発育・発達 (40.0%)	子どもの教育 (42.8%)
充実してほしい 施策	子連れで楽しむ場の増設 (60.6%)	子連れで楽しむ場の増設 (43.2%)

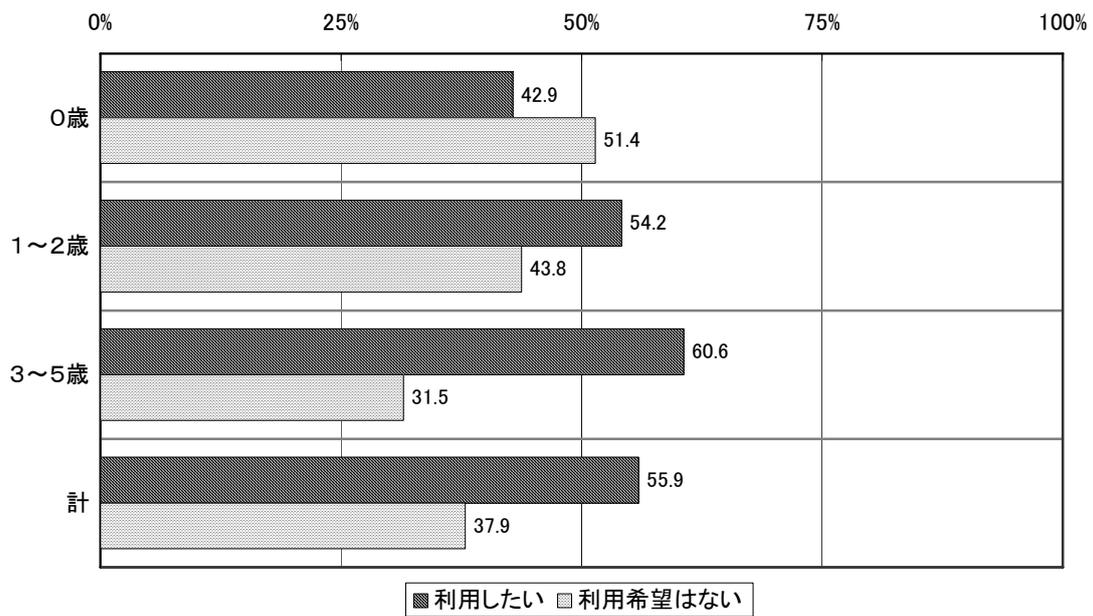
① 保育サービスについて

ア. 保育サービスの利用希望

(7) 平日の利用希望

「利用したい」が 55.9%を占め、「利用希望はない」が 37.9%という結果となっています。また、「利用したい」は3～5歳が 60.6%と最も高率で、次いで1～2歳の 54.2%となっています。

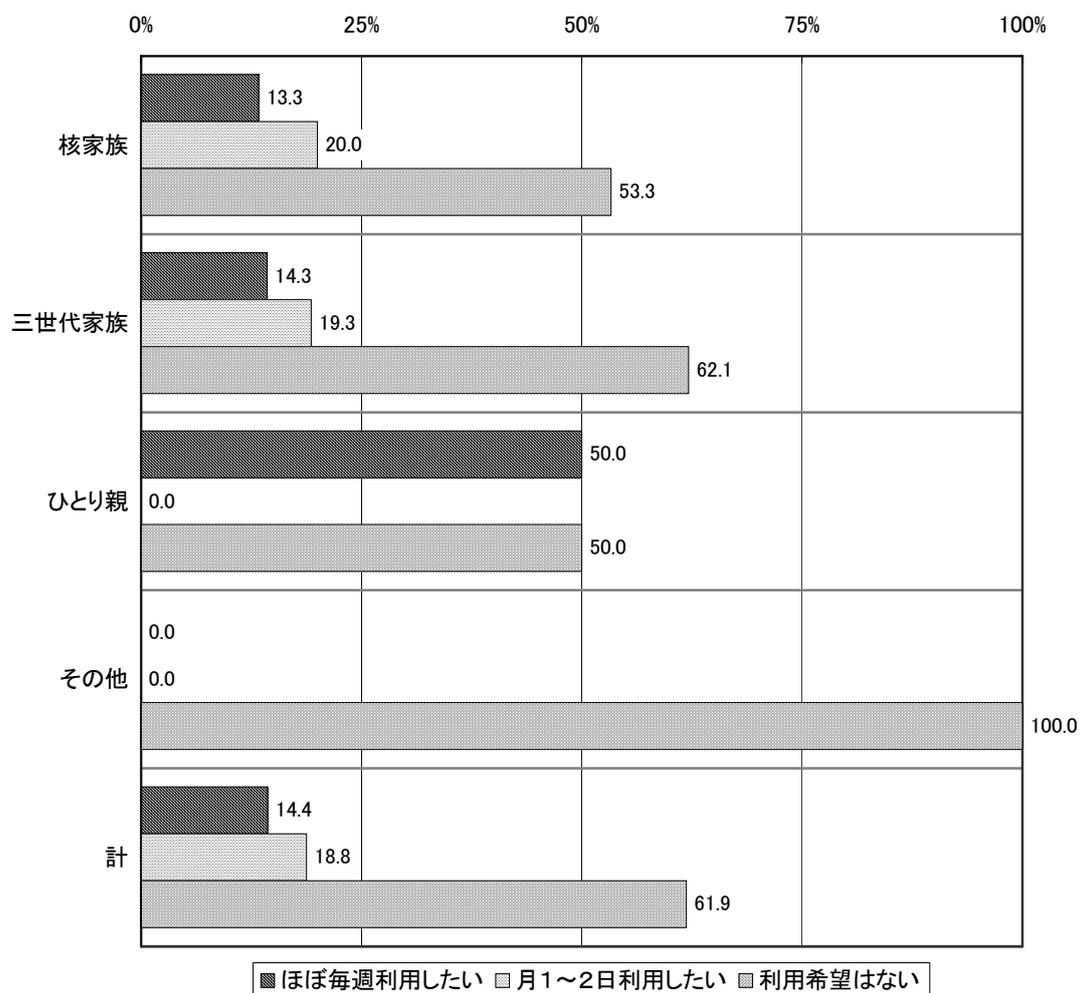
図(資料)-2 保育サービス等の利用希望 (平日)/n=211



(イ) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が14.4%、「月1～2日利用したい」が18.8%、「利用希望はない」が61.9%という結果になっています。

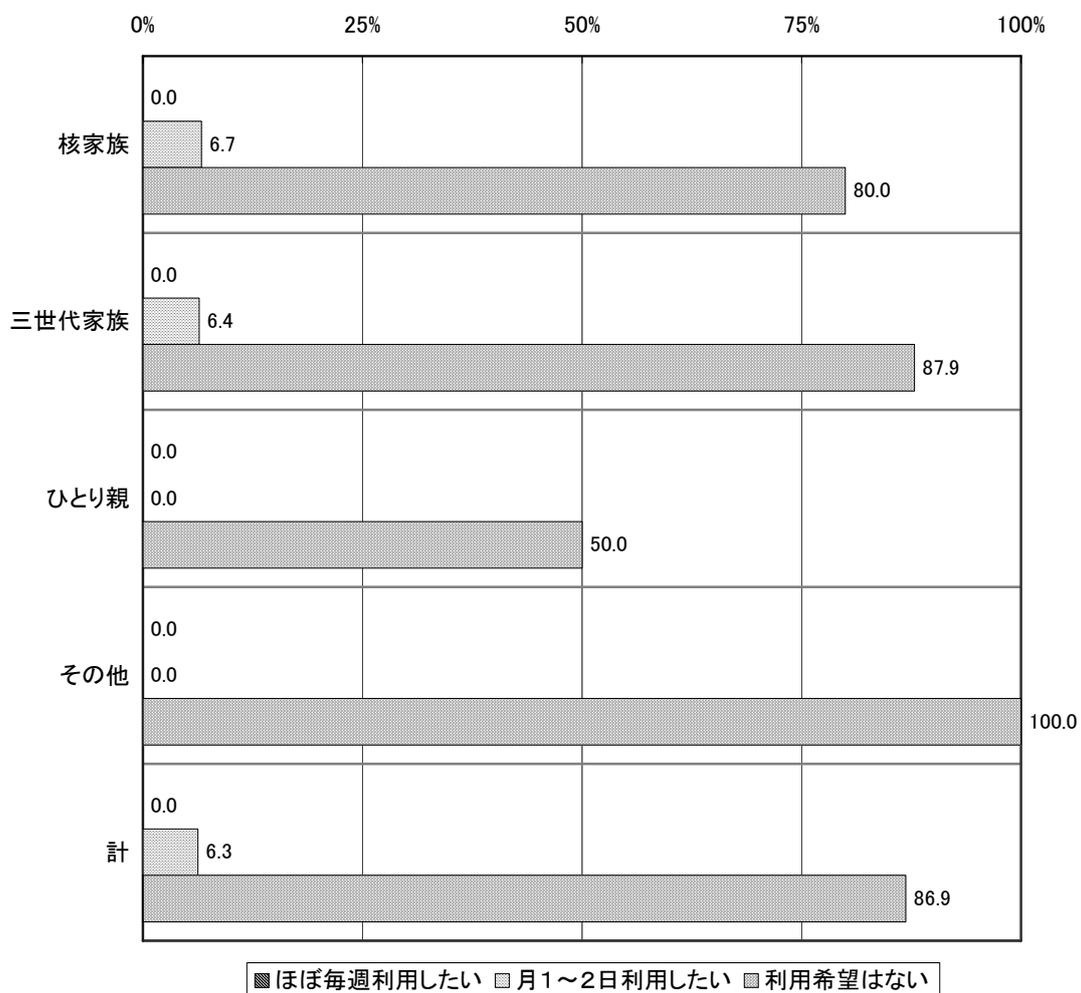
図(資料)-3 保育サービス等の利用希望 (土曜日)/n=160



(ウ) 日曜日・祝日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が0.0%、「月1～2日利用したい」が6.3%、「利用希望はない」が86.9%という結果になっています。

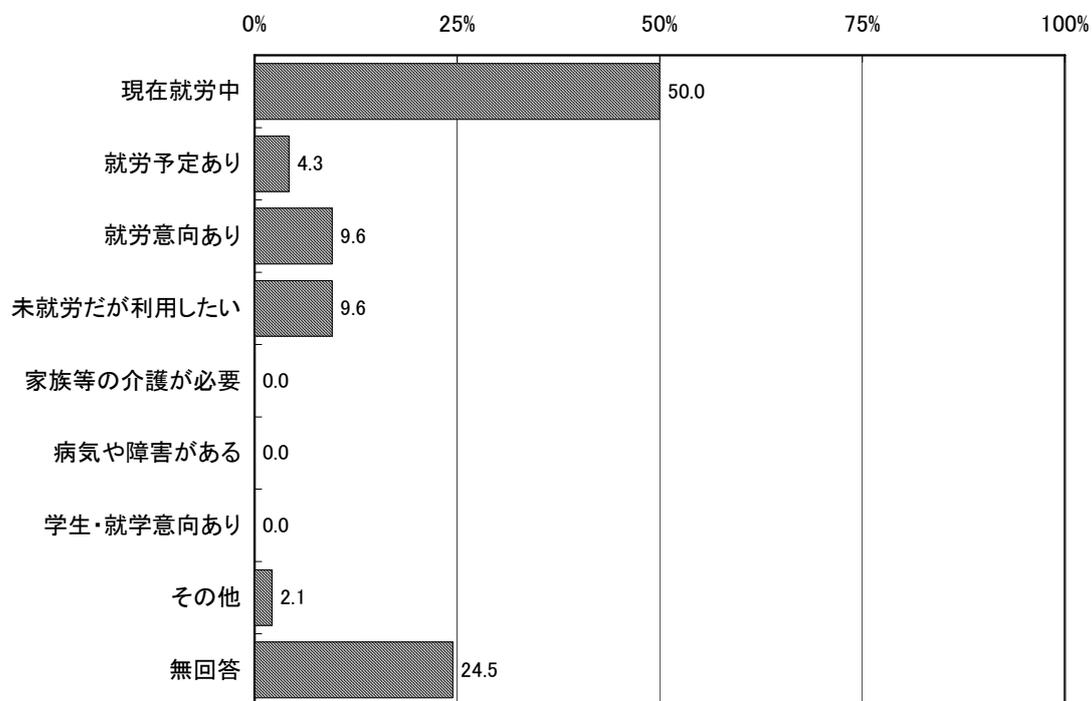
図(資料)-4 保育サービス等の利用希望（日曜日・祝日）/n=160



イ. 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）

「現在就労中」が50.0%と過半数を占めています。

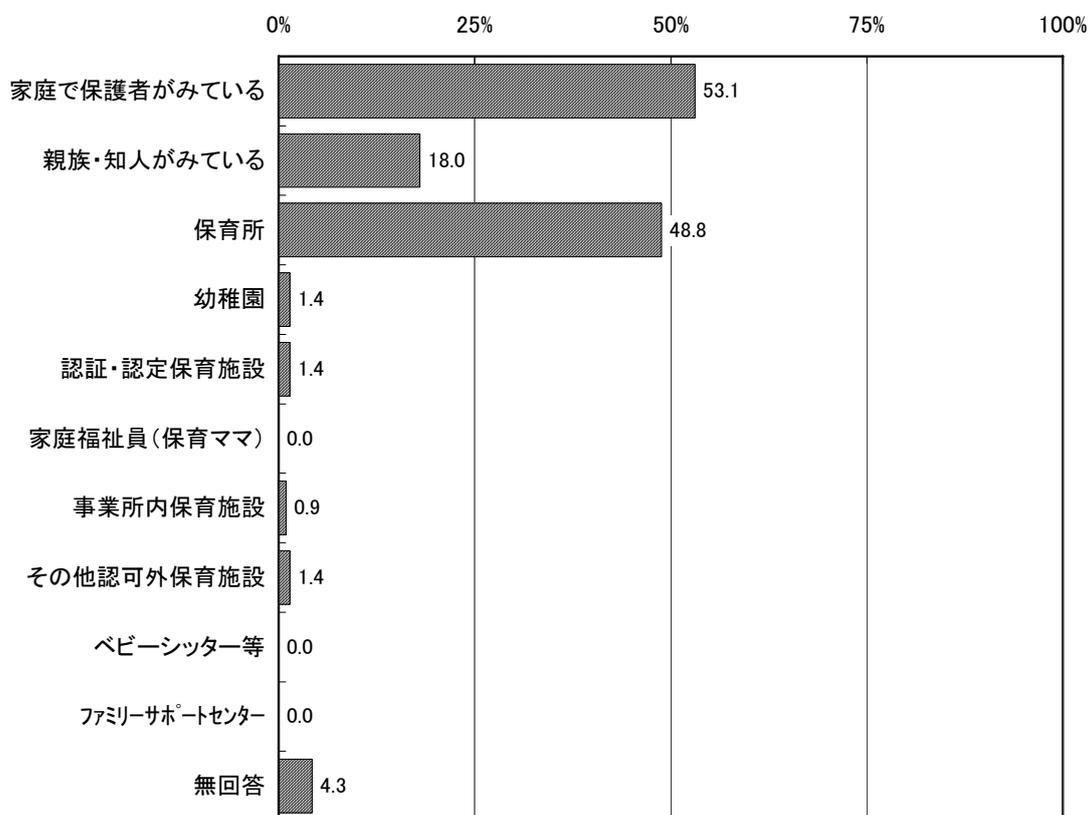
図(資料)-5 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）/n=94



ウ. 保育サービスの利用状況（平日）

「家庭で保護者がみている」が 53.1%と最も高率で、「保育所」48.8%、「親族・知人がみている」18.0%の順になっています。

図(資料)-6 保育サービスの利用状況（平日）/n=211〔重複回答〕



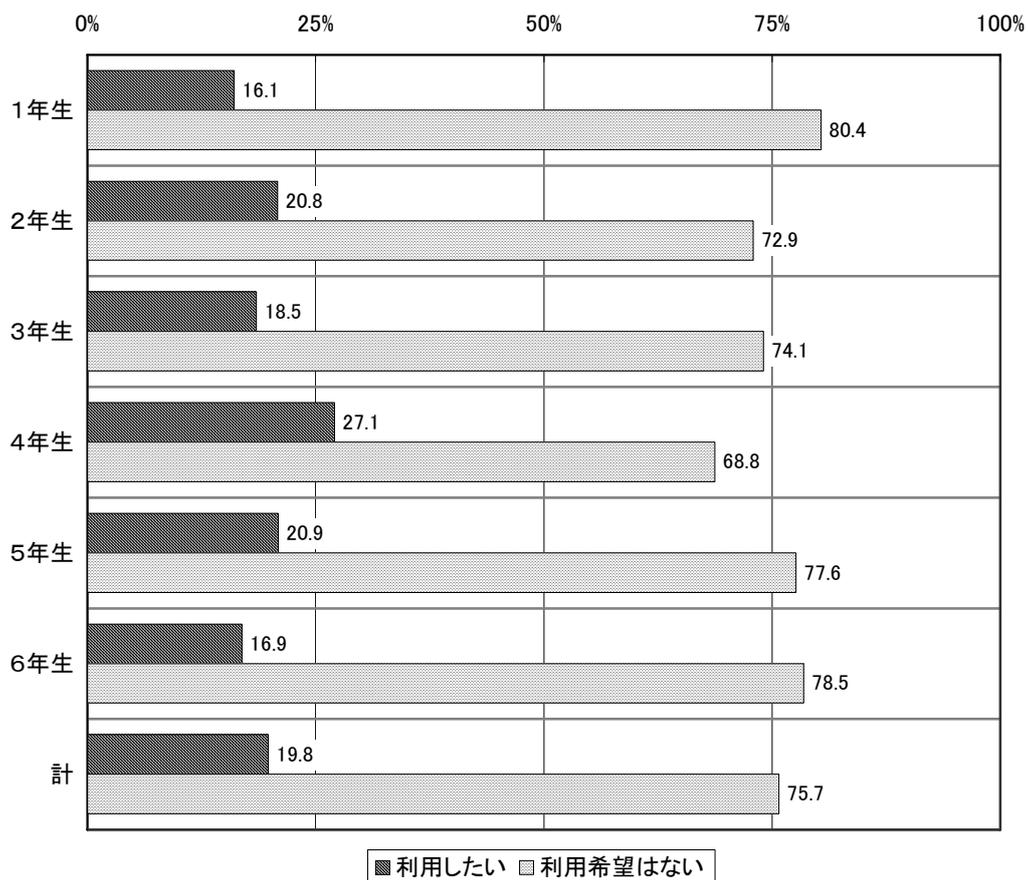
② 放課後児童クラブについて

ア. 放課後児童クラブの利用希望

(7) 平日の利用希望

「利用したい」が19.8%、「利用希望はない」が75.7%という結果になっています。

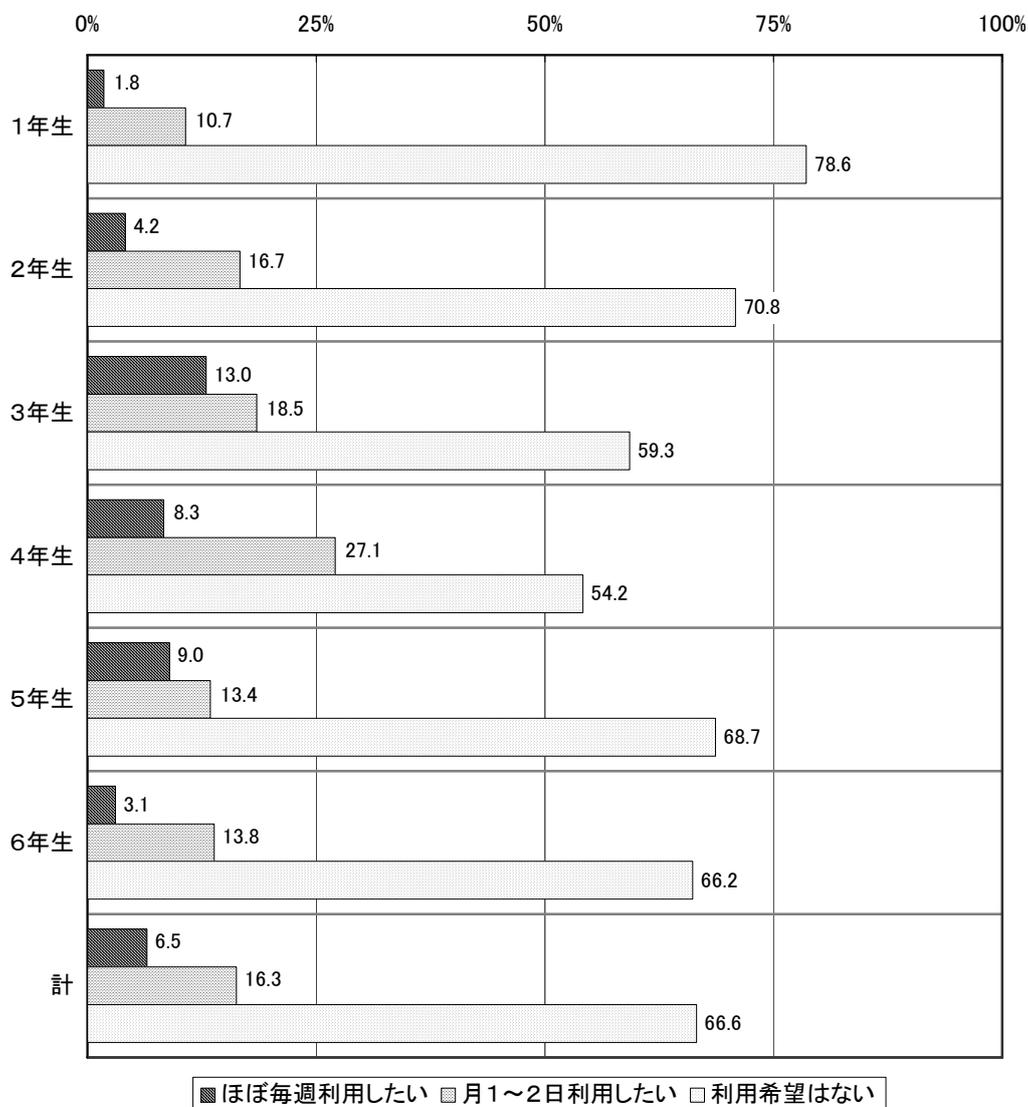
図(資料)-7 放課後児童クラブの利用希望(平日) /n=338



(イ) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が 6.5%、「月1～2日利用したい」が 16.3%、「利用希望はない」が 66.6%という結果になっています。

図(資料)-8 放課後児童クラブの利用希望(土曜日) /n=338

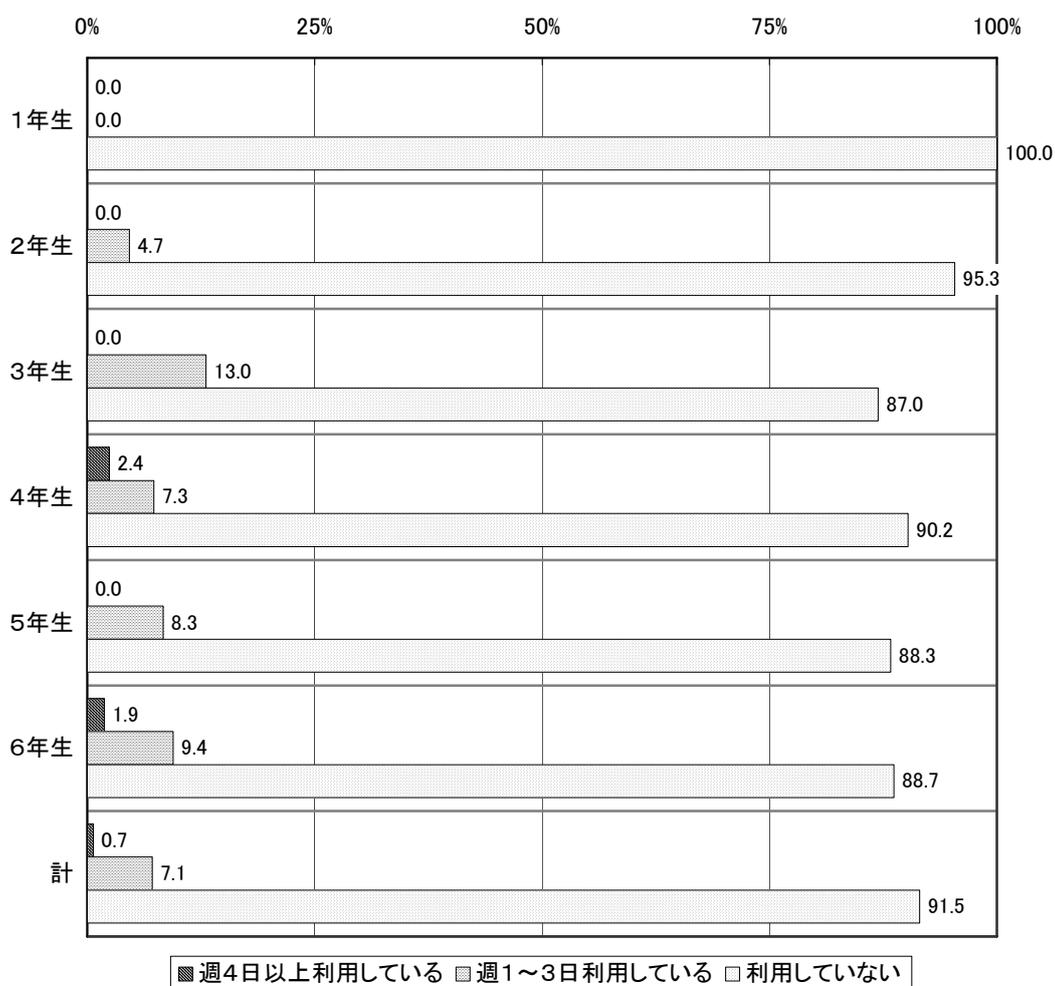


イ. 放課後児童クラブの利用状況

(7) 平日の利用状況

「週4日以上利用している」が0.7%、「週1～3日利用している」が7.1%、「利用していない」が91.5%という結果になっています。

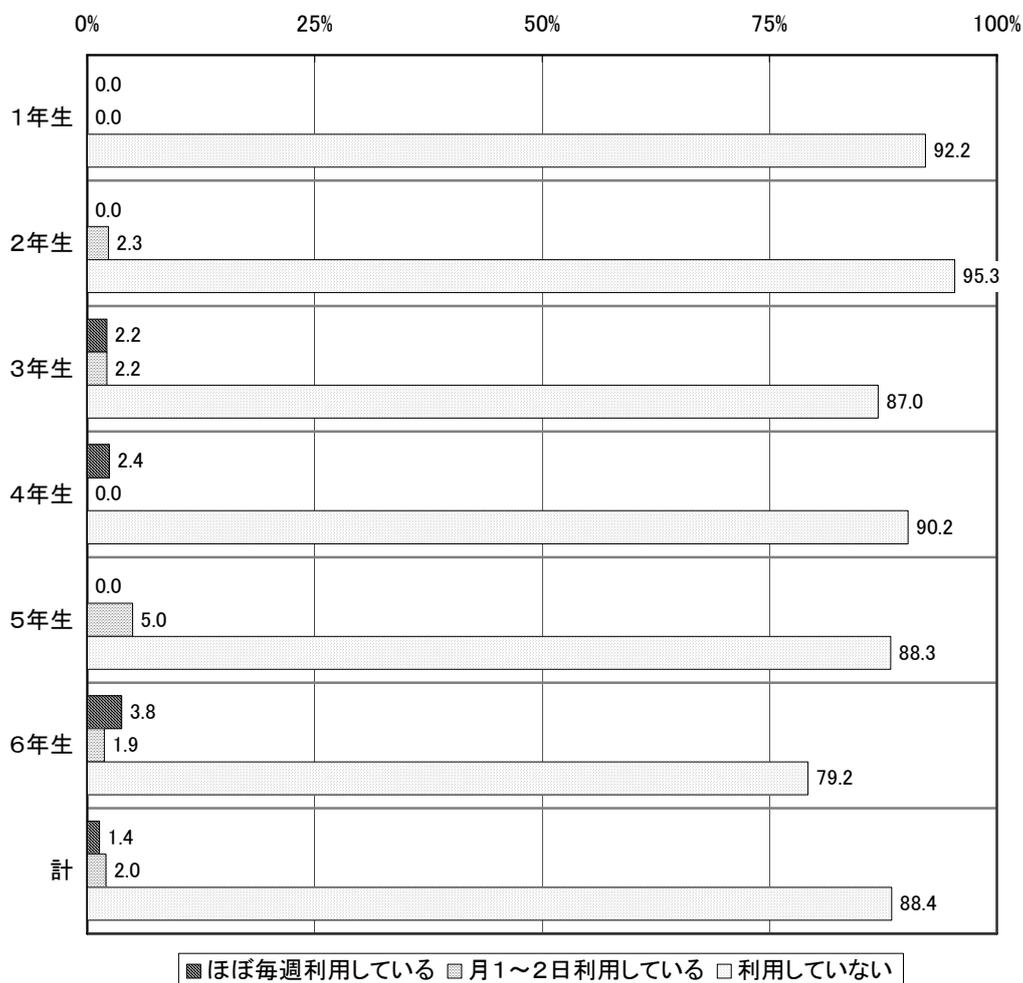
図(資料)-9 放課後児童クラブの利用状況(平日) /n=294



(イ) 土曜日の利用状況

「ほぼ毎週利用している」が1.4%、「月1～2日利用している」が2.0%、「利用していない」が88.4%という結果になっています。

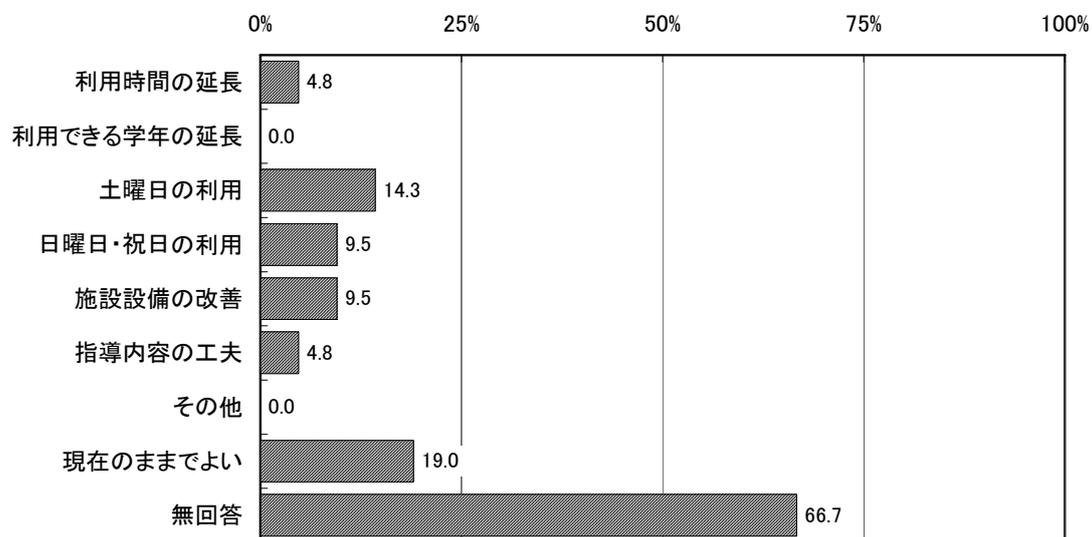
図(資料)-10 放課後児童クラブの利用状況(土曜日) /n=294



ウ. 放課後児童クラブへの要望

「現在のままでよい」が 19.0%と最も高率で、以下、「土曜日の利用」14.3%、「日曜日・祝日の利用」、「施設設備の改善」9.5%と続いています。

図(資料)-11 放課後児童クラブへの要望/現利用者 n=21〔重複回答〕



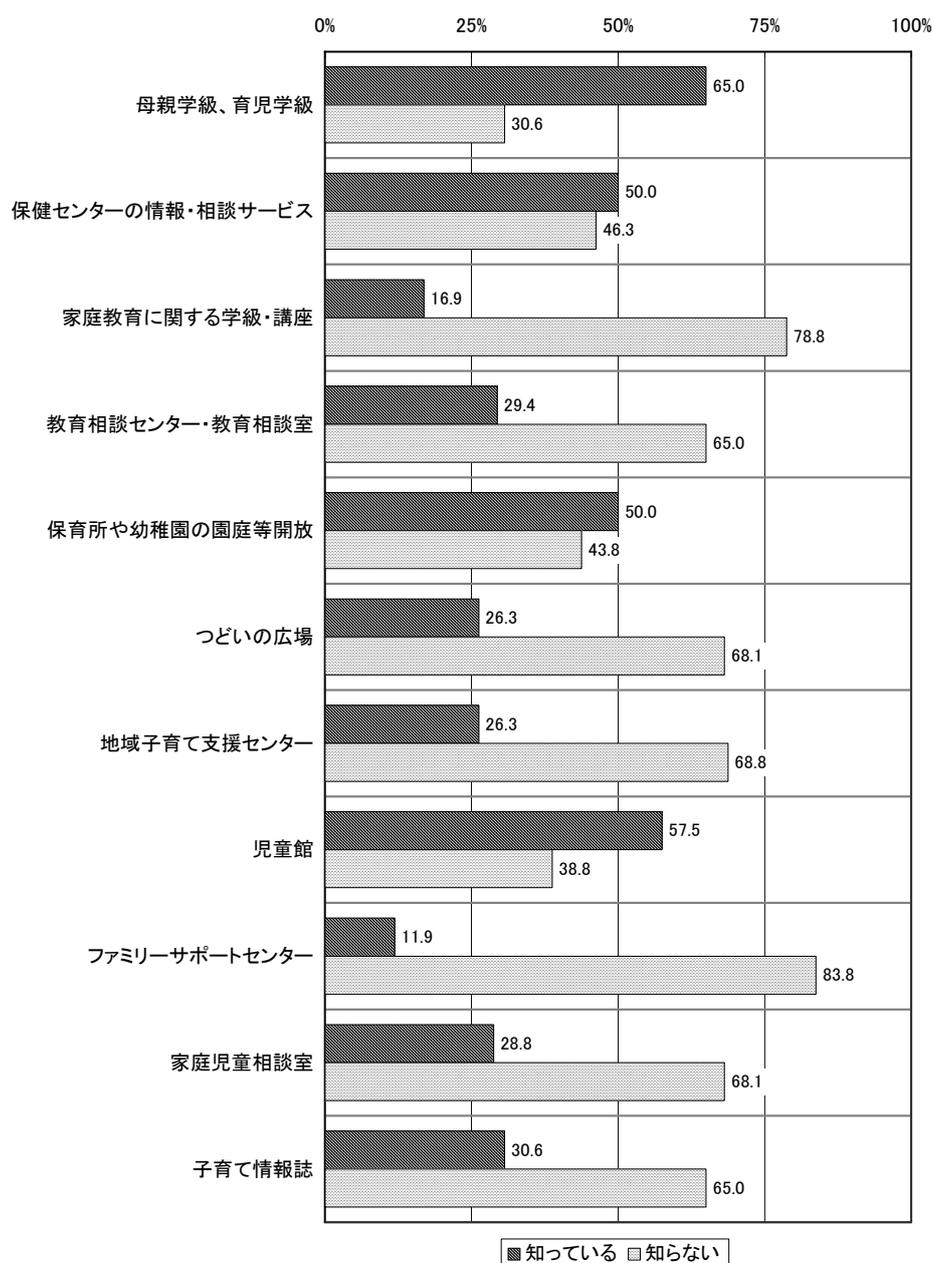
③ 子育て支援サービスについて

ア. 子育て支援サービスの認知状況

(7) 就学前児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級、育児学級」が65.0%と最も高率で、「児童館」57.5%、「保健センターの情報・相談サービス」、「保育所や幼稚園の園庭等開放」50.0%と続き、「ファミリー・サポート・センター」が11.9%で最も低率となっています。

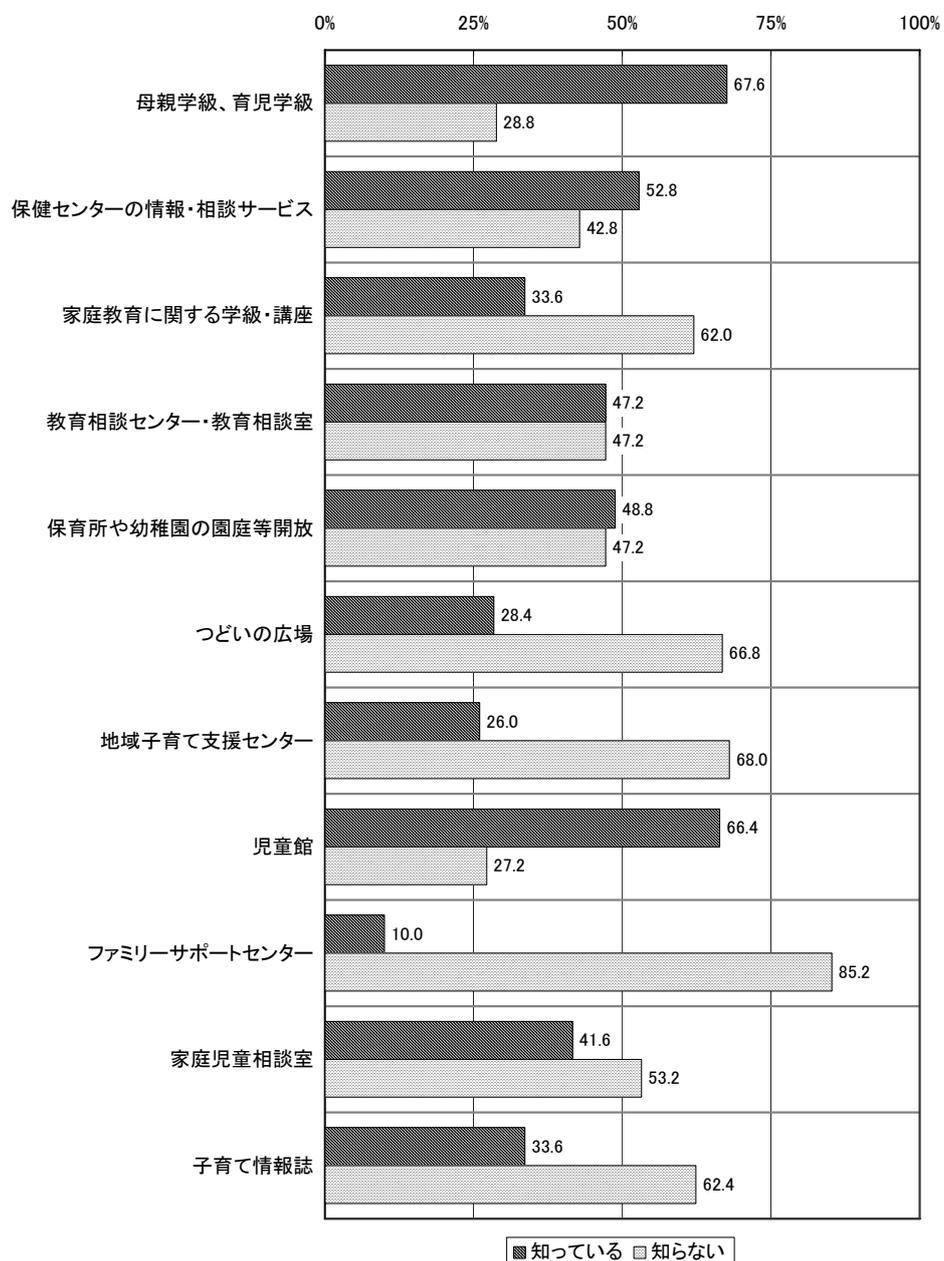
図(資料)-12 就学前児童の保護者の認知状況/n=160



(1) 小学生児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級、育児学級」が67.6%と最も高率で、「児童館」66.4%、「保健センターの情報・相談サービス」52.8%と続き、「ファミリー・サポート・センター」が10.0%で最も低率となっています。

図(資料)-13 小学生児童の保護者の認知状況/n=250

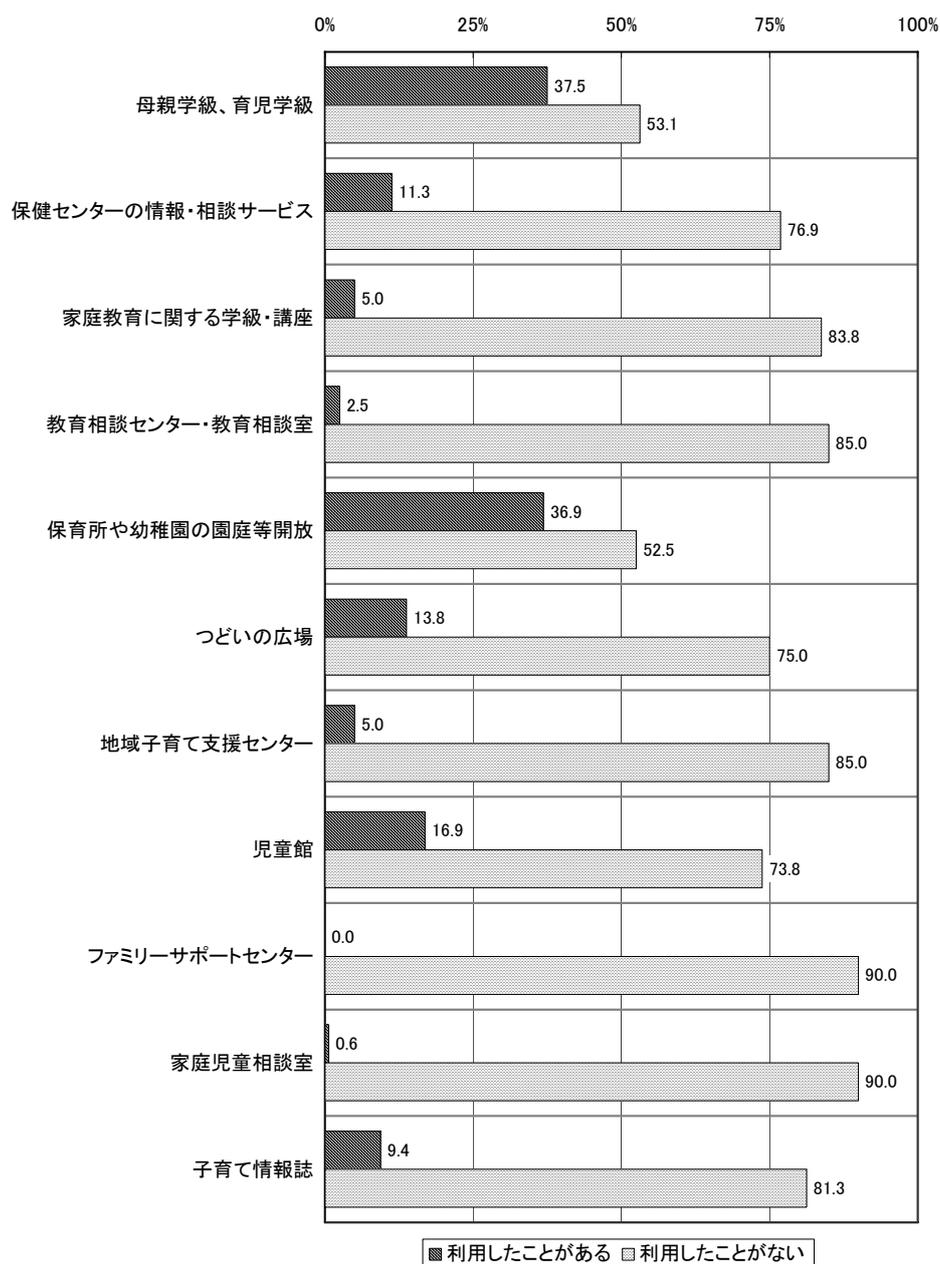


イ. 子育て支援サービスの利用状況

(7) 就学前児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「母親学級、育児学級」が37.5%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」36.9%、「児童館」16.9%と続き、「ファミリー・サポート・センター」が0.0%で最も低率となっています。

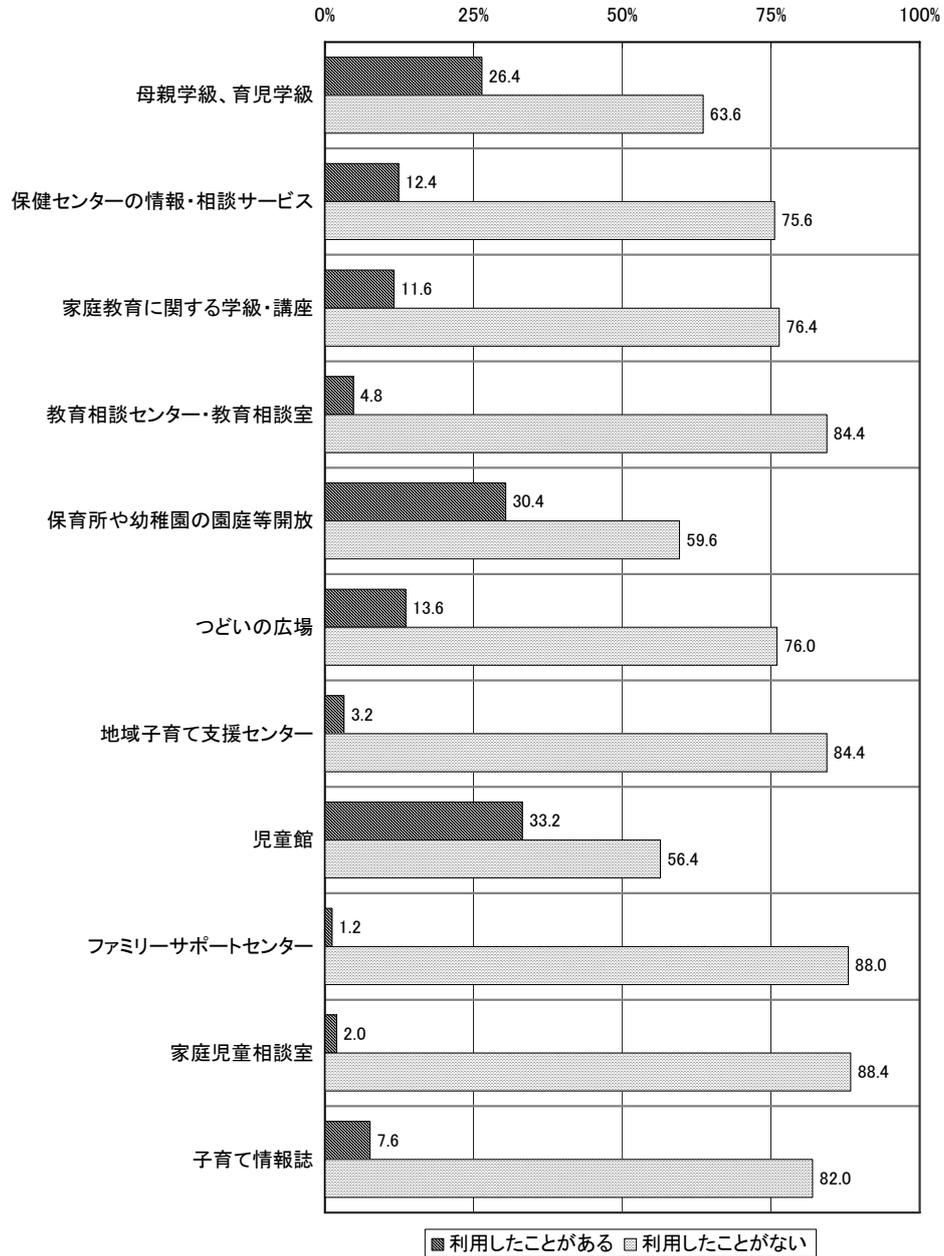
図(資料)-14 就学前児童の保護者の利用状況/n=160



(イ) 小学生児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「児童館」が 33.2%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」30.4%、「母親学級、育児学級」26.4%と続き、「ファミリー・サポート・センター」が 1.2%で最も低率となっています。

図(資料)-15 小学生児童の保護者の利用状況/n=250

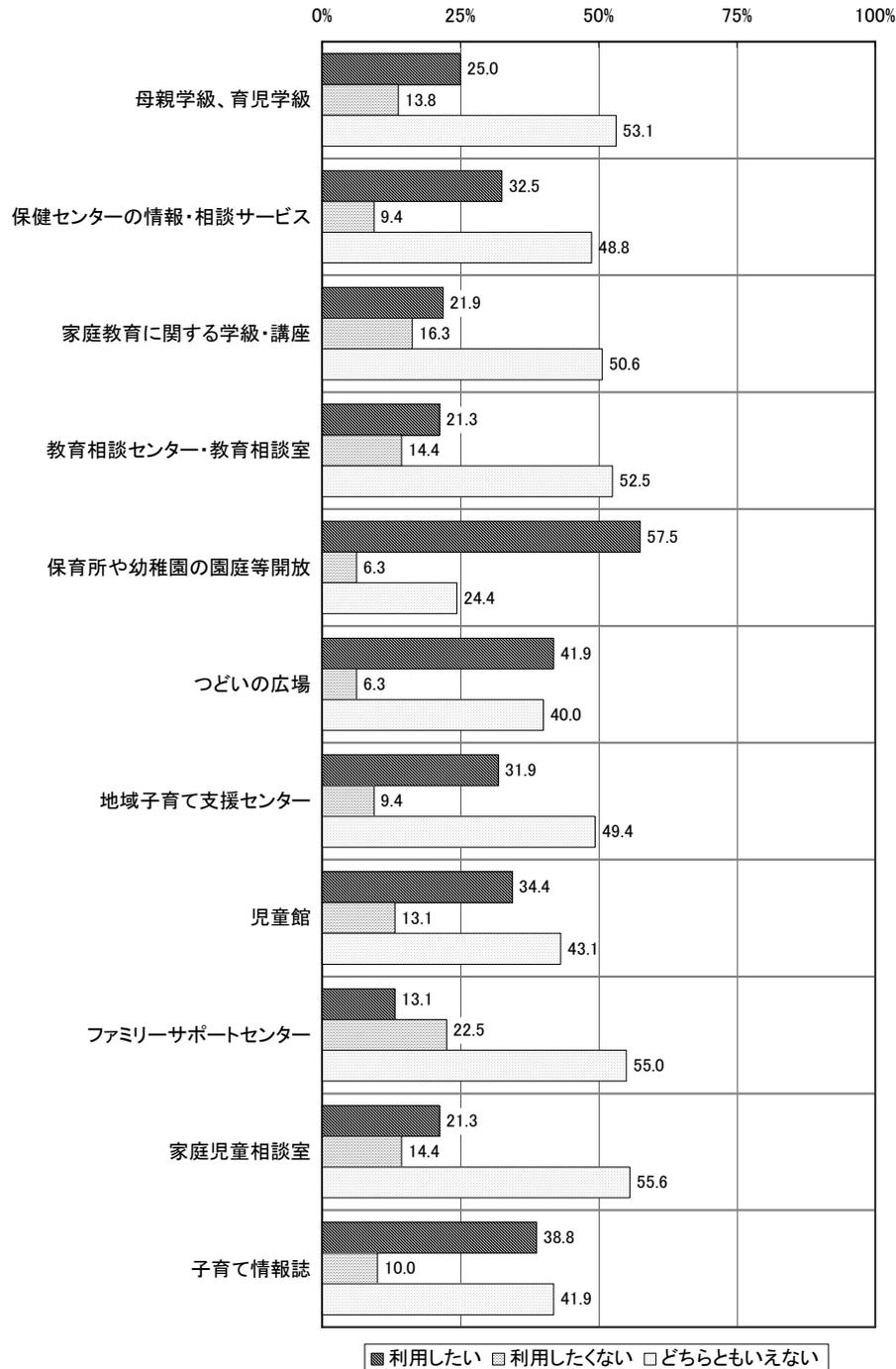


ウ. 子育て支援サービスの利用意向

(7) 就学前児童の保護者

『利用したい』をみると、「保育所や幼稚園の園庭等開放」が 57.5%と最も高率で、「つどいの広場」41.9%、「子育て情報誌」38.8%と続き、「ファミリー・サポート・センター」が 13.1%で最も低率となっています。

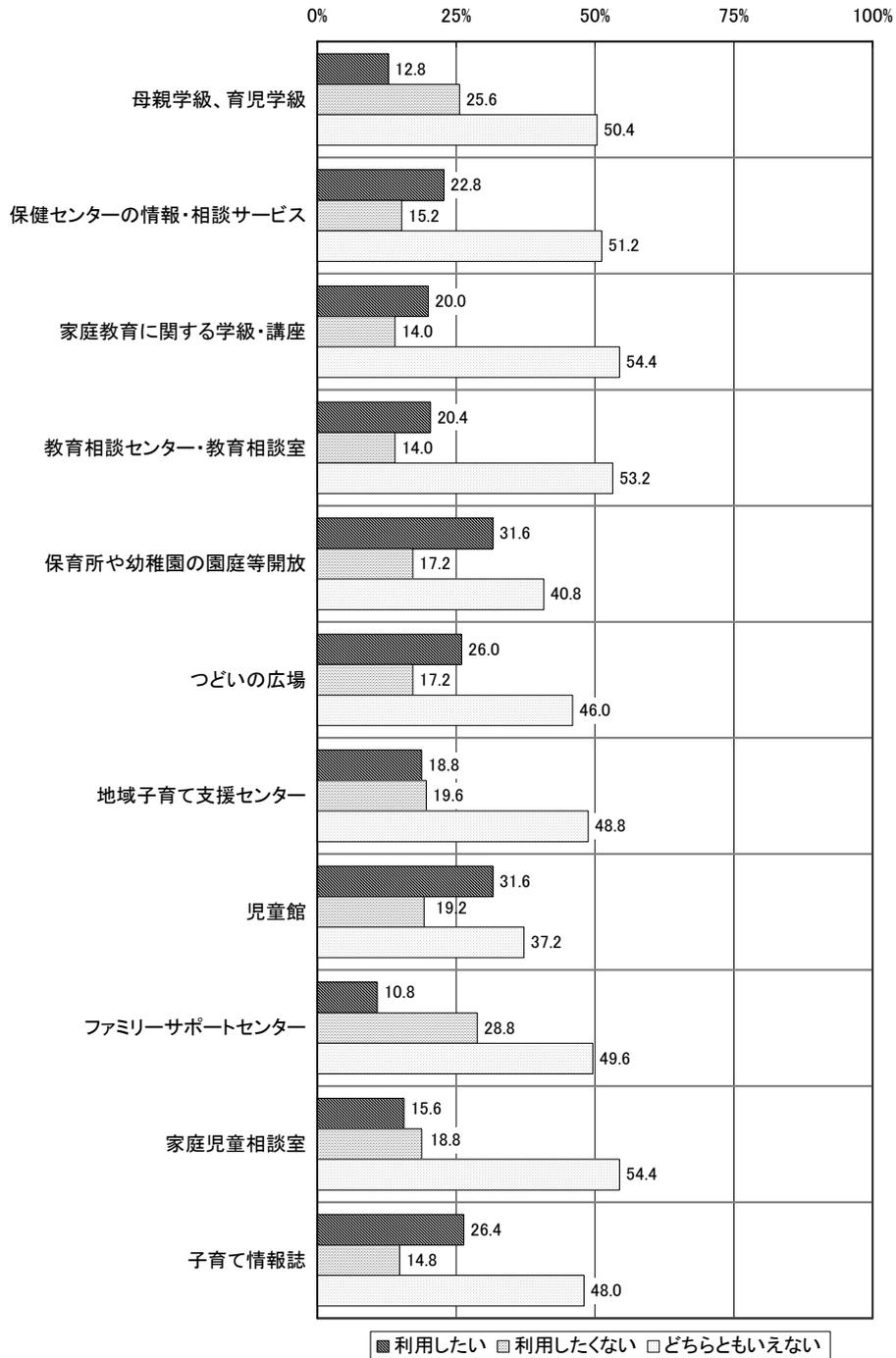
図(資料)-16 就学前児童の保護者の利用意向/n=160



(イ) 小学生児童の保護者

『利用したい』をみると、「保育所や幼稚園の園庭等開放」、「児童館」が31.6%と最も高率で、「子育て情報誌」26.4%と続き、「ファミリー・サポート・センター」が10.8%で最も低率となっています。

図(資料)-17 小学生児童の保護者の利用意向/n=250



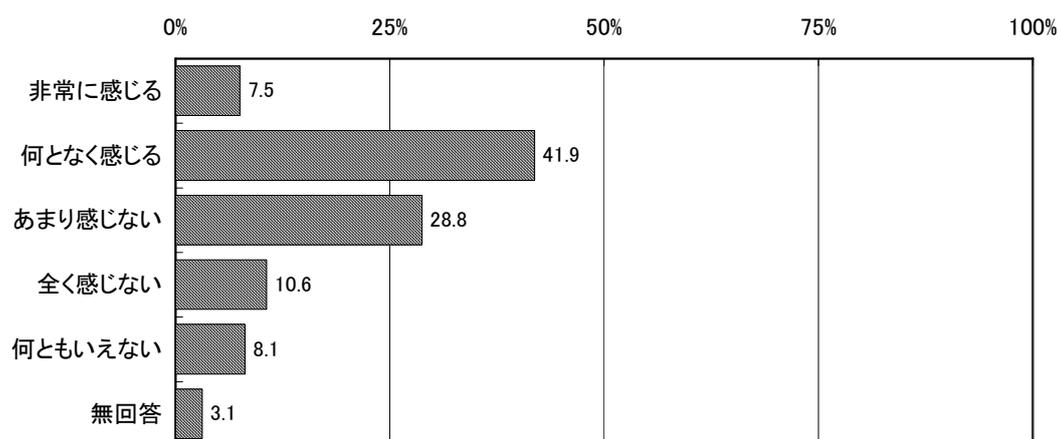
④ 子育てについて

ア. 子育てに関する不安感・負担感

(7) 就学前児童の保護者

「非常に感じる」が7.5%、「何となく感じる」が41.9%であり、両者を合わせると49.4%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は28.8%、「全く感じない」は10.6%となっています。

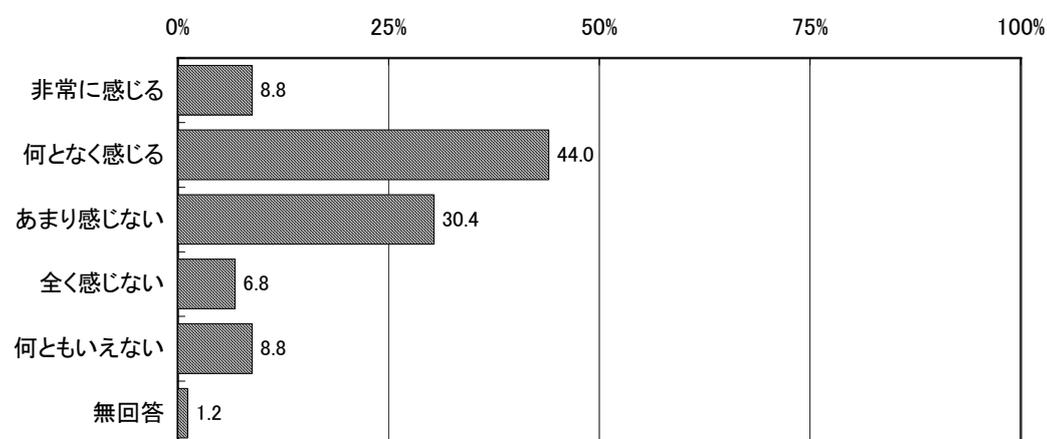
図(資料)-18 就学前児童の保護者/n=160



(4) 小学生児童の保護者

「非常に感じる」が8.8%、「何となく感じる」が44.0%であり、両者を合わせると52.8%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は30.4%、「全く感じない」は6.8%となっています。

図(資料)-19 小学生児童の保護者/n=250

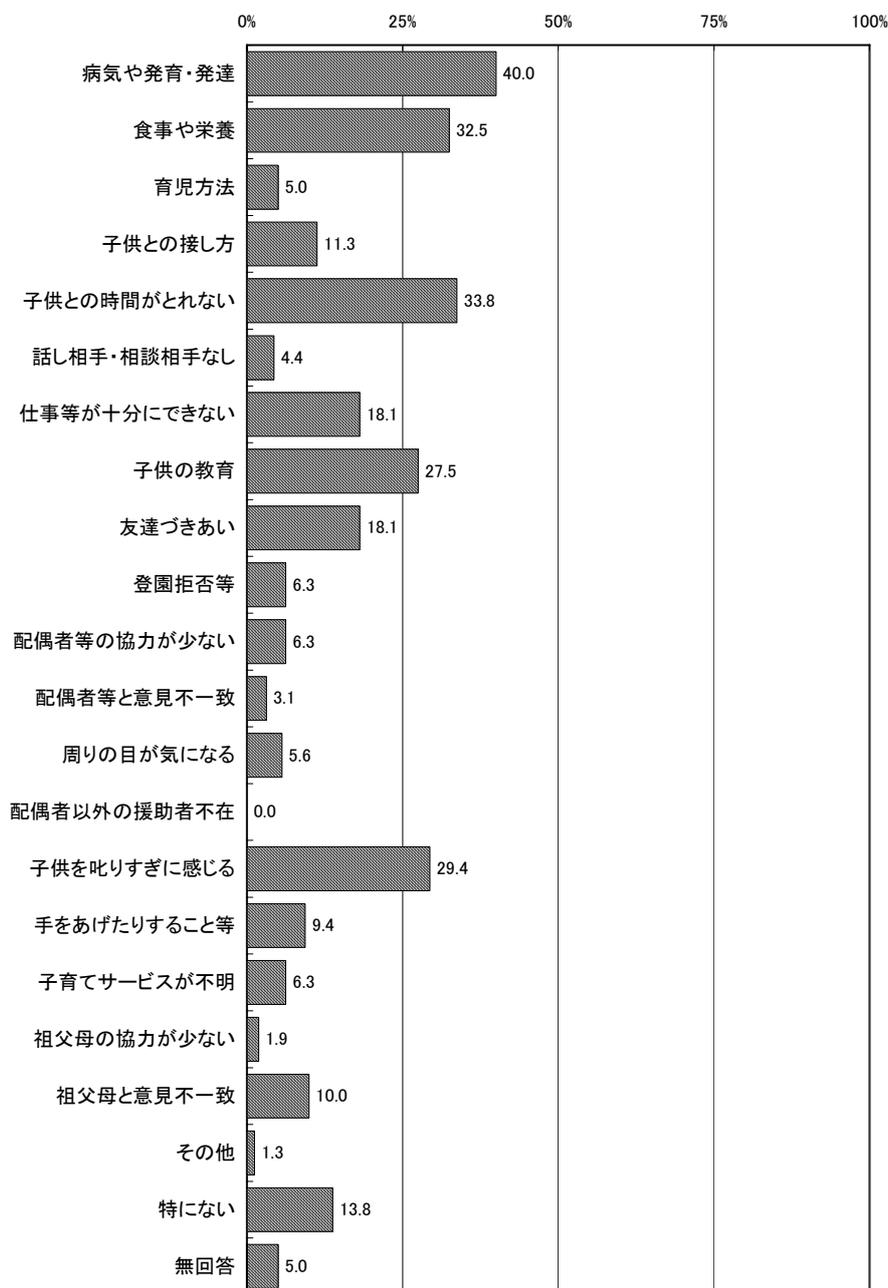


イ. 子育てについて悩んでいること

(7) 就学前児童の保護者

「病気や発育・発達」が40.0%と最も高率で、以下、「子どもとの時間がとれない」33.8%、「食事や栄養」32.5%の順となっており、13.8%が「特にない」と回答しています。

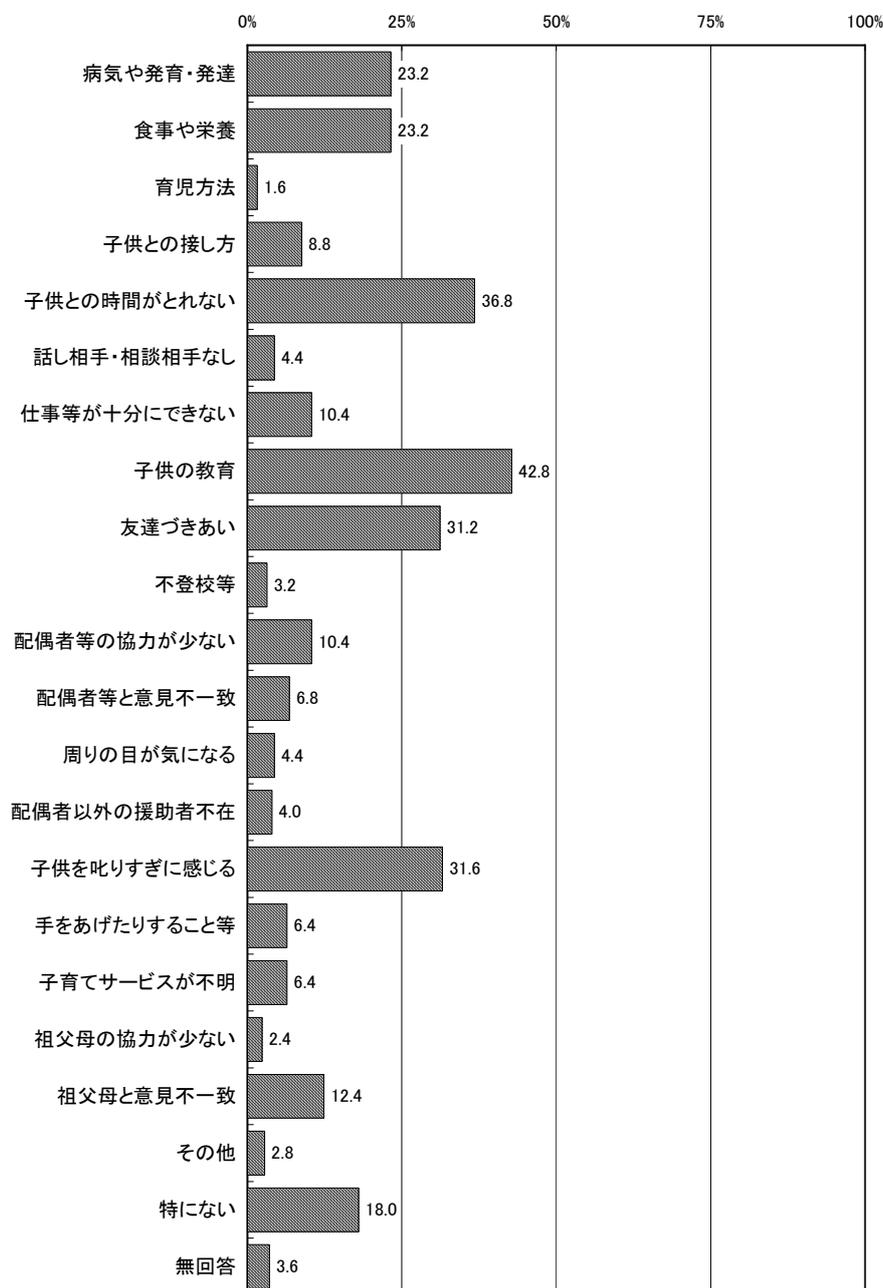
図(資料)-20 就学前児童の保護者/n=160〔重複回答〕



(イ) 小学生児童の保護者

「子どもの教育」が 42.8%と最も高率で、以下、「子どもとの時間がとれない」36.8%、「子どもを叱りすぎに感じる」31.6%の順となっており、18.0%が「特にない」と回答しています。

図(資料)-21 小学生児童の保護者/n=250〔重複回答〕

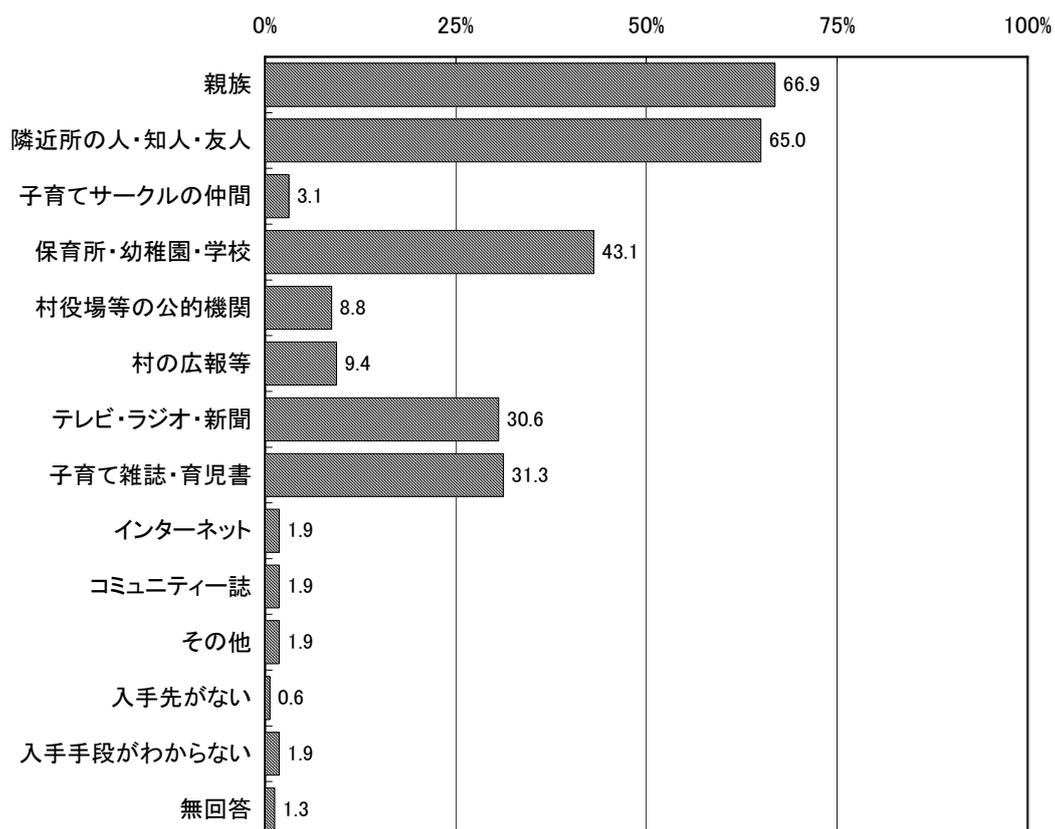


ウ. 子育てに関する情報の入手先

(7) 就学前児童の保護者

「親族」が66.9%と最も高率で、以下、「隣近所の人・知人・友人」65.0%、「保育所・幼稚園・学校」43.1%と続いています。また、0.6%が「入手先がない」、1.9%が「入手手段がわからない」と回答しています。

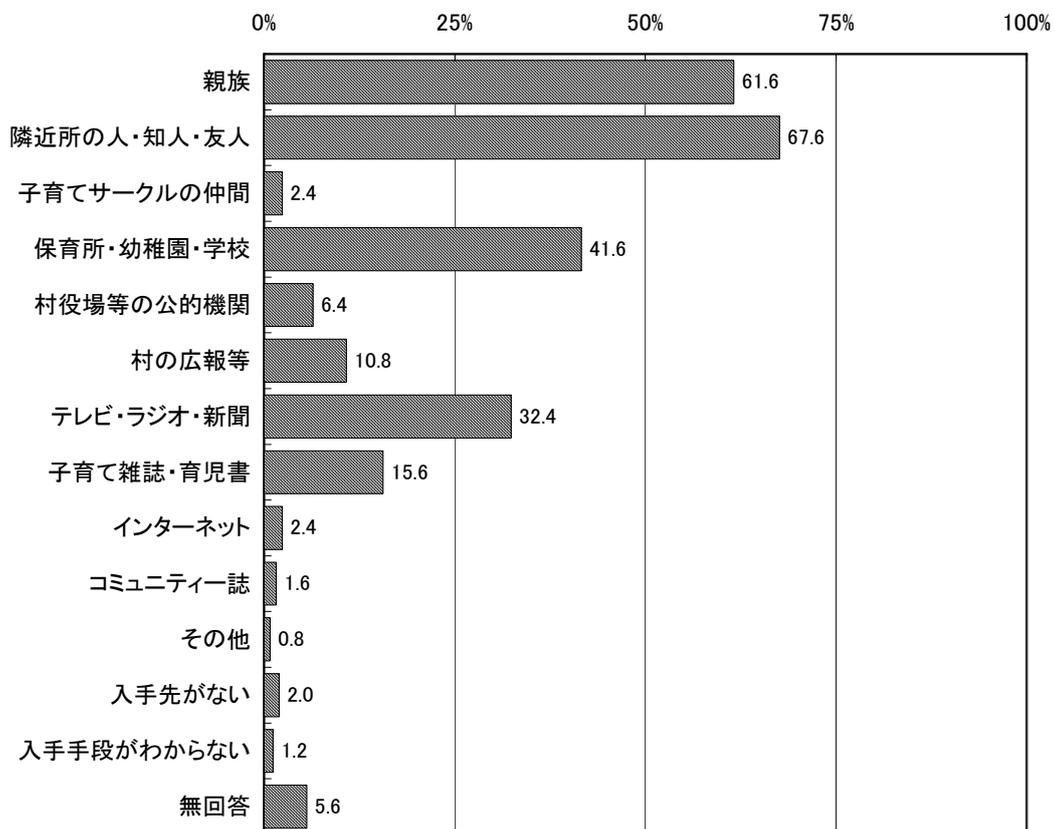
図(資料)-22 就学前児童の保護者/n=160〔重複回答〕



(イ) 小学生児童の保護者

「隣近所の人・知人・友人」が 67.6%と最も高率で、以下、「親族」61.6%、「保育所・幼稚園・学校」41.6%と続いています。また、2.0%が「入手先がない」、1.2%が「入手手段がわからない」と回答しています。

図(資料)-23 小学生児童の保護者/n=250〔重複回答〕

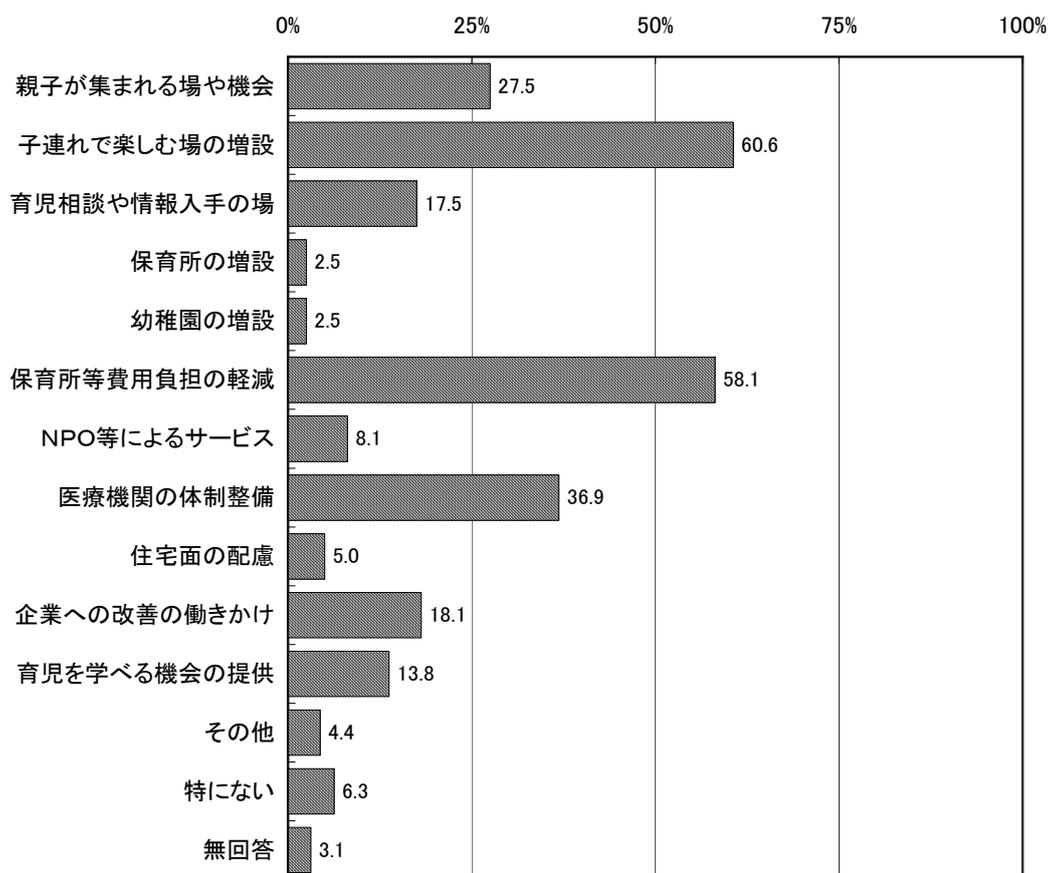


エ. 子育て支援について充実してほしい施策

(7) 就学前児童の保護者

「子連れで楽しむ場の増設」が60.6%と最も高率で、以下、「保育所等費用負担の軽減」58.1%、「医療機関の体制整備」36.9%の順となっています。また、6.3%が「特にない」と回答しています。

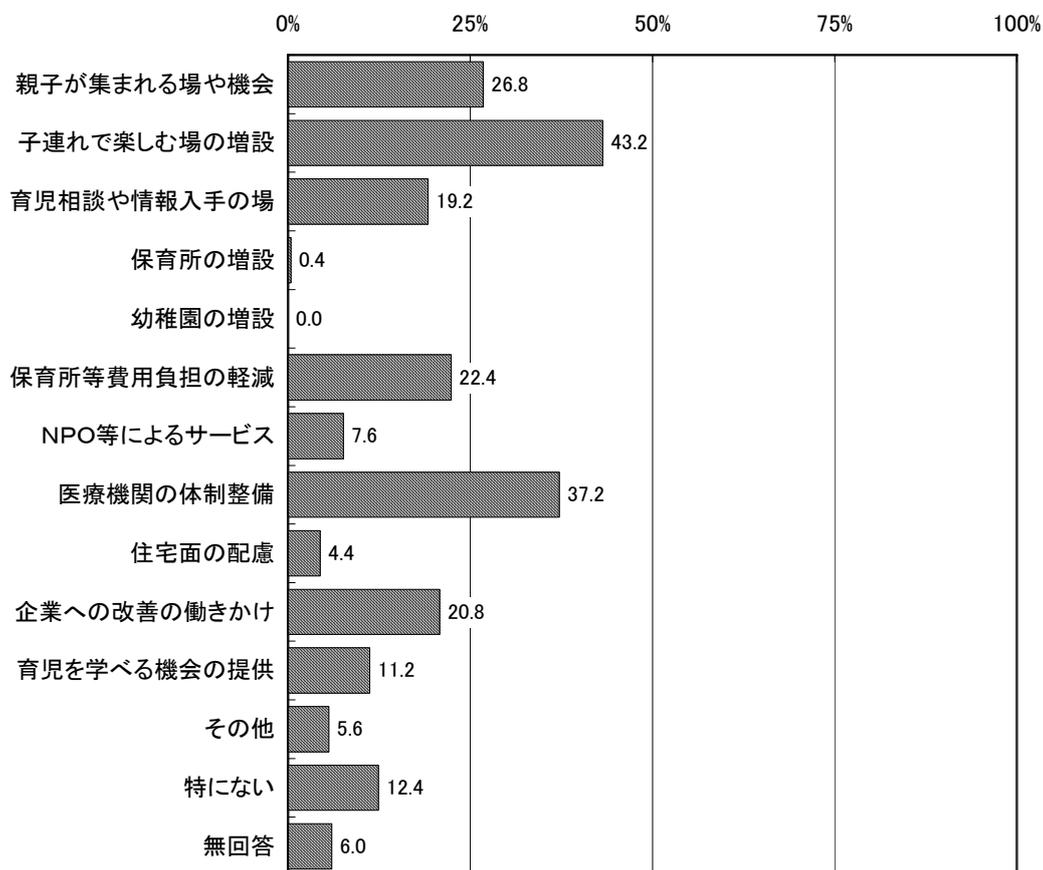
図(資料)-24 就学前児童の保護者/n=160〔重複回答〕



(イ) 小学生児童の保護者

「子連れで楽しむ場の増設」が43.2%と最も高率で、以下、「医療機関の体制整備」37.2%、「親子が集まれる場や機会」26.8%の順となっています。また、12.4%が「特にない」と回答しています。

図(資料)-25 小学生児童の保護者/n=250〔重複回答〕



3. 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会の開催状況等

(1) 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会の開催状況

① 第1回 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会

●日時： 平成16年8月6日（金）15時

●場所： 役場312会議室

●議事

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 村長あいさつ
4. 地域協議会設置要項（案）について
5. 会長、副会長の選出について
6. 協 議
 - (1) 次世代育成支援対策推進法の背景について
 - (2) 行動計画策定にあたっての基本的流れと基本的事項、日程について
 - (3) ヒアリングシートについて
 - (4) その他
推計ニーズ量報告書について

② 第2回 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会

●日時： 平成16年9月29日（水）9時

●場所： 役場301会議室

●議事

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 協 議
 - (1) 平成15年度実施ニーズ調査の結果について（概要）
単純集計結果
事業量推計結果
 - (2) ヒアリングシートの集計結果についての意見交換
 - (3) その他
次回協議会の日程について

③ 第3回 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会

●日時： 平成17年3月29日（火）9時

●場所： 役場311会議室

●議事

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 協 議
 - (1) 戸沢村次世代育成支援行動計画の概要について
 - (2) 行動目標の設定について
 - (2)－1 基本目標に基づく施策の体系について
 - (2)－2 具体的推進施策の内容について
 - (3) 意見交換について
4. その他

(2) 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、戸沢村行動計画を策定するため、戸沢村次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会は、次の事項について調査し、検討し、戸沢村行動計画(案)を村長に提出する。

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の促進その他の次世代育成支援対策
- (6) その他、次世代育成支援対策に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 村議会議員
- (3) 教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 事業主関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) その他、必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成16年8月1日から平成17年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

3 会議は、会議録を調製し、会長が署名する。

4 会議は、公開とする。

(事務局)

第7条 協議会に、第2条の所掌事項の細部について検討するため、村職員で組織する事務局を置く。

2 事務局は、教育課及び健康福祉課の職員をもって組織し、事務局長、同次長を置く。

3 事務局長及び同次長は、事務局員の互選により定める。

4 事務局会議は、事務局長が招集し、議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年8月6日から施行する。

(3) 戸沢村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

NO	区分	団体名	氏名	備考
1	議会	村議会	進藤 伸雄	
2	教育	教育委員	大友 純子	
3	〃	青少年健全育成村民会議	山内 重男	
4	児童福祉	古口母親クラブ	矢作裕美子	
5	〃	すくすく広場	安食 江里	
6	〃	保育所	柿崎 美弥	
7	村民公募		星川 和也	
8	〃		山崎 里美	
9	〃		古澤千代子	
10	事業主	製造業経営者協会	長沢 喜一	
11	政策担当	自立推進室	門脇 忠夫	
12	特定事業主	総務課総務主査	前田 公平	
13	事務局	共育課 課長	寺内 恵一	
14		同 派遣社会教育主事	大橋 秀幸	
15		健康福祉課 課長	早坂喜代子	
16		同 課長補佐	庄司 純司	
17		同 健康推進主査	斎藤 愛子	
18		同 主任保健師	村上万里子	
19		同 児童係長	西嶋 洋	

※委嘱期間 平成16年8月1日～平成17年3月31日

戸沢村次世代育成支援行動計画

発行日 平成17年 3 月

発 行 **戸沢村 健康福祉課**

〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口270

電話(0233)-72-2111

FAX (0233)-72-2116

e-mail tozawa@vill.tozawa.yamagata.jp